

令和元年第2回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

令和元年6月3日 開会

}

令和元年6月17日 閉会

吉田町議会

令和元年第2回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月3日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議案第26号～議案第28号の一括上程、説明	6
○第1号報告の報告	10
○散会の宣告	11

第 2 号 (6月5日)

○開議の宣告	12
○議事日程の報告	12
○議案第27号の質疑、討論、採決	12
○散会の宣告	20

第 3 号 (6月13日)

○開議の宣告	21
○議事日程の報告	21
○一般質問	21
大石 巖	21
平野 積	34
山内 均	49
福世 義己	64
中田 博之	71
楠元 由美子	82
○散会の宣告	92

第 4 号 (6月17日)

○開議の宣告	93
○議事日程の報告	93
○議案第26号の質疑、討論、採決	93
○議案第28号の質疑、討論、採決	94
○議員派遣について	94
○議会閉会中の継続調査について	94
○町長挨拶	95
○議長挨拶	95
○閉会の宣告	95

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに令和元年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

きょうは統一地方選後、最初に開かれる議会定例会でございます。統一地方選で選ばれた議会の皆様とも最初の定例会でございます。これから4年間続く議会でございますけれども、4年間の議会というものが町の発展と町民の福祉の向上に資するものであることを切に希望し、議会の皆様には常に開かれた議会であることをぜひとも実現していただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

---

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから令和元年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、3番、盛 純一郎君、4番、中田博之君を指名します。

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月3日から6月17日までの15日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日6月3日から6月17日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

◎諸報告について

○議長（増田剛士君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係、その他に関する事についてであります。5月28日火曜日、東京国際フォーラムホールにおいて、令和元年度町村議会議長・副議長研修会が開催されました。本研修会は、「これからの町村議会を考える」をテーマに開催されました。

初めに、「町村議会議員の議員報酬等のあり方 最終報告」と題し、山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏、明治大学政治経済学部地域行政学科長・教授、牛山久仁彦氏及び首都大学東京都市環境学部都市政策科学科准教授、長野基氏をパネラーに迎え、パネルディスカッションが行われました。

引き続き、町村議会特別表彰が行われ、3部構成により、長野県喬木村議会議長、下岡幸文氏から「小規模議会議員の在り方を求めて～夜間・休日議会の挑戦～」について、また、鳥取県若桜町議会議長、川上 守氏と同議会副議長、前住孝行氏から「町民に寄り添う議会を目指して～鳥取県若桜町議会の歩み～」について、そして、京都府与謝野町議会議長、家城 功氏から「京都府与謝野町議会の取り組み～町民に信頼され存在感のある議会を目指して～」について、それぞれの町の議会活性化への取り組みなどについて発表がありました。

大変有意義な講演等であり、これからの議会活動、議会の活性化に向けて大いに参考になり、今後に活かしてまいりたいと思えます。

5月31日金曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び第1回政策研修会が静岡市で開催されました。定期総会では、平成30年度静岡県地方議会議長連絡議会事業実績及

び歳入歳出決算について、また、令和元年度静岡県地方議会議長連絡協議会事業計画及び歳入歳出予算について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

また、政策研修会では、株式会社佐々木常夫マネジメント・リサーチ代表、佐々木常夫氏による「これからの時代のマネジメントとリーダーシップ」と題した講演がありました。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長所信表明を行います。お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和元年第2回吉田町議会定例会は、平成31年4月21日執行の統一地方選挙後、最初の議会定例会でございますので、今議会定例会の開会に臨み、今後の町政運営についての所信を述べさせていただきます。

4月30日をもって「平成」の御代が幕を閉じ、5月1日から新たに「令和」の御代が幕をあけました。振り返ってみますと、平成は地方自治体にとって大きな変革の時代でありました。

その一番のターニングポイントは地方分権一括法の成立です。平成11年7月に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法が成立したことにより、機関委任事務が廃止され、いずれも地方公共団体の事務と位置づける法定受託事務と自治事務に再編成されました。

さらに第1次から第8次にわたる地方分権一括法を受けて、平成23年5月以降、市区町村に対する義務づけ・枠づけの見直しが行われ、それまで国が一律に定めていた各種基準や資格を地方自治体が条例により定め、地域の実情を踏まえた独自の基準等の設定による政策立案が求められることとなったほか、権限の移譲により、国と地方で分担していた一連の事務を地方が一元的に実施し、さまざまな施策を一元的に管理・運営することも求められるようになりました。

こうした地方分権改革の進展に伴い、地方自治体には、地域の実情に合った政策をみずからが考え、みずからの意思で決定し、みずからが責任をとる行政運営が求められることとなり、それぞれが独自の政策を打ち出して競い合う都市間競争が繰り広げられるようになりました。そして、さらに人口減少や少子高齢化の進行がこの都市間競争に拍車をかけ、それぞれの自治体が生き残りをかけて激しく競い合う時代に突入したのです。

私が町政運営を担わせていただくこれからの4年間においては、人口減少や少子高齢化の進行がさらに加速する中で都市間競争もより一層激しさを増し、自治体間の格差がこれまで以上にはっきりとあらわれてくることが予想されます。私は、当町がこの非常に厳しい時代の中でも力強く歩んでいけるよう、職員一人一人の政策立案能力を高め、役場が政策官庁として地域づくりの主体となり、多くの皆様に選ばれる活気に満ちた魅力あふれるまちをつくり上げるべく、全身全霊をかけて町政運営に取り組んでまいりたい所存でございます。

それでは、今後の町政運営につきまして御説明申し上げたいと存じます。

議員の皆様も御承知のとおり、今回の町長選挙は残念ながら無投票となり、私としては大変不本意な結果でございましたが、私は、今回の選挙に臨むに当たり、五つの柱から成る公約を掲げさせていただいておりました。その五つの柱とは、「シーガーデンシティ構想の具現化」、「都市基盤の整備」、「産業の振興」、「社会福祉の建設」及び「教育環境の整備」でございますので、このマニフェストに沿い、今後の町政運営につきまして御説明申し上げます。

初めに、五つの柱の一つ目の「シーガーデンシティ構想の具現化」についてでございます。

当町では、東日本大震災以降、失われた安全・安心を取り戻すべく「津波防災まちづくり」を強力に推し進めるとともに、安全・安心とにぎわいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想の具現化にも着手してまいりましたが、今後4年間につきましても、新たな安全の創出と新たなにぎわいの創出とを同時に進める取り組みを一層加速させ、実現に向けて努力をしてまいります。

新たな安全の創出に係る最重要施策であります防潮堤の整備についてでございますが、川尻工区につきましては、この4年間の間に、大井川河口の河川防災ステーションや大井川堤防なども含めた一体的な整備を完了させ、実際に新たなにぎわいを生み出せるような段階まで取り組みを進めてまいりたいと考えております。

一方の住吉工区につきましては、早期に事業着手していただけるよう、引き続き国に対し強力に働きかけ、この4年間で具体的な整備を始められる段階まで歩みを進めてまいりたいと考えております。

新たなにぎわいの創出を担う施設であります吉田漁港多目的広場につきましては、川尻工区の防潮堤との接続が円滑に行われるよう調整を図ってまいりますとともに、吉田漁港多目的広場利活用検討委員会及び吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会の皆様の御意見も十分に踏まえながら、海岸や景観などといった資源を最大限に活用し、多くの皆様に訪れていただける魅力あふれる施設となりますよう、民間との連携も念頭に置いた整備を進めてまいります。

さらにシーガーデンシティ構想におけるにぎわいづくりの先行的な取り組みとして、展望台小山城に併設しております小山城売店をリニューアルし、改装後は「しらすのまどぐち」をコンセプトに、しらすを中心とした特産品の販売や町の情報発信などを行うPR拠点として運営してまいりたいと考えております。

続きまして、五つの柱の二つ目の「都市基盤の整備」についてでございます。

当町では、東日本大震災以降、津波防災まちづくりによる防災対策に取り組んでいく中で、道路網などの都市基盤整備を着実に進め、交流人口の拡大など新たなにぎわいの創出につなげてまいりました。しかしながら、さらなる都市基盤整備に向けて取り組んでいかななくてはならない課題として残っているものが大幡川幹線の道路改良事業でございます。

この大幡川幹線の道路改良事業を着実に進め、主要地方道吉田大東線から東名高速道路までの約1キロメートルの区間が開通いたしますと、大井川にかかるはばたき橋のたもとへとつながり、交流人口の拡大やさらなるにぎわいの創出にも寄与するものと考えておりますので、引き続き早期の事業着手に向け、地元の皆様との意見交換や関係機関との調整を進めてまいります。

また、シーガーデンシティ構想におけるにぎわいづくりと相まって、交流人口の拡大も目指していく中で、吉田インターチェンジ周辺の整備は大きな課題であると認識しておりますので、地域住民の皆様の御意見も取り入れながら、特に鉄道の駅や空港からのアクセスという点において利便性を向上させるような拠点整備に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、五つの柱の三つ目の「産業の振興」についてでございます。

シーガーデンシティ構想の具現化に伴う新たなにぎわいづくりが進んでまいりますと、水産業や農業、既存の企業との連携や新たな商品開発などの可能性も大いに膨らんでまいりますので、今後は新たな動きを喚起し、多角的な活動が展開されるような仕掛けづくりにも取り組み、産業の振興につなげてまいりたいと考えております。

また、新たなにぎわいが生まれてくる中で、起業や創業に関する支援も一層充実させ、当町をさらに豊かで勢いのあるまちへ発展させてまいりたいと考えております。

続きまして、五つの柱の四つ目の「福祉社会の建設」についてでございます。

冒頭にも申し上げましたとおり、人口減少や少子高齢化は今後も確実に進んでまいります。そのような時代においても、誰もが安心して健やかに暮らせる社会の構築を目指し、引き続き高齢者福祉や健康づくり、子育て支援に係るサービスを充実させていく必要があると考えております。

私は、高齢化の進行に伴い、移動に困難を感じる交通弱者と言われる方々が今後増えていくのではないかと推察しております。このため、本年度から新たな公共交通システムの構築に向けた調査を開始し、町民の皆様の御意見、御要望も十分に踏まえながら、誰もが快適に町内を移動することができる公共交通システムの構築を目指してまいります。

一方、年々高齢化が進む当町においても、まだまだ元気な高齢者の皆様は大勢いらっしゃいますので、このような元気な高齢者の皆様が長年培ってきた豊富な知識や経験をもとに、地域において幅広く御活躍いただけますよう、イベント等を通じた社会参加の促進や、ボランティア活動に関する相談窓口の設置など、アクティブシニアの皆様の余暇活動を推進する事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

さらには高齢者の皆様の健康づくりや体力づくりに対する意欲を高め、運動習慣を定着させることにより、日ごろの運動不足の解消や筋力低下の防止を図るとともに、心身の健康や生きがいづくりにつながるよう、高齢者の皆様が楽しみながら気軽に運動に取り組むことができる高齢者スポーツ教室の開設についても検討してまいりたいと考えております。

子育て支援に係るサービスの一つであります放課後児童クラブにつきましては、各小学校区に1棟ずつ施設を増築し、入所要件の緩和にも対応できる児童の受け入れ態勢が整いましたので、今後は運営面の充実を図り、きめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

最後に、五つの柱の五つ目の「教育環境の整備」についてでございます。

子供たちは吉田の宝であり、未来を担う子供たちが複雑多様な社会の中で力強く生きていくために必要な資質・能力を身につけられるよう、安心して質の高い教育を受けられる環境を整備することが私の使命であると思っておりますので、引き続き「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan」に掲げた施策を中心に教育環境の整備に尽力してまいります。

小・中学校の体育館につきましては、教育活動の拠点であると同時に、有事の際には町民の皆様が避難生活を送る指定避難所にも位置づけておりますことから、子供たちの教育環境をさらに向上させるとともに、有事の際には町民の皆様が少しでも快適な環境のもとで過ごすことができますよう、本年度中にエアコンを設置いたします。

また、総合体育館につきましても、健康づくり、体力づくりの拠点として多くの皆様に御利用いただいております、小・中学校の体育館同様、有事の際の指定避難所にも位置づけておりますので、来年度以降のエアコン設置に向け、本年度は空調設備設置に係る実施設計業務委託を実施いたします。

教育活動に関する施策といたしましては、新学習指導要領において、アクティブラーニングを取り入れた授業改善やプログラミング教育の展開が求められておりますので、これらが円滑に行われるよう、ICT機器の充実を図ってまいります。

また、補充学習の充実や子供たちの居場所づくりに係る施策といたしましては、これまで実施してまいりました公設学習塾や放課後補充学習に加え、夏休みを利用した町主催のサマースクール開設につきましても、教育委員会と意識を共有しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、新たに4年の任期を迎え、五つの柱から成る私のマニフェストに沿い、今後の町政運営に対する私の考えを述べさせていただきました。

地方分権改革の進展や住民ニーズの多様化による行政需要の増大等に加え、人口減少・少子高齢化も急速に進み、当町を取り巻く環境は一層厳しさを増してまいりますが、当町が明るい未来に向かって絶えず進化し続け、皆様に選んでいただける魅力あふれるまちとなりますよう、五つの柱から成る私のマニフェストの実現に向け、町政運営に全精力を傾注してまいります。

議員各位におかれましても、当町が置かれている非常に厳しい状況を御理解いただきますとともに、「豊かで勢いがあり、心を魅了する」まちづくりに対しまして多大なる御支援を賜りますよう切にお願い申し上げ、所信表明といたします。

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

---

#### ◎議案第26号～議案第28号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第4、第26号議案から日程第6、第28号議案までの3議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和元年第2回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について1件、補正予算について1件、契約の締結について1件の合計3件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。



第 26 号議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が本年 5 月 15 日に施行されたことに伴いまして、選挙長、投票管理者などの報酬につきまして、当法律に規定する額を充用する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第 27 号議案は、令和元年度吉田町一般会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

本議案は、令和元年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 643 万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 107 億 8,943 万円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 28 号議案は、平成 31 年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電気設備更新工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、吉田町浄化センターの電気設備を更新する工事につきまして、一般競争入札により契約金額 2 億 2,550 万円で、東芝インフラシステムズ株式会社静岡支店統括責任者、中司規夫と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が上程をいたします 3 議案の概要でございます。

なお、第 27 号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、風しん対策及び若年がん患者等支援事業に関しまして、国及び県の補正予算に呼応し、早期に事業着手する必要がありますことから、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほうをよろしくお願申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いたします。

初めに、総務課長お願いたします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第 26 号議案の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 1 議案の内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の 1 ページ、2 ページ及び参考資料ナンバー 1 をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が本年 5 月 15 日に施行され、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準が改正されましたことから、本条例に規定している選挙長、投票管理者など選挙に携わる方の報酬につきまして、同法律に規定する額と同額とする条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

改正の内容でございますが、議案書の 2 ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

別表第 1 に規定されおります特別職の職員で非常勤のものの報酬につきまして、選挙長が 1 回 1 万 600 円から 1 万 800 円に、投票所の投票管理者が日額 1 万 2,600 円から 1 万 2,800

円に、期日前投票所の投票管理者が日額 1 万 1,100 円から 1 万 1,300 円に、開票管理者が 1 回 1 万 600 円から 1 万 800 円に、選挙・開票立会人が 1 回 8,800 円から 8,900 円に、投票所の投票立会人が日額 1 万 700 円から 1 万 900 円に、期日前投票所の投票立会人が日額 9,500 円から 9,600 円に、指定病院等における不在者投票の外部立会人が日額 1 万 700 円から 1 万 900 円に、それぞれ 100 円または 200 円引き上げるもので、法律に規定する額と同額とするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が総務課からの 1 議案につきましての御説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第 27 号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和元年度吉田町一般会計補正予算（第 1 号）の 1 ページをごらんください。

まず、第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 643 万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 107 億 8,943 万円とするものでございます。

また、第 2 項にございまして、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和元年度吉田町一般会計補正予算（第 1 号）に関する説明書の 3 ページをごらんください。

まず初めに、歳入の 14 款国庫支出金でございますが、198 万円の増額でございます。

2 項 3 目衛生費国庫補助金におきまして、感染症予防事業費等国庫補助金を 198 万円増額するもので、これは歳出の 4 款 1 項保健衛生費に計上いたしました感染症予防費に充当するものでございます。

なお、補助率は風しんの抗体検査に係る事業費の 2 分の 1 でございます。

続きまして、15 款県支出金でございますが、こちらは 36 万 2,000 円の増額でございます。

2 項 3 目衛生費県補助金におきまして、若年がん患者等支援事業費補助金を 36 万 2,000 円増額するもので、これは歳出の 4 款 1 項保健衛生費に計上いたしました健康増進事業費に充当するものでございます。

なお、補助率は事業費の 2 分の 1 でございます。

続きまして、4 ページ、18 款繰入金でございますが、408 万 8,000 円の増額でございます。

これは2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございまして、財政調整基金から408万8,000円を繰り入れさせていただくものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページをごらんください。

4款衛生費でございますが、643万円の増額でございます。これは1項2目予防費におきまして、国の風しんの追加的対策に伴い、風しんの抗体保有率が低い世代に対する風しんの抗体検査、予防接種に係る事業費として通信運搬費を8万9,000円、風しん支払事務手数料を42万1,000円、予防接種委託料を350万6,000円、電算委託料169万円、それぞれ増額するものでございます。

次に、8目増進事業費につきましては、県の若年がん患者等支援事業費助成に伴いまして、若年がん患者等支援事業費扶助費72万4,000円を計上するものでございます。

以上が令和元年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

なお、歳出予算の補正のうち、4款衛生費の1項2目予防費の感染症予防費でございますが、国の風しんに関する追加的対策に係る事業であり、風しんの発生及び蔓延の予防のための事業でございます。

また、対象者の多くは働く世代の男性でありますことから、特定健診や事業所健診の機会を活用し、対象者の受検の機会をふやす取り組みを同時に行っていく必要がございます。早い事業所では今月中には健診を実施しますことから、できる限り早急に事業に着手し、万全な体制を整える必要があると考えております。このため、補正予算につきましては、早期の議決をお願いさせていただこうとするものでございます。

以上が企画課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

本議会に上程いたします第28号議案 平成31年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電気設備更新工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の4ページ、5ページをごらんください。

本議案は、地方自治法第234条の規定に基づき、一般競争入札に付した平成31年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電気設備更新工事請負契約の締結について、契約の方法は一般競争入札による契約、契約の金額を2億2,550万円、契約の相手方を静岡市葵区追手町3番11号、東芝インフラシステムズ株式会社静岡支店統括責任者、中司規夫とする請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、参考資料ナンバー2をごらんください。

1ページは入札結果表でございます。入札につきましては、令和元年5月20日、午後1時30分から吉田町役場2階、町民ホールにおきまして、入札参加者資格委員会において入札参加資格が確認された業者1社による一般競争入札を執行いたしました。

この入札の結果、東芝インフラシステムズ株式会社静岡支店と2億500万円に税及び地方消費税相当額の10%を加算した金額2億2,550万円で、令和元年5月22日に仮契約を締結しております。

また、予定工期としまして、令和元年6月18日から令和3年2月19日までとしております。これは前回の臨時議会で御承認いただいた機械設備更新工事同様に、機器の製作に相当の期間を要するため、複数年度での工期としてございます。

次に、2ページの工事等概要書及び3ページの吉田浄化センターの一般平面図をあわせてごらんください。

工事箇所は吉田町住吉地内、浄化センターです。

3ページの一般平面図の赤枠で囲ってある3棟、沈砂池管理棟、汚泥処理棟、最終沈殿池、反応タンク、最初沈殿池の水処理棟が今回工事の対象範囲でございます。

工事内容は、ストックマネジメント計画に基づき、吉田浄化センターの各棟にある電気設備のうち、耐用年数を経過した各機器を更新するものであり、沈砂池管理棟ではアからキまでの各機器の更新工事とクからシまでの機能増設工事を実施し、水処理棟ではアからコまでの各機器の更新工事を実施し、汚泥処理棟ではアの給水流量計の更新工事を実施いたします。今回の電気設備更新工事は、前回の臨時議会で御承認をいただいた機械設備更新工事に伴うものが主なものでございます。

4ページは浄化センターのシステム構成図、5ページは水処理設備の計装フローシートなどでございます。

この事業は国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を財源として行うものでございます。

以上が第28号議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で、説明が終わりました。

---

#### ◎第1号報告の報告

○議長（増田剛士君） 日程第7、第1号報告 平成30年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について報告を行います。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課から、第1号報告 平成30年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてといたしまして、平成30年度の一般会計繰越明許費につきまして御報告申し上げます。

議案つづりの6ページ、7ページをごらんください。

この報告は、平成30年度吉田町一般会計補正予算におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製して、御報告させていただくものでございます。

計算書の内容でございますが、議案書の7ページをごらんください。

平成30年度一般会計予算において、繰越明許費を設定させていただいた事業は繰越計算書の表内にある4事業でございます。それでは、それぞれの内容につきまして御説明申し上げます。

まず、2款1項のシーガーデンシティ推進事業費でございますが、これはシーガーデンの川尻工区におけるジオラマ作製に係る委託料として172万8,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、繰入金のふるさと吉田寄附金基金繰入金172万8,000円でございます。

次に、6款1項の農業振興費でございますが、これは台風24号被災農業者に対する事業再建のための補助金1,025万1,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、県支出金の経営体育成支援事業費補助金674万1,000円、一般財源351万円でございます。

次に、6款3項の漁港環境整備事業費でございますが、これは吉田漁港多目的広場の詳細設計に係る委託料として1,800万円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、県支出金の漁業基盤整備事業費補助金1,152万円、町債580万円、そして一般財源68万円でございます。

最後に、8款3項の大幡川改修事業費でございますが、これは、大幡川の河川改修に係る工事請負費として700万円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金の社会資本整備総合交付金220万円、町債390万円、そして一般財源90万円でございます。

以上が平成30年度一般会計において繰越明許費を設定させていただいた事業の概要でございますが、これらの事業の翌年度繰越額合計額は3,697万9,000円となるものでございます。

また、その財源の内訳は未収入特定財源の国庫支出金220万円、県支出金1,826万1,000円、繰入金172万8,000円、町債970万円、そして一般財源が509万円でございます。

以上が第1号報告 平成30年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についての内容でございます。

これをもちまして、報告を終わらせていただきます。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。御協力いただき、ありがとうございます

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 9時46分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めましておはようございます。  
本日は定例会3日目でございます。  
ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎議案第27号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第1、第27号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。  
これから第27号議案についての質疑を行います。  
質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に質疑を行いたいと思います。  
初めに、歳入全体についての質疑を行います。  
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
次に、歳出に入ります。  
第4款衛生費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
5番、平野積君。  
○5番（平野 積君） 風しんについてお伺いします。  
国庫補助金が198万で、それは経費の2分の1ということでしたけれども、それでいくと396万という経費が必要であるという予算なんですけれども、これ1,600人通知したうち何%の方が抗体検査を受けるという想定なのかということと、抗体検査して、抗体持ってない方がワクチンを接種されるわけですけれども、その方が1,600人のうちどのぐらいの比率でいるというもとの想定なのか、その辺の根拠とともにその説明をしていただければと思いますが、よろしくお願ひします。  
○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

風しんの抗体検査、今年度通知をする1,600人のうち、抗体検査を実施をするであろうと想定した実施率は73%と見ております。その73%の根拠につきましては、国の調査から市町村国保を除いたその他の保険者ですね、その特定健診の受診率をとっております。

それから、抗体検査を受けて、抗体保有率、抗体価が低い方、抵抗力がない方と認められた方が予防接種を受けるわけですが、その割合はこの年代の方の抗体保有率は80%と国のガイドラインに示されておりますことから、2割を予防接種を受けるであろうということで試算をさせていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

12番、大石巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今の1,600人に対して検査あるいはワクチン接種、そうした人口に対する該当者の割合は少ないわけですが、昨年のように風しんがはやらないようにするためにも、ぜひこの受診率をもっと高めてほしいといいますか、そういうふうな病気にかからないようにということで思うわけですが、そうした対象者に対する検査をどういう人がやって、どういう人がやらないのか、あるいはワクチン接種に必要な方に対して、どういうふうにそれを促すのか、そのあたりの補足状況といいますか、それはどういうふうにご検討されているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

対象者の方には個別通知をまず出すということをしていただきますけれども、事業所に対しましても国のほうから事業所健診のときを利用して抗体検査を受けるようにという国の通知が発出をされております。町としましては、対象者の方には個別の通知をよりわかりやすく通知をしたいと考えております。

それから、地域全体で風しんの抗体検査をその対象の方には受けていただくよう勧めさせていただきたいという狙いも含めまして、ホームページへの掲載、それから、機会を得まして、一般の方または保健協力員の研修会等、そういったところでも啓発を行っていきたいと考えております。

予防接種につきましては、抗体検査の結果というものが受診された方の結果が国保連合会を通しまして町のほうに来ますので、その結果を今予定しております健康管理システムのシステム改修において電算システムの中に入力をいたします。その中でどういった方が抗体検査を実施されたか、実施しなかったか、そういったところで一旦評価をしていきたいと考えております。

それから、予防接種の対象の方が予防接種を受診したかどうかといった点につきましても、予防接種につきましても抗体検査と同様、国保連合会を通じまして町のほうに受診した方の情報が来ますので、それをまた電算システムのほうに入力をしまして、未受診の方には改めて接種勧奨をしていくというようなことを考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） そうした個別に状況把握というのは大変大事なかなと思うわけですが、ただ、これまでも国保などの特定健診の受診率がなかなか上がらないという状況もあるわけですが、あわせてこの機会に対象者の方にもっと受診をしていただくということが大事かと思えます。そのためにも町民への広報というところがあるわけですが、該当者だけではなく、周りの人もやっぱり気を使うということも大事なかなと思うわけですが、そうした町民に対する検査、接種の雰囲気をやっぱりつくっていくということが大事だと思うんですが、そういった点での広報の仕方がどういうふうなことを考えているのかお聞かせください。

○議長（増田剛士君） 今答えられましたよね。ホームページ、それとあと地域で。

○12番（大石 巖君） はい、それ以外にもう少し具体的にお願いします。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

ホームページ、あと広報よしだにつきましては、毎年風しんの抗体検査、今まで町独自で行ってきた風しんの抗体検査、予防接種の記事を載せさせていただいて、普及啓発を図ってまいりました。それとあわせて、改めてこの風しんの追加的対策につきましても広報を行っていきたいと考えております。

それから、今までもよしポケニュースも活用してまいりましたけれども、そういったものも利用していきたいと考えております。

年度内に毎月結果が送られてくるというようなこともございますので、状況を見て、さらに何か広報をする方法があれば、検討をして対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

3月にもちょっとお聞きしたと思うんですけれども、予防接種についてどういうふうに進めていくのかということは、国のガイドラインに沿っていくということで、まだ3月の時点ではガイドラインが整ってなくて、大まかなこういう話ですということだったんですけれども、今回6月に来てすぐやるじゃないですか。ガイドラインが整ったということでもいいんでしょうかね。整ったということが進めるということですよ。なので、なぜ今この時期に、私は何となく10月ぐらいに行うのかなというイメージがあったんですが、急遽このこの時点、6月でこの補正で出てくるんですけれども、ここで行ったという理由は何があるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

この風しんの追加的対策につきましては、国が緊急的に体制が整ったところから実施するようという事業になります。3月の時点では、ガイドラインの中にもまだ未確定の部分があったり、調整中のものがあったりというところで、なかなか全体像が見えない部分もございましたけれども、ガイドラインが整ったこと、それから、国の集合契約が整ったことという体制が整ったことと、それから、事業所健診ですね。吉田町の場合、この年代の方



は国保に加入している方は、ことし1,600人ほど通知を出しますけれども、そのうち200人ほどというふうに把握をしております。そうしますと、事業所健診で実施される方が多いのではないのかということで、国の情報でいきますと、事業所健診が6月から秋に向けてピークを迎えるという情報がございましたので、なるべく多くの方に事業所健診に間に合うようにということで、今回補正予算で対応させていただきたいということで、速やかにクーポン券を皆さんにお届けしたいということで、今回の補正予算の計上ということにさせていただきました。

以上です。

○7番（蒔田昌代君） 了解です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

全協の中でもございましたけれども、国立感染症研究所の感染症疫学センター、ここで目的がはっきりしてしまっていて、早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風しんの排除を達成するということになっています。今どういうふうな形でやるかというのは全協を通じて細かく聞きました。この排除を達成するためには、いずれにしてもそういう可能性のある人は全員が受けなければいかんと。当然の話ですよ。それと、その周知というのは、例えば全員が受けましたよという確認、そういう確認というのはどういう形で行うんですか。

○議長（増田剛士君） 議員、先ほど答弁の中で月に1回くらい報告があるという情報を得ただけけれども、それ以外ということですか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 聞きたいのは、排除するためには全員が確実に受けて、そして確実ないと、それを確かめることによって排除ができるわけですよ。そういうものを目的としていると思うんですけども、その最終確認、それをやらないことには、1人でも2人でもいたときには感染症ですから広がっていくわけですよ。そこは確実にやらなければいかんということですので、そういう形の確認、その確認というのはどういう形で行うんですか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

感染症の排除であるとか撲滅といったところは、国であるだとかWHOのほうで最終的な評価をするということになるとは思うんですけども、今国が追加的対策の中で3年間、2021年度末までにこの対象の年代の方の抗体保有率をまず90%に引き上げるということを目指して、今回の対策を行っております。この抗体保有率の90%に達したかどうかについての調査は、国のほうから今どういう形でやるかとか、そういったものはまだ町のほうにはおろされてきておりません。風しんの対策につきましては、この年代の方の今回の追加的対策に加えまして、乳幼児期の1歳と年長児ですね、その2回の定期の予防接種も行ってあります。それから、妊娠を希望する女性の方への抗体価が低い方へも予防接種の助成ということで、全体的に風しんの予防対策というものは町として行っているわけですけども、感染症というのは町だけが発症がないからということで評価ができるか。また、感染症は皆さん移動しますので、あと飛沫感染で風しんは感染しますので、圏域的に、または全国的に風し

んが排除、撲滅されたかというところはもう少し大きな視点のところで評価をされるものであるというふうには考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） WHOはいいです。要するに吉田町はこれからやりますよね。そのときにどういう形で確認をするんですかということです。撲滅ですから、90%でなくて、本来なら100%であって、そうして、それが目的なはずなんですよ。90%と初めて聞いて、ちょっと排除にはならんだろうと思ったんですけども、その辺は町としてはどうするんですかということです。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

今回のガイドラインの目標につきましては、先ほどの抗体保有率を50%に引き上げるということで、今回の風しんの追加的対策が行われることですが、町としましては、風しんが発生したというか、医療機関に風しんの患者さんが出ましたよといった場合、感染症法の5類感染症ということで、医師が届け出る感染症になっております。そういった今この圏域でしかわからないんですけども、圏域で風しんの患者さんが発生したかどうかとか、そういったところは情報を得ていく必要があるとは思いますが。

それから、やはりこの追加的対策、それから、もともと行っている定期の予防接種は麻疹、風しんの二種混合になっておりますので、その接種率も向上をしていくということで実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

私としては聞きたかったのは、各自治体、各集合体がそれぞれ全部やっていって、最終的にまとめますよね。それをまとめるところがWHOか、そういうところである。それはわかるんだけど、今言った排除を目指しているということになると、90%か50%かというところじゃなくて、100%のものをどこかで求めていって、その結果なくなったということは、ウイルスですから、それはないと思う。なかなか難しいとは思いますが、そのときに吉田町ではどういう確認の仕方をするんですかということです。

もう一つ聞いておきますけれども、我々はこういう議案の審議をして議決する以上、そして、そこには今皆さんからもたくさん質問が出ている中で、最終的に我々も確認をする義務が生ずるわけですね。それを含めての目的で、吉田町ではどうするんですかということをお聞きしたかったんです。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

町の感染症対策につきまして、ほかの定期の予防接種につきましても、予防接種の接種率を毎年対象ごとに接種率を実績として上げております。今回のこの風しんの追加的対策の緊急的対策の抗体検査、それから予防接種は第5期の定期の予防接種になりますので、こちらでも接種率、接種の状況を必ず把握をいたします。それをまた実績としてご報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○9番（山内 均君） 方法。

○議長（増田剛士君） 方法に関しては、医師のほうから報告を受けてというしかないと思いますよ。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 言おうとしていることはわかります。今聞きたいのは、議案を我々がここで承認した以上、その議案を承認したものが履行されているかどうかを最終的に確認するのが我々の義務じゃないですか。そこまでね。そうでしょう。そうすると、そのときの吉田町の方法と、我々にもどういう形で進みましたという情報をいただけるんですかという話です。

○議長（増田剛士君） 情報提供についてですね。

○9番（山内 均君） もちろんそうです。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

抗体検査の実施状況、それから予防接種の接種率等を先ほども御報告しましたけれども、国保連から来ました町の抗体実施者、予防接種、接種者を町のほうで実績としてどのくらいの率であったか等を毎年のステップアップシートの決算のところで、ほかの予防接種と一緒に接種率はどうかであったか、そういったところで御報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

いろいろ聞きましたけれども、平成32年度まで、ここに資料があるわけですがけれども、そのときにそこまでに排除しますよという目的を持ってますので、そのやつに関してということで聞いたわけですがけれども、なかなか答えがかみ合っていないものですから、私が言っているのは、そういう対象者が3,650人いて、1,600人をまず1年でやって、3年をかけてやっていく。そのやっていったときに、どこで完結しましたかというやつを確認をしなければならぬでしょうということです。そういうことですので、その辺をまた答えがあればしてください。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

抗体検査、予防接種ともに毎年度の実施率の評価は実績としてまとめて、それを国に報告、それと同じものを議員の皆さんにも御報告をさせていただきます。毎年実施をしていくわけですがけれども、今年度は国のほうから現場の混乱を避けるためにということで、段階的な実施ということで、クーポン券の通知をする年代を限ってございます。では、来年度どの年代にクーポン券を送付するかといったあたりも国が全体の状況を見て、またどの年代に通知を出すというような指示が出るというふうになっております。ですので、3年間のうちにどういう方法で進んでいくかということは、はっきり申し上げまして、今年度の方法はこの方法で全国行っていくんですけれども、その辺を評価して、次の年度、その次の年度、最

終年度がどうなるか。最終年度のところで、また国のほうで評価をするとういことになっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今言った3年間の中でしっかりやっていただけるということを期待をしまして、質問は終わらせていただきます。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はございませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄。

今回3,650人のうちの1,600人が対象ですよということで、先ほど国のほうは見込みは73%だと。受診ですか。抗体検査のあれが73%ぐらいを見込んでいるよというお話がありました。セッかく1,600人出して、検査を受けてくださいということでやるものですから、吉田町としては100%やっていただきたいわけですよ。100%やらないとこの予算をつけた意味もないですよ。1,600人分の予算をつけてやっているわけですから、その人たちが受けないと予算をつけた、それが全部やらないと無駄になるということもあると思うんですが、それで、先ほどデータとして残しておくということで、検査を受けた、受けないかということがわかりますよということでありましたので、受けない方をどうしても受けさせたいという気持ちにはあるんですよ。それは100%にしたいものですから。そういうことで町も当然そうだと思いますが、そのためにはどのようなことをするかちょっとお伺いします。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

抗体検査の実施率につきましては、国におきましては、今年度国の試算でいきますと実施する方が今回通知する方の51%くらいではないかということを行っています。じゃ、町に落としたときに、吉田町の状況はどうするかというところで導き出したのが町独自の実施率の予測が73%ということになりますので、国の予測より町のほうが数字的には少し頑張りたいというところでつけさせていただいております。受けなかった方につきましては、議員がおっしゃるように、データでこちらで把握をしますので、再勧奨、通知を出す。それから、来年度その方たちにどうするか、そういったことで受けていない方は把握ができますので、受けていただくような対応は行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 私語があるもので、ちょっと聞き取れないものであれですけども、副町長さん、すみませんね。

国よりも町のほうが見込みが多いということで、その辺甘んじてしまっていると困るものですから、とにかく予算がちゃんとつけてあるだけのことはしてもらわないと思いますので、100%を目指してぜひやっていただきたいのと、このように思いますので、先ほど受けなかったら再度ということもあります。再度、再々度というような形で、とにかく1,600人が受けて、しないと意味がないというように思いますので、ぜひ要望になりますけれども、何らかの形で100%を達成するようにお願いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 答弁はよろしいですね。

○10番（八木 栄君） はい、いいです。

○議長（増田剛士君） ほかにございませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

健康増進事業費の関係について伺いたいと思います。

若年者のがん患者に対する支援事業ということで、県の助成事業を具体的に実施をするという予算づけなんです。県のほうのそうしたがん対策の推進計画や、あるいはそういうがん治療の整備という方針のもとに、こうした事業費の助成制度というものをつくるということの説明を伺ったわけですが、こうした患者に対する援助をこの予算の中には入っているわけですが、県のそうした医療の整備等の計画の中で、こうした本人に対する支援と同時に、これからの患者に対する充実した生活が送れるように支援をするというふうなことも入っているわけですが、こうした治療費に対する支援のほかに、そういう計画の中で町としてどういうふうな支援がされるのか。そうした計画も町としてあるのどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

今回の若年がん患者等支援事業につきましては、県の第3次静岡県がん対策推進計画の中で打ち出された方針に基づいているわけですが、この制度が創設された経緯につきましては、県のがん対策の推進計画を策定する中で、当事者の方であるとか、患者の会の方たちからそういった御要望が出されたということで、県のほうでこの事業を開始する経緯に至ったというふうなことを聞いております。

町としましては、県がこの制度を実施をするということですので、町としましてもこの制度を活用して、吉田町の方にもこういった支援はしていきたいということで制度を創設したいというふうに考えております。

そのほかのがん患者さんに対する支援につきましては、この支援事業を実施する中で、今まで見えてこなかった状況であるとか、がん患者さんの生活というものが見えてくるものもあるのではないかと推察しておりますが、現段階においてはこの支援事業をまず創設をさせていただいて実施をしていく。その中で申請に当たって御相談があったりとか、それから、病院を通しまして病院のケースワーカーさんから御相談だとか、情報提供があったりとか、そういったことも予測されますので、そういった中で町としての今後の支援のあり方というものを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

以上で第27号議案についての質疑を終わります。

これから第27号議案について討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようにお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時32分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会 11 日目でございます。  
ただいまの出席議員数は 13 名であります。これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎一般質問

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、一般質問を行います。  
会議規則第 57 条第 1 項及び第 2 項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。  
また、同条第 3 項の規定により、質問の順序は通告順といたします。  
1 人の質問及び答弁に要する時間は 60 分以内です。関連質問はございません。  
それでは、順番に発言を許します。
- 

◇ 大石 巖 君

- 議長（増田剛士君） 12 番、大石 巖君。  
〔12 番 大石 巖君登壇〕  
○12 番（大石 巖君） 12 番、大石でございます。  
私は、住吉地区の津波防潮堤かさ上げについて、町の対応をお伺いいたします。  
南海トラフ巨大地震は、静岡県から宮崎県にかけて震度 7 になる可能性の強い揺れが想定をされています。太平洋の沿岸では、10 メートルを超える大きな津波が想定をされています。突然の地震でも、住民の命、財産、生産活動の被害を少なくする防災対策を、一日も早く進めなくてはなりません。  
吉田町では、平成 29 年度に吉田漁港多目的広場盛土工事をおおむね完了をし、31 年度からは、川尻地区の防潮堤かさ上げ工事が進められています。  
そこで、以下の点について質問をいたします。  
1、住吉地区の防潮堤かさ上げ工事の事業計画を伺います。  
2、来年度から第 5 次吉田町総合計画の後期基本計画が予定をされています。この中で住吉地区の津波防潮堤の位置づけについて伺いたいと思います。

3、平成29年度において、国土交通省が住吉地区の防潮堤設計の測量作業を行っておりますが、今後の具体的な作業スケジュールについて伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 住吉地区の津波防潮堤かさ上げについての御質問のうち、1点目の住吉地区の防潮堤かさ上げ工事の事業計画はにつきまして、お答えいたします。

平成23年3月に発生した東日本大震災以降、駿河湾沿岸部に位置し、南海トラフ巨大地震が懸念される当町では、千年に一度の大津波への備えとして、命を守る対策、財産、生産活動を守る対策、被災時の生活支援対策の三つの対策を核とする津波防災まちづくりを押し進めてまいりました。

まず、最優先に、地震発生直後の沿岸部に居住されている方々の命を守る対策として、15基の津波避難タワーを整備し、この津波避難タワーなどの津波避難施設や避難場所への避難経路を確保するため、避難路となる住吉幹線や富士見幹線などの主要幹線道路の整備を行ってまいりました。

被災時の生活支援対策といたしましては、被災された方々を支援するための防災拠点となる施設として、防災公園を整備するとともに、県が進める「ふじのくにのフロンティアを拓く取組」との連携を図り、この防災公園を中心とした物資供給拠点であるふじみスクエアの形成に取り組んでまいりました。

その結果、このエリアに進出していただきました商業施設との間におきまして、商業施設の敷地を災害支援物資の荷さばき拠点として借用させていただくための災害時荷さばき拠点に関する協定や、商業施設で取り扱っている食料や医療品などの生活物資を潤沢に供給するための災害時物資供給支援協力に関する協定を締結することができ、災害時における町内被災地への円滑な物資供給体制の構築を図ることができました。

また、被災し、住家を失った方々への一時的な居住の安定を図るため、防災公園を初め、すみれ保育園の一面を利用した応急仮設住宅用地の確保にも取り組んでまいりました。さらに、より多くの応急仮設住宅用地を確保するため、「ふじのくにのフロンティアを拓く取組」との連携になります企業活動維持支援事業区域に進出される企業との間において、災害時に敷地の一部を応急仮設住宅用地として御提供いただく協定の締結を予定しております。

そして現在は、財産、生産活動を守る対策といたしまして、千年に一度の大津波を海岸線で食いとめるため、津波防災まちづくりの一丁目一番地である防潮堤のかさ上げ工事を川尻地区において進めているところでございます。

この防潮堤の整備につきましては、当町の地理的実情や防災対策の考え方を、国と県の関係各所に繰り返し強く働きかけた結果、被災地以外では初めてとなる国・県・町などで構成する駿河海岸整備検討会が平成27年3月に設置されました。

この検討会において、駿河海岸における最大クラスの地震・津波に対する被害の軽減を図るための海岸保全のあり方について、平成27年8月までの合計3回の開催により、海岸防護の基本的な考え方、施設整備に当たっての役割分担、維持管理の基本的な考え方などが検



討され、吉田町の海岸防護として、天端保護工、裏のり被覆工、裏のり尻部保護工及び背後盛土を基本構造とすることが示されたものでございます。

その後、平成 28 年 3 月に、粘り強い海岸堤防の整備を含めた駿河海岸の海岸保全に関し、学識経験者等による専門的な立場からの指導や助言をいただく場として、駿河海岸保全検討委員会が設置され、駿河海岸における条件を対象とした模型実験や洗堀シミュレーションなどの検証などが行われました。

当町の海岸防護となるレベル 2 規模の津波が越流しない形状の盛り土は、海岸堤防を粘り強い構造に改築するとともに、海岸堤防の背後にレベル 2 規模以上の盛り土を構築することで、引き波も含めた堤防破損及び盛土機能への影響が生じる可能性は低いことが確認されたことから、吉田町の海岸防護は、天端保護工の施工に引き続き、一体的に施工される背後盛り土で対処していくことが結論づけられました。このような経緯を踏まえ、川尻地区においては、平成 29 年 1 月から国土交通省の海岸事業として、既存堤防を粘り強い構造とするための天端保護工が国により施工されております。

この間、当町では、国民の皆様の財産と町内企業の皆様の生産活動を守る防潮堤を、より効果的に整備するための最善の手法について、国・県と協議を重ね、ようやくその準備が整いましたことから、当該整備の着手に当たり、平成 30 年 10 月に着工式を開催し、以降、国・県などの御協力のもと、公共事業等から発生する建設発生土を活用し、背後盛り土の整備を着々と進めているところでございます。

これまでのところ、順調に土砂の搬入、盛り土整備が進んでおりますことから、令和 2 年度までには、大井川から多目的広場までの約 1.5 キロメートルの区間を 11.5 メートルの防潮堤でつなぐことができる見込みでございます。

さて、住吉地区の防潮堤かさ上げ工事の事業計画についてでございますが、駿河海岸保全検討委員会において、吉田町の海岸防護について基本的な断面が示されておりますとおり、川尻地区と同様に、住吉地区におきましても 11.5 メートルの防潮堤を整備することを考えておりますが、住吉地区につきましては、既存の堤防際までたくさんの家屋等が存立しておりますことから、目下、国や県と連携し、最良の整備方法を検討しているところでございます。このため、住吉地区の事業計画をお示しできる段階になりましたら、町民の皆様にご説明させていただきたいと存じております。

次に、2 点目の来年度から第 5 次吉田町総合計画の後期基本計画が予定されているが、この中で住吉地区の津波防潮堤の位置づけはどうかについてお答えをします。

総合計画は、自治体が行政を展開する上での行動指針であり、責任を持って取り組むべき政策や施策、事務事業を体系化し、達成すべき目標とその手段等を明確に示すものでございます。

国の地域主権改革のもと、平成 23 年 5 月に地方自治法が改正をされ、基本構想の法的な策定義務がなくなったことを受け、当町では、平成 27 年 6 月に吉田町総合計画の策定に関する条例及び吉田町総合計画等審議会条例を制定し、第 5 次吉田町総合計画を策定いたしました。

第 5 次吉田町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されており、基本構想は平成 28 年度を初年度とし、令和 5 年度を目標年度とする計画で「人が集い 未来へはばた

く魅力あふれるまち「吉田町」を将来都市像として、これを実現させるための施策の大綱などを明らかにしております。

基本計画は、基本構想を実現させるための施策の方向性や具体的な施策を定め、社会経済情勢などの大きな変化に的確に対応した施策を盛り込んだ計画とするため、4年目に見直しを行い、最初の4年間で前期基本計画、見直し後の4年間で後期基本計画としております。

実施計画は、基本計画を実現するための具体的な事業について定め、予算に反映できるよう実情に合った実効性のある事業を盛り込むため、計画期間を3年間とし、毎年度策定しております。

令和2年度を初年度とする後期基本計画における住吉地区の防潮堤の位置づけについてでございますが、前期基本計画の災害に強く安全・安心に暮らせる町づくりの分野、地震・災害対策の主な目標の中に、住吉地区の防潮堤整備を含めたシーガーデン（海浜回廊）の整備率を掲げてございます。

後期基本計画におきましても、引き続き住吉地区の防潮堤の整備を含めたシーガーデン（海浜回廊）の整備を位置づけてまいります。

次に、3点目の平成29年度において国土交通省が住吉地区の防潮堤設計の測量作業を行ったが、今後の具体的な作業スケジュールはについてお答えをします。

平成29年度に国土交通省が実施した測量調査につきましては、既存の海岸保全施設であります海岸堤防の現況調査のための測量で、現在、国では既存堤防の粘り強い構造への改築に向け、さまざまな検討をしていると聞いております。この測量結果につきましては、当町にも資料提供をいただいているところでございます。

住吉地区における具体的な作業スケジュールについてでございますが、先ほども御説明させていただきましたとおり、目下、国や県と連携し、最良の整備方法を検討しているところでございますので、具体的な作業スケジュールをお示しできる段階になりましたら、町民の皆様へ御説明させていただきたいと存じております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石でございます。

今、町長から3点についての質問の答弁をいただきました。

その答弁の中身は、私が期待するような内容が何一つ入っていない。今後の作業の進展にかかっているという内容で、非常に回答としては満足いくものではないと思います。

具体的に中身について質問をさせていただきます。

まず最初に、この吉田町の総合計画、2016年から2023年ということで計画がありますが、その中で、大綱の第1章に、災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりという項目が最初に入っています。その中に、津波災害対策を推進するという中に、言葉として、「喫緊の課題」というふうにうたわれていますが、伺いますが、喫緊というのは意味合いと、それから喫緊というのはいつまでのことを指すのか、それのところの位置づけについて伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 喫緊というのは、文字どおり現在の、そういう意味でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石でございます。

町長は常日ごろ、この災害対策については一丁目一番地の、こういう津波の対策ということをやっているんですけども、要するに一丁目一番地というのは、今の状況の中で、まず第一に着手しなければいけない課題と、それも速やかに実行に移す必要があるという意味合いで、私、受け取っておりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 一丁目一番地というのはそういう意味ではございません。

基本的に津波防災対策は、我が町の津波防災まちづくりにおいて、人の命を守る対策というのは、基本的には人の命を助けることはできますけれども、町を助けることはできません。だから、町そのものの存立を考えたときに、基本的には、やはり町民の皆様の財産、それから町内に展開しております企業の皆様の生産活動、これを守るためには、基本的に海岸でもって押し寄せてくる津波を食い止める、そういう意味においてそれが一丁目一番地と、そういう意味でございまして、その一丁目一番地であるところの防潮堤ができることによって、この町が安全を確保され、そして、そこで町民の皆様が安心して暮らし、企業の皆様も安心して生産活動を行うことができると、そういう意味でございまして、その一丁目一番地というのはそういう意味でございまして、御理解いただきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今のこの総合計画の中に、具体的に今進めているのは、シーガーデンシティ構想ということで、こうしたスケジュールと、それからその構想が具体的に人の流れということで地図化されているわけです。

これまでも町長の答弁の中にありましたように、津波避難タワーの設置や、それから防潮堤のかさ上げということで、そうした構想によって人の流れが、東名の吉田インターから川尻地区、東名川尻線を使っているんです。そうした流れを想定しておりますし、そうなりますと、この絵の中で、そういう南北の流れの中で、住吉地区というのがちょっと外れているんじゃないかなというふうな気がするんですけども、こうしたシーガーデンシティ構想の中での住吉地区のそうした位置づけというものを、もう一度説明をしていただきたいと思うんですけども。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的に住吉地区を、いわば、ないがしろにしているわけではございませんので、とっかかり上、川尻地区が背後地が国有地でございますので、まずそこで取りかかっていくと、そういうことでございまして、住吉地区は答弁の中でもお示しできたように、国とか県の調整が終われば、その時点で町民の皆さんにお話をし、実行に移してまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

住吉地区は、吉田町民の35%、1万人を超える人が居住をしておりますし、企業活動も活発な地区であります。そうした住吉地区の位置づけというものは、これまでのこうした構想の中には明確な位置づけが、やはり弱いんじゃないかなということを私は感じました。

今、町長が言われるように、川尻地区の津波防潮堤のかさ上げについては、確かに背後地が国有地でありまして、建設については非常に条件がいいわけですが、住吉地区が条件が悪いからといって、それを手をこまねいているというわけにはいかない。そういう条件は前提で承知をしていますから、ですから、こうしたシーガーデンシティ構想の中でも、この住吉地区が、もう少し海岸を利用する、あるいは海岸に接した地域の活性化ということで、こうした構想の中でも、もっと大きく位置づけをする必要があるんじゃないかなと思いますし、また、そういう位置づけが弱いという私の見方なんですけど、それによって防潮堤の建設がおくれているのではないかと、一つの要因になっているのではないかなと、そういう気がするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のお考えは間違っているとは申しませんが、基本的に、常に私の場合は、別に川尻がどうの住吉がどうのではありません。吉田町が私の守備範囲でございますので、当然のことながら、住吉地区におきましても同じように考えております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） この問題は、余り、認識の問題ですので、議論はこれ以上はしないとしておきますが、次に、国交省の河川事務所の海岸堤防の基本構想ということで、先ほど答弁がありましたように、駿河海岸整備検討会というのが、平成27年に3回ほど検討会が行われております。この中では、海岸堤防の基本構想として、先ほど答弁ありましたように、今の堤防を粘り強い構造にするということで、そして、住民が避難する時間を稼ぐというふうなことが書かれています。

国交省のほうの実証実験では、最大クラスの津波による破堤を、3ないし4分おくらせることができるというふうなシミュレーションをしているというふうなことを、この中で書かれています。今、想定をしていますレベル2の津波に対して、11.5メートルの防潮堤で完全にストップできるのかという疑問の声もありますし、今のお話ですと、三、四分おくらせることができるということは、1波、2波、3波、津波が来た場合には、どこかで盛土をした重ね部分が破堤をするということの想定のもとに11.5メートルという高さ、要するに、時間をおくらせるという意味合いでのかさ上げ工事ということも意味合いになるのかなと思うんですが、11.5メートルの防潮堤で完全に津波がストップできるのかどうか。

それともう一つは、できないとすれば、何波まで耐えることを想定しているのか、その点はちょっと技術的なことですので、お答えいただければと思います。

○議長（増田剛士君） 理事、阿部 聡君。

○理事（阿部 聡君） 阿部でございます。

御質問のありました件については、日ごろから私のほうで国土交通省の静岡河川事務所のほうと調整のほうは密にさせていただいておりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

まず、11.5メートルの高さの防潮堤が、L2の津波を完全にストップできるのかというふうなお話でございます。

静岡県のでつくりました第4次地震被害想定というのがございますけれども、これによりますと、吉田町のL2の津波高は9メートルとなっております。この9メートルというのは、海岸線から沖合30メートルぐらいの地点、そこで9メートルというふうになっておりまし

て、当町の防潮堤の高さにその津波が実際に到達するまでの距離がございます。そこまでに若干せり上がってくるというふうにいわれています。そのせり上がりを考慮して、かつ、堤体、11.5メートルの盛土が地震動などによって多少、不等沈下というようなことを起こす可能性もあると思っています。そういうことで、その余裕を見込んで、9メートルにせり上がりの高さで盛土の不等沈下量を見込んで11.5メートルという、余裕を持たせた形での高さとなっております。

数字上はこのような形で、防潮堤については津波が乗り越えることはないというふうに想定しておりますが、その辺は実際に実験でもって確認をさせていただいています。実験については、先ほども出ておりますが、駿河海岸保全検討委員会の中で議論をしています。

実験は平成28年度に国土交通省のほうで実験をしておりますが、実験は、水路を25分の1スケールということで作成して、そこに今の海岸堤防とその裏に盛土をつくりまして、津波を再現するわけです。模型の前面から水を給水しまして、L2の津波というのが、この駿河海岸一帯で来る最大の、一番厳しい津波高、それが大体、榛原ぐらいの11メートルになります。そういう津波を想定して、盛土の高さが11メートルという形で、越流しない形で盛土をつくって、それで給水をするわけです。津波というのは、波がばさんと来るといって、そういう減少ではなくて、大きな水位上昇が急激に来たり、あるいは急激に引いたり、引き波ですね。そういうのが津波の現象になるものですから、そういうのを実際の実験で再現したということになります。

その結果、急激な水位上昇を与えたり、あるいは数分おいて急激に水位を下げると、そういうことをした結果においても、盛り土の安定性が確保されていると。特に全面ののり面のところ、そこも土砂が急激に吸い出されるとかそういったことはなく、非常に安定しているということが確認されました。その直後に、再度同じ実験をやって、2回繰り返し実験をしております。そういうことで、L2の津波は、まず越流することはないということと、越流に対しても、水位の上昇に対しても、非常に安定しているというのが確認されたものですから、これで吉田町で考えているL2津波が越流しない、背後盛り土については安全であるということで、駿河海岸保全検討委員会においても承認をいただいたということになっておるものでございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

この検討委員会の中の、先ほど私が申しました破堤を三、四分おくらせるというような検討がされていますけれども、今の答弁ですと、11.5メートルの防潮堤ができれば、越流はしないということで考えてよろしいわけですね。今の答弁ですと。

○議長（増田剛士君） 理事、阿部 聡君。

○理事（阿部 聡君） 繰り返しになりますけれども、越流しなければ、3分、4分おくらせるとか、そういった議論は当てはまらないということになります。むしろ、吉田以外の地域では、越流しない盛り土、こういうものは今、検討していないです。越流する形で検討しています。なので、越流して、もし背後盛土がやられてしまった場合に、最後にもちこたえるのは今の既存の海岸堤防になります。それが最後にどこまで残るかというのを、現状をちょっと粘り強くすることで三、四分は耐えられるだろうというふうにしていきますので、吉田については、そういう意味では、裏のり被覆工と裏のり尻保護については、実際やっております。

せん。天端保護工だけ、引き波に対して、特に天端が洗われないような形になるように、天端保護のみを川尻では今、施しております。ただ、住吉とかでどうしていくかというのは、現在決まっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

浜岡原発の防波壁の高さが、これはちょっと足りないというような、審議会の中で話が出ているようですけれども、今のお話ですと、要するに越流はしないと、破堤も食いとめるということの答弁だったと思うんですけれども、地元の皆さんが、津波が来た場合に、やはり命の問題は避難タワーに逃げるということが第一ですけれども、その場合も破堤はしない、津波が越流しないという認識ですと、津波が来ないからゆっくり逃げればいいのかないと、あるいはうちが地震で持ちこたえていけば避難をしなくてもいいのかなというような認識が生まれるんじゃないかなと。私は、それが非常に危険な認識じゃないかなというふうに思うんですが、やはり地震が起こった場合に、自身の被害、あるいは津波の被害の場合には、やはり命が第一ですから、越流をするかもしれないという想定のもとに避難タワーに逃げるといような、そうした認識を持つことも一つ大事じゃないかなと思うんですけれども、その辺の認識の問題はどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、阿部理事が答弁しましたとおり、基本的には、駿河海岸保全検討委員会で実験によって、基本的に11.5メートルの防潮堤を築けば越流はしないというふうになっております。破堤もしないと。

だからといって、今、議員がおっしゃられたように、そこに住まわれている住吉の人々が避難をしないということは、それは全然別なことをございまして、基本的に、地震が起きて津波が来れば、当然のことながら避難をしていただくと、それはもう当然のことだと私は思っております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） その点も、地元、吉田町に住む人の認識の問題があると思いますので、これからの防災訓練、あるいは地震に対する備えの問題として、これは大きな問題じゃないかなと思いますので、それについては今後とも訓練を通じてでも、それから、実際に中で、そういう認識の問題についてはもう一度確認、あるいは訓練の場で何回も繰り返しをしていただく、それも大事かなと思います。

次に、今話がありました駿河海岸検討会というのが、これが、先ほど答弁がありましたけれども、27年8月に第3回の検討会で終わっております。その中で、海岸保全のあり方ということで報告書ということでまとめてありますが、これが多分その報告書だと思いますけれども、検討会はこれで終わりということで、もう今後のこうした駿河海岸整備検討会という名前でのそうした会合というのは、もうこれで、27年8月で終わりということでよろしいですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

整備検討会につきましては、この報告書を出したことによって、設計とか自体は終わっておりまして、今後の細かい内容を含めまして、また、そこは今、県のほうの駿河海岸のほうの検討会というのも立ち上げてございますので、そちらのほうにいろんな細かいところは検討していこうというところで、静岡モデルの検討会のほうに移行をしているという形でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、です。

確かに、この検討会の中での報告書の最後に、今後の円滑な事業推進を図るための調整事項というところがありまして、今後は、今答弁がありましたように、静岡モデル推進検討会の場を活用してということで、具体的な調整を図っていくということになっていると思うんですが、ところが、そのモデル推進検討会というのが国交省のほうのホームページ等を見ても出てこないんですけれども、具体的にその検討会で、今どういう作業が行われているというのか承知をしていますか。

○議長（増田剛士君） 理事、阿部 聡君。

○理事（阿部 聡君） 阿部でございます。

議員御質問の静岡モデル推進検討会がどういう状況かということに対してでございます。

現在、静岡モデル推進検討会については、最近ではほぼ2年ぐらい開催されていないのかなというふうに思っております。

今、当町では、川尻の防潮堤を鋭意施工させていただいているところでございますが、これについては、県と国交省の静岡河川事務所と、あと吉田町が入った形で、吉田町の川尻工区の事業調整会議という中で県とは調整させていただいています。

この静岡モデル推進検討会の主催者は、静岡県になるものですから、国ではございません。静岡県になるものですから、ちょっとその辺の開催の意向については、ちょっと存じ上げないとはありますけれども、いずれにしても県と国と吉田町と連携して、今はメインでは川尻の工事の調整ということで、させていただいています。今後、当然、住吉もそういった形で入っていくことになるとは思います。現在のところ、まだ住吉を具体的に、県も交えてという形では、さほど議論は進んでいない。国とは議論のほうはさせていただいていますけれども、そんなような状況でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

モデル推進検討会ということが県の主催と申しますか、県を中心にこういう検討会がされているというような答弁をいただきました。

この検討会の中には町長も入っているということよろしいですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 町長のほうも委員として入っているという記憶でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

答弁がちょっと歯切れが悪い感じはしたんですけれども、というのは、このモデル推進検討会というのは、最近余り開かれていないということなんですか。

○議長（増田剛士君） 先ほど言われましたよ。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先ほどの川尻の問題については、事業調整会議ということで、作業の進行については調整を図っていくということでお聞きをしましたがけれども、住吉の今後の方向性について、こうしたモデル推進検討会、あるいは、そうした国・県・町も含めた調整検討の場というのは、結局どこになるんでしょう。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

まず、今進めている川尻工区のほうにつきましては、もちろん、整備検討会を開いた以後、静岡モデルの推進検討会のほうでも、いろいろ検討をしてきたというところでございますけれども、静岡モデルの検討委員会のほうにつきましては、当町だけではなくて、焼津市、牧之原市も含んだ中の検討会でございます。それぞれ各市町、やり方がどうか、整備の手法が違ってきております。そんな中で、どうした方法でいこうかというようなところを静岡モデルのほうで検討してきておりますけれども、それに加えて、今、阿部理事からも話がありましたとおり、国・県、それから町のほうと協定を結んだ中で、事業調整会議を図りながら、川尻工区は国と県の協力のもとに盛り土工事を進めているというところで、今現在聞いているというところでございます。

もちろん、県の静岡モデル推進検討委員会も終わったということではなくて、静岡県内の沿岸全てのところでも、こうした推進検討会を設けておりますので、そこも今、継続して検討しているという最中でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

そうした検討が具体的に、回を重ねて順調に進んでいるというふうな回答を受けたイメージが余りないんですけれども、具体的にちょっと質問をしますが、住吉地区の防潮堤の背後盛土について、国交省のほうで設計測量をやったと、それについては、川尻地区の例に倣って幅30メートルという設計で測量をしたというふうに、私は聞いておりますけれども、先ほど答弁にありましたように、住吉地区は海岸の防潮堤の裏側に民有地もありますし、それから、住宅、事業所もありますので、そうした背後盛り土の幅や防潮堤の形をどうするかというところまで具体的に研究をしないと、例えば買収地がどこまでか、あるいは立ち退きがどうなるのか、そういう点を非常に心配する人も多いわけですので、そうした背後盛り土の幅や、それから防潮堤の形を、どういうところで研究や検討をするんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

以前の一般質問の中でも、町長のほうが答弁をさせていただいております。

今回も町長のほうの答弁でありますとおり、基本的には、住吉工区のほうにつきましては、既存の海岸堤防の背後に盛り土をする形状、これが整備検討会、あるいは保全検討委員



会の基本的な断面だということ、町としましても、基本的なことはこういうふうな形で考えてございます。

ただ、今、議員からもおっしゃられたとおり、住吉工区のほうにつきましては、背後に民有地、あるいは事業所等もありますので、そこら辺の問題を解決しなければならないというところもございまして、そこを今、町長がおっしゃいましたとおり、国・県と調整を図りながら、今進めているというところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

しつこいようですけれども、調整を図るということは、それはわかります。

ただ、今まで国も県も含めた検討会で形ができてきたという経過がありますので、今後もそういう調整を図る検討会などの、そういう場があってしかるべきではないのかなと、そして、その検討の中身が、逐一、私たちにもわかるような形で事業が進められていくということが必要ではないのかなと思うんですけれども、実際に、国・県との調整というのは個別で話をするのか、あるいは具体的に検討会とか、そういう検討の場もあって、そこで検討されているのか、どちらなのでしょう。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

まず、川尻工区のほうにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、国・県・町の事業調整会議というものを使いながら検討していると、事業を進めてきているという形です。

住吉工区のほうにつきましては、まだそうした住吉工区のほうの事業調整会議というものも立ち上がっておりませんし、現時点では、どちらかという静岡モデルの推進検討会のほうが、現在、開催されておりませんが、そういったところでも検討の場はあるというところもございまして、今後、まだちょっとどういった形になっていくかわかりませんが、川尻工区のような事業調整会議を立ち上げて、調整、それから事業を推進していくというふうな形になっていくのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今の答弁を聞いていますと、なかなか事業が進まないなど、これからそうした検討が始まる、そんな答弁をいただいた印象です。

ただ、具体的に今までの計画の中で、やはり今後の4年間の町の事業計画の中で、やはり具体的に着手をするということが大事だと思いますし、町長の4月の選挙のときの公約がありますよね。ちょっとこれ汚れていますけれども、町長の公約。その中で、住吉地区の新たな防潮堤の着手ということで挙げてございまして、今、津波防災まちづくりは胸突き八丁に差しかかり、最後のゴールに向かっていきますというふうに、最後のページでそういうふうに述べられております。

この言葉、確かに今、一生懸命やるときだというふうな印象を受けたんですけれども、その中で胸突き八丁というふうな意味合いというのはどういう意味合いなのか、ちょっと理解が苦しいんですけれども、いかがですか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 住吉海岸の防潮堤の整備について、今、最終段階にかかっている、それだけのことでございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

この中で、最後のゴールに向かってということは、当然、津波防潮堤の建設というところがゴールですよ。

6月3日のこの議会初日の所信表明の中では、言葉として、4年間で具体的に整備が始められる段階まで歩みを進めるといふように述べております。先ほどの町長の選挙のときのお約束と、それから今の所信表明では、トーンダウンしたんじゃないかなという感じがしますけれども、その点いかが。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 私から少しお答えをさせていただきますが、議員も、川尻工区が着手されるまでのプロセスというのを、ちょっと思い浮かべていただきたいと思います。

そもそも、国が東日本大震災の後の中央防災会議で出した方向性というのは、L1までの防御は完全に行いましょうと、L2に対しては避難をすとか、ハード的な対応ではなかったわけです。そうした中で町長は、国のその方針でいくと、吉田町は守れないと、財産、生産活動を守れないと、町全体を守ることはできないんだということを強く主張されて、それで、当町に関しては、L2をブロックするだけの備えをしたいということ、国に個別に働きかけをしています。

もともと、国の方針と異なる主張でございますので、これについては本当に、町長、何度も議場で申し上げておりますが、針の穴を通すよりも難しい仕事だということを申し上げていることを、私も記憶しておりますが、それほど難しい局面を個別の交渉によって打開してきたというのが実情でございます。

その結果として、駿河海岸整備検討会、これも公に開かれるようになったと、それから、駿河海岸保全検討会も公に開かれて、今、議員がおっしゃられたことは、全てその結果として公に設置をされてきたというものでございます。

住吉海岸についても、非常に課題を抱えている中で、今、何もしていないわけではございません。それぞれの答弁の中で、今、調整している内容を具体的に申し上げる段階にないので、まだ申し上げていないだけでございますが、国との調整というのはしっかりと行った中で、その結果として、今後、住吉海岸整備に向けて調整会議、そうしたものが設置された段階で、皆様方にお示しできると、そこまで、何もない中でいきなり検討会なり何なりが設置されるというような、そういう中で、この事業というのは動いておりませんので、そこをお含みいただいて、吉田町の姿勢として、町長の姿勢として、住吉海岸についてもできるだけ早く、一刻も早く、川尻工区と同じような取り組みをしていきたいということで臨んでおりますので、ここでそれを御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

国や県を含めて全体で調整を図っていくというのは、非常に難しいことだとは私も思いますが、ただ、今の話を伺っていると、なかなか一つのテーブルに乗って、住吉地区のそういう計画が今順調に進んでいますよというような答弁は全くないわけですよ。

そうなりますと、今の計画を具体化するということで、何が、どこがネックなのか、そこを教えてください。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 防災監からも申しあげましたけれども、この住吉海岸の基本的な整備断面というのは、川尻工区と同じであるという方向性は、整備検討会、それから保全検討委員会、これらによっても揺るがないところにはなっております。

ただ、それは基本的なイメージでございますので、それを実際に移す場合に、全く同じ手法でいいのかどうかというようなところを、技術的にも財政的なものも含めて、あと、体制的なものも全て加味して課題を解決しない限りは、前に進めないということになりますので、一般的に事業を行う上では、当然その条件を整えなければ事業着手できませんよね。そういう段階にあると。ですから、方向も決まっているし、やることも決まっているので、その具体的なやり方について、今、調整を進めているということです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

私も含めて、この住吉地区、人口が多いわけですが、若い世代の人たちが住吉地区にやっぱり、もっともっと定住をしていただきたいという気持ちというのは、皆さん、お持ちだと思います。そのためにも、今、答弁、なかなかはっきりしない点があるんですが、そうした事業計画の公表、あるいは地元の関係者との協議、それから、行政と、あるいは民間との官民一体の協力体制、そういうものもやっぱり大事になってくるんじゃないかなというふうに考えますけれども、そうした町内での事業を進める場合の体制、あるいは事業の協力、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 当然、町民の皆様方にも御協力いただかなければ、当然できるものではないというものでございますので、ただ、町民の皆様方にどういう御協力をお願いさせていただかなければいけないかというところを、まず提示させていただき段階までまいらなければならないというふうに思っておりますので、そうしたものについては、土地を押さえる上では法的なものもございまして、それから、財政的な面も当然ございますし、そういうところを含めて解決策を調整した段階で、皆様方に情報としてお示しをさせていただいて、御理解、御協力をいただきたいというふうに思っておりますので、そういう進め方をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

やはり地域全体、官民一体、そうした事業の推進というのが非常に大事だと思いますし、私も議員、あるいは議会として、何か手助けできることがありますか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 平野議員を含む3期生以上の議員の方は、特に御存じだと思いますけれども、私が議会の皆様にあるとき、これからは防潮堤の工事等についてスケジュールが動いてまいりますと、議員の皆様にも当然のことながら、このことについて考えていただきたいと思っておりますので、議員の皆様の方で、東北の防潮堤等について視察研修をされる意思があるならば、補正予算をつけますから、どうぞよろしく申し上げますと言ったら、議会の答えは「何で行かなきゃいけないんだ」と、そういう答えでございました。

議会というものは、常にこの町の津波防災まちづくりの最終的なところにおいては、「何でやらなきゃならないんだ」と、そういうふうな意思を混然と示した経緯がございますので、議会の皆様には、ぜひともそういうことではなくて、応援をしていただきたいと思いますと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

過去のそうした議論について、私、今ここで云々するつもりはないんですが、これから、やはり吉田町全体が一体となって、こういった事業を進める。これはやっぱり防災の中の基本中の基本だと私は思いますので、ぜひそういう点では、いろんな意見の違いはあっても、協力体制をつくっていくということが必要だと思いますので、ぜひ我々も何らかの力になったらいいなというふうに考えております。

いずれにしましても、安心して暮らせる吉田町という形を進めるためには、まだまだそうした課題がたくさんあるわけですので、より一層の努力を期待しまして、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（増田剛士君） 以上で、12番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

---

◇ 平 野 積 君

○議長（増田剛士君） 続きます、5番、平野 積君。

5番、平野 積君。

〔5番 平野 積君登壇〕

○5番（平野 積君） 平野 積です。

私は、通告いたしましたとおり、TCPトリビンスプランについて、教育長に質問いたします。

質問の前に、私のTCPトリビンスプランについての立場を表明することによって、質問の内容の理解を深めたいと思います。

私は、町長部局が進めている教育環境の整備に関しては、進めていただきたいというふうに思っておりますが、トリビンスの先生、子供たち、保護者のための共通の施策である授業日の平準化については反対であります。

では、質問いたします。

私は、情報公開により、教育委員会の会議録を入手し、読みました。

そこからは、吉田町の教育改革TCPトリビンスプランは、結論ありきのプランであり、特に授業日の平準化は、意思決定過程を経ない、根拠のない施策であると強く感じられました。意思決定過程というのは、私がかつて学んだKT法を例に挙げますと、まず、課題は何か、原因は何か、最適案は何か、そして、将来リスクは何で、どう対策するのかという、そういう過程を経て意思決定するものであると。

多くの方は、物事を決めるときに先入観にとらわれるとか、定義を明確にしないで議論に入るとか、結論を急ぎ対策にジャンプするとか、自説に固執するとか、そういう傾向に陥りやすいので、それを防ぐために事実に基づき論理的に考えていきたいと思いますというものです。

今回のTCPトリビンスプランの授業日の平準化は、事実をもとにして、課題から積み上げて立案したものではなくて、決まった施策というのがあって、それをどう説明すればいいのかというようなところに多くの時間が使われたのではないかとこのように私は思っています。

そこで、以下、質問いたします。

吉田町立小・中学校管理規則には、小・中学校の夏休み等の長期休暇は一定期間のうち、校長が定める。また、別の条文で、学校の教育課程及び授業日時数は学習指導要領及び別に定める基準により校長が編成するとあります。授業日日数を吉田町総合教育会議で定めることはできるのでしょうか。

2、TCPトリビンスプランでは、子供の確かな学力を保障する環境づくりがうたわれています。教育委員会が考える確かな学力とはなんのでしょうか。また、その確かな学力をつけるために、どのような授業が必要でしょうか。

3、TCPトリビンスプランでは、教職員が授業に専念できる環境づくり（教職員の日々の多忙解消）をうたっています。吉田町の教職員の方々の授業準備時間はどのくらいなのでしょう。また、教職員の皆さんが多忙感を感じる業務は何であると言っていますか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） 1点目の御質問にお答えさせていただく前に、質問の要旨にあります吉田町の教育改革TCPトリビンスプランは、結論ありきの作文であり、特に授業日の平準化は、意思決定過程を経ない根拠のない施策であると強く感じられたとの議員の御認識についてですが、教育委員会としては、こうした議員の御認識は事実誤認に基づくものであると考えておりますので、直接の御質問ではございませんが、まず、これまでの吉田町教育元気物語TCPトリビンスプランの意思決定過程について御説明させていただきます。

吉田町教育元気物語TCPトリビンスプランは、平成28年度において、町長及び教育長から、次期学習指導要領を踏まえ、総合教育会議のテーマとして、今後の社会情勢や教育の方向性を見据えた三者共益のプランを考えるよう総合教育会議事務局に指示があり、その結果として、平成29年2月23日の総合教育会議に原案が提出され、町長と教育委員会が合意を得ることとなったものでございます。

しかし、詳しくは1点目の御質問への回答で述べますが、総合教育会議は、法制度上、首長や教育委員会の代替または首長や教育委員会の上位に位置するという性格を有した会議で

はないため、首長や教育委員会の執行権の一部をこの会議に移して、その会議の場で決定を行うといったことはできません。したがって、首長や教育委員会という執行権を有した機関としての意思決定は、総合教育会議の合意とは別に行われる必要があります。また、総合教育会議における合意事項は、法令上、構成員のそれぞれが合意を尊重しなければならないといった尊重義務にとどまっており、強制力がありません。

こうしたことから、平成 29 年 2 月 23 日の合意は、当然、執行機関同士の合意でございますので、相当重く受けとめなければならないものと考えておりますが、その時点では、それらを最大限尊重しながら、それぞれの執行権に基づき意思決定を行い、施策を実施していきうということ合意したという状況にすぎません。

そこで、教育委員会では、この合意事項を最大限尊重して実行に移すべく、合意以降、保護者説明会や教職員説明会等を実施するとともに、その結果に基づき、平成 29 年 9 月から TCP トリビンスプランについて具体的な協議に入りました。その結果、執行権限を持つ教育委員会の決定事項として、平成 29 年 10 月 23 日に TCP トリビンスプランを決定いたしました。また、この決定は、平成 29 年 2 月の合意を一部修正するものであったため、同年 10 月 27 日の総合教育会議において、再度合意を得ております。

さらに、その際の、まずは教職員との意識の共有が大切という教育委員会の決定及び総合教育会議の合意に基づき、教育委員会では、平成 30 年 5 月から TCP トリビンスプラン車座対話を実施してまいりました。そして、車座対話を実施した結果に基づき、平成 30 年 10 月から、再度、教育委員会において TCP トリビンスプランを検討し、その結果、教育委員会の決定事項として同年 11 月 12 日に再度修正を図りました。そして、このことについても、同年 11 月 16 日の総合教育会議において合意を図っております。

今後は、これまで以上に、より丁寧に手続を進めてまいりたいと考えておりますが、他方で、ただいま述べましたように、これまでの意思決定過程に法的な瑕疵があるとは考えておりませんので、議員の質問の要旨にある意思決定過程を経ない根拠のない施策とのご指摘は、全く当たらないものと考えております。

それでは、TCP トリビンスプランについての御質問のうち、1 点目の吉田町立小・中学校管理規則には、小・中学校の夏休み等の長期休暇は一定期間のうち、校長が定める。学校の教育課程及び授業日時数は学習指導要領及び別に定める基準により校長が編成するとあります。授業日数を吉田町総合教育会議で定めることはできるのでしょうかについてお答えします。

御質問の吉田町総合教育会議で定めることができるのかということにお答えする上で、総合教育会議の法的性格を御理解いただきたいと思いますので、まずは総合教育会議について、少し詳しく述べさせていただきます。

総合教育会議とは、従来の教育委員会制度において、首長は予算の編成・執行や条例案の提出を通じて教育行政に大きな役割を担っているが、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有できていないという課題が指摘され、こうした課題を解決するため、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していく場を設けるという趣旨で、平成 26 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、地方公共団体に設置が義務づけられた会議です。

その設置根拠となる地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4では、地方公共団体の長は、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策や、児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じるなどの緊急の場合に講ずべき措置についての協議並びに構成員の事務の調整を行うために、総合教育会議を設けるとされております。

したがって、総合教育会議とは、首長や教育委員会と並ぶ執行機関ではなく、あくまでも地方公共団体の長と教育委員会という執行機関同士の協議・調整の場であると整理されております。

また、同条第8項には、総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないとあり、構成員である首長及び教育委員会は、総合教育会議における合意事項について、尊重義務を負うにとどまっております。

このように、先ほども申し上げましたとおり、当然、執行機関同士の合意ですので、大変重く受けとめなければなりません。法制度上、総合教育会議は、地方公共団体の長や教育委員会の権限に属する事項にかかわる最終的な意思決定機関として位置づけられているわけではありません。したがって、先ほど申し上げた内容と重複をいたしますが、総合教育会議は、首長及び教育委員会の執行権限の一部を会議に移して、会議の場で決定を行う性格を帯びているのではなく、あくまでも協議・調整をする場であり、さらに、その場で合意された事項についても法的な強制力はなく、双方が尊重義務を負うということにとどまっておりますことから、本来、教育委員会の職務権限の範囲内の事項である授業日数について、総合教育会議自体が最終意思決定機関にはなり得ないため、授業日数を吉田町総合教育会議で定めることはできないものと考えております。

なお、ただいま授業日時数については、教育委員会の職務権限の範囲内と申し上げましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の第5号に、教育課程の管理・執行については教育委員会の職務権限とされており、さらに、学校教育法施行令第29条において、公立の学校の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期における休業日は、市町村または都道府県の設置する学校にあっては当該市町村または都道府県の教育委員会が定めるとされておりますことから、法の前提としては、長期休業日の定めは教育委員会が行うこととなり、通常、休業日を除いた日が授業日となりますことから、おのずと授業日数についても教育委員会が定めることとなります。

ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条における教育委員会は法令または条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の教育課程などの管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるとの規定に基づき、当町では、議員御指摘の吉田町立小・中学校管理規則の中で、学校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領及び別に定める基準により校長が編成すると、学校教育法施行令上、教育委員会が定めるとされている授業日数の編成を一定の条件のもと学校長に委任しております。

その委任の内容としては、管理規則のとおりですが、教育課程及び授業日時数について、全て学校長の自由裁量に委ねるものではなく、学習指導要領や別に定める基準、これはTC

Pトリビンスプランなど教育委員会が定める基準なども含まれますが、こうしたものに基づき、最終的に校長が編成することとなっております。

なお、当町においては、ただいま申し上げましたとおり、教育委員会の権限である授業日数の決定を、教育委員会規則である吉田町立小・中学校管理規則において、一定の条件のもと学校長に委任しておりますが、本来、教育委員会が定めるものでありますので、全国には学校長に委任せず、教育委員会の定める管理規則の中で、授業日数の決定と同義である長期休業日の日数や、さらにはその時期を具体的に示している教育委員会もございます。

次に、2点目のTCPトリビンスプランでは、子供の確かな学力を保障する環境づくりがうたわれています。教育委員会が考える確かな学力とは何でしょうか。また、その確かな学力をつけるためにどのような授業が必要と考えていますかについてですが、本質問は二つの質問が含まれておりますので、それぞれ分けてお答えをさせていただきます。

まず、御質問にあります1点目の教育委員会が考える確かな学力について、お答えさせていただきます。

議員の御質問の中で、教育委員会が考える確かな学力とございますが、確かな学力とは国において示されている言葉であり、その内容は、文部科学省が示す学習指導要領において、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことと示されております。

また、このことは法律にも明記されており、学校教育法第30条第2項では、小学校教育の実施に当たって、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならないとされ、同法第49条において中学校にも引用されております。

これをもう少しかみ砕いて申し上げますと、「知識・技能の習得」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学びに向かう態度」という大きく三つの力が確かな学力を構成するものと国では示しており、当町においても、この定義を踏襲しております。

次に、御質問にあります2点目の、その確かな学力をつけるためにどのような授業が必要と考えていますかについてお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、我が国における教育課程の基準である学習指導要領が、平成29年3月に改訂されております。

これまでの学習指導要領は、何を学ぶのかといった、いわゆる学習内容を規定することによって、全国の教育水準の確保という役割を担ってきましたが、今回の改訂ではそれだけではなく、何ができるようになるのかといった資質・能力、そして、どのようにして学ぶのかといった学び方にも視点を当て、学習指導要領が改訂されております。したがって、今般改訂された学習指導要領では、学び方についても一定の方向性が示されておりますので、まずは、そのことについて御説明させていただきます。

小学校及び中学校学習指導要領総則においては、確かな学力を身につけるためには、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととされております。これは、いわゆるアクティブラーニングといわれるものです。



また、このことは、小学校及び中学校学習指導要領解説総則編において、さらに解説がなされており、主体的な学びとは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること、対話的な学びとは、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手がかりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること、深い学びとは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連づけて、より深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりすることに向かうことと整理されております。

その上で、さらに小学校及び中学校学習指導要領解説等に基づき、この主体的・対話的で深い学びということを具体的に考えてみますと、町としては、主体的な学びとは、学習の見通しを持たせることで、考えてみたい、やってみたいという意欲をかき立てること、また、学習の振り返りをする中で、何を学んだのか、何ができるようになったのかという学習の手応えを持たせ、次の学習への動機づけや、やる気につなげることでであると理解しております。

また、対話的な学びとは、他者と話し合うことで自分の考えを広げたり、よりよい解決策を見つけ出したり、他者に説明することで自分の考えをより確かなものとしたり、また、自己と対話することで一つのを練り上げたり、葛藤しながら自己形成を図ったりしていくことでであると理解しております。

さらに、深い学びとは、教科固有の見方や考え方を働かせて、学習内容を実社会・実生活と結びつけて考えること、既習事項と結びつけて考えること、自分自身の生き方と結びつけて考えることで、その内容を自分事として捉えられるようにしていくことでであると理解しております。

以上のように、確かな学力とは何か、また、そのためにどのような授業が必要かということについては、国が示す学習指導要領等にその内容及び方向性が示されておりますので、それらに基づき、教育委員会及び学校における独自性を発揮しながら、教育活動を展開してまいりたいと考えております。

最後に、3点目のTCPトリビンスプランでは、教職員が授業に専念できる環境づくり（教職員の日々の多忙解消）をうたっています。吉田町の教職員の授業準備時間はどのくらいでしょうか。また、教職員の皆さんは多忙を感じる業務は何であると言っていますかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、TCPトリビンスプランでは、教職員が授業に専念できる環境づくりを施策の一つの柱としております。そして、その施策の目的は、授業準備時間の確保のために教職員の時間を生み出すこと及びそもそも多忙と言われている教職員の勤務時間の適正化を図ることです。

その上で、まず、議員の御質問にあります吉田町の教職員の授業準備時間はどのくらいでしょうかについてお答えさせていただきますが、教職員と一言で言っても、各学校には新規採用職員といった若手から30年以上勤務しているベテランまで、幅広い年齢層の方がおります。そして、それぞれの教職員ごとに知識や経験に大きく差があり、一般的には若手は教職経験が少ないために、ベテランより授業準備時間が必要であるといった傾向にあります。

また、経験年数によらず、例えば全職員が参観する研究授業を目前に控えている日や、理科の実験器具を整えたり、探検等の下調べに出かけたりするなどの準備が必要なときなど、その日や月によって授業準備時間が変わってまいりますので、一概に正確な時間を申し上げられませんが、町内の各学校に調査をしましたところ、平均すると1日約1時間半程度との回答がありました。

先ほど申し上げましたとおり、授業準備に要する時間は経験等によりますので、この時間のみをもって多いか少ないかということ論じるのは困難ですが、ここでの課題としては、こうした時間の多くが勤務時間外及び土日に行われているということであると考えております。したがって、教育委員会としては、今後、TCPトリビンスプランにおける教職員が授業に専念できる環境づくりにかかわる施策の実施を通して、勤務時間内にこうした授業準備の時間をより多く確保することができる環境を整えられるよう努めてまいります。

次に、御質問にあります教職員の皆さんは多忙感を感じる業務は何であると言っていますかについてお答えいたしますが、多忙とは、通常、事が多くて忙しいことといった量的な多寡をあらわす言葉として用いられますが、ここではそういった量的な意味合いにとどまらず、責任や義務など質的・心理的な負荷をあらわす負担という意味合いも含めた言葉と捉え、回答させていただきます。

小学校と中学校の教職員が共通して多忙感を感じる業務としては、文部科学省や県の教育委員会から依頼が来る各種調査との回答がありました。こうした調査は、全体の傾向を把握して、国や県の施策に生かすことを目的として行われているものと認識をしており、近年、全体としては減少傾向にあります。教職員にとっては、その調査の結果が子供や教職員にどのように返ってくるのかということが見えにくいいため、多忙感を感じているものと考えております。

また、中学校では、それに加え、部活動と回答する教職員もおります。部活動については、現在、町や学校が策定した部活動ガイドラインを遵守することや、昨年度から配置している部活動指導員の効果的な活用を図ることを通して、よりよい部活動のあり方を学校とともに考えていくこととしております。

なお、こうした業務の中で、教職員の本来業務でないと考えられる業務については、校務アシスタントなどの外部人材が担うなどして、可能な限り業務を縮小することが大切ですが、それが本来業務であった場合には、多忙感を感じていたとしても教職員がやらねばならないということに変わりはありません。

教育委員会では、引き続き教職員が多忙感を感じる業務であるか否かとともに、それが教職員の本来業務なのかどうかということも見きわめながら、教職員の多忙解消に向けて、さまざまな施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 答弁ありがとうございました。

最初に言うておきますが、法的に問題だとかいうことを言っているわけではなくて、決定過程が。要するに、事実に基づいて議論された結果でしょうかということに疑問を感じていますということです。

例えば、今、授業時間が1時間半だというような結果、いろいろあるけれども平均すれば1時間半だと、これはいつの調査の結果ですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） この調査の結果ですけれども、それこそ一般質問の質問をいただきましてから、教育委員会のほうで学校に対してさせていただいた調査でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ということは、このTCPプランの授業日平準化を考えるとときには、このデータはなかったということでもいいですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） こうした正確なデータ、何分だというようなところまで手元にあったというわけではございませんけれども、当然、考える過程の中では、教員であるとか、また、教育委員会に指導主事、これは教員から派遣をされているものでありますけれども、そういう検討の中でさせていただいているものでございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 全体的な流れの一例なんですけれども、要するに、話を聞いたとか、そう思うとか、そういうのがだんだん事実になって決まっているような気がするわけですよ、こういう会議録を読んでいくと。そういうことを言っているのであって、法的に問題とかそういう話は全然ございませんので。

それであれば、今、確かな学力を高めるために授業準備時間を多くしましょうということなんですが、教育委員会としては、どのぐらい伸ばしたら、もっと確かな学力がつくというふうにお考えなんですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 先ほども申し上げましたように、一人一人それぞれスキルも違いますし、経験も違いますので、一概に何時間というふうに割り当てるのは難しいと思っておりますけれども、ただ、少なくとも、今、現時点において1時間30分ということであれば、これから新学習指導要領に対応していく、いわゆるアクティブラーニングと呼ばれるようなものを授業で展開していくとすれば、先生方に大きな授業観の転換をしていただく必要があるというふうに思っております。

したがって、これまでと同じ時間、1時間30分では間に合わないのではないかと。もちろん、それが多ければ多いほうがいいのかと言われると、効率性の問題もありますし、10時間ならいいのかということになると、そうではないということではありますけれども、少なくとも、今の1時間半では足りないのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 要するに、私も、これから対応していくためには授業の内容を変えていかなければならないと思うんだけど、今の答えでは、できるだけ多くというお答えですよ。多く持ってほしいと思っているということ。

結局、どれぐらい努力目標というか、どのぐらい授業時間を長く持ってもらおうということは、今のところデータとしては持っていませんということではよろしいですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 議員の御質問は、理想の授業準備時間が果たして何時間なのかという御質問かなというふうに思いますけれども、具体的に、全教職員を押しなべて何時間というように示すのが果たしていいのかどうかというのがありますので、当方として具体的に持っているわけではありませんが、少なくとも今よりは多く必要になってくるだろうというようなことと、あとは、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、実際、その授業準備時間というのがいつ行われているのかというようなことで申し上げますと、勤務時間外に多く行われていたり、土日を活用して行われていたりというような実態がございますので、そこは解消していかないといけないのではないかなというふうに考えております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 参考資料の2に、これは文科省の結果であります。平成28年の結果でありますけれども、授業時間1時間17分、小学校はという結果が出ております。中学校が1時間26分。それに比べれば、吉田町の先生方、しっかり授業準備をしてくださっているのかなという思いはあるわけですが、あるとき、5時間授業日を4時間授業日にしたときに、どのぐらい、皆さん早く帰りますかということをして2回調査したというのを、ちょっと見ましたけれども、5時間授業日の平均の退庁時間が19時4分であると、それに対して、1回目の4時間授業の日に調査をしたら、18時18分で、46分早く、皆さん帰りました。2回目が17時36分で、88分早く帰りましたという結果が出ているわけです。

それに対して、4時間授業の日、1回目と2回目では、何で倍ぐらい早く帰る時間が増えたんだというふうに分析されていますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） さまざまな要因があろうかとは思いますが、一つは教員の意識の問題も大きかったのではないかなというふうに感じています。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 4時間授業で帰るのが、私の認識では1時半、5時間授業で帰るのが3時、そうすると、1時間半早く子供たちは帰ることになると思うんですけれども、そうしたら、2回目は88分、約1時間半早く皆さん帰っているということは、これは授業準備に回っていないということではないんですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） この日に限って言えば、そういうことだったのではないかなというふうに思いますけれども、今回、先ほど答弁でもさせていただきましたけれども、教員が授業に専念できる環境づくりについては、大きく2つ目標があります。もちろん一つは、授業準備時間をしっかりと平日の、しかも業務時間内の中に、もちろん全て業務時間内というのは現実的ではないかもしれませんが、可能な範囲で業務時間の中に確保してほしいというのが一つと、あとは、全国的にも課題になっております教員の多忙という問題がございますので、その多忙もあわせて解消していかなければならない。

一見しますと相反する二つの、一つは授業準備をしっかりとやってほしいという業務量が増える話と、他方では業務を減らしていかないとというような話もありますので、この二つをやっつけていかなければいけないという課題の中で、この日に限って言えば、4時間授業をそういった多忙解消のほうに、学校としては意識を傾けて、そのような1日を送ったのではないかなというふうに考えています。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今、教育長おっしゃったように、二つの命題があるわけですね。確かな学力を説明するときには、授業準備を増やします。多忙感の話では、先生方に早く帰ってもらいます。これ本当に成り立つんですか。どうやって成り立たせようと、これを成立させようというふうに思って、この案をつくっているのか、こちらを説明するためにはこう説明し、こちらを説明するためにはこう説明しているというふうに受けとめられるわけですよ。だから、それをどうやって達成しようとしているのか、この2立を、そこがぴんとこないの、もうちょっと説明してもらえますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まさに、どうやってそれを達成しようとしていこうとしているのかというのが、我々としてはTCPトリビンスだというふうに考えております。

一つは、先ほど議員、反対の立場だというふうにおっしゃいましたけれども、授業日の平準化という施策も、それに寄与する一つの施策だというふうに考えておまして、もちろん、どちらも相反する二つをやっていくというようなことで、矛盾しているとおっしゃいますけれども、我々としては、バランスの話なんだろうというふうに思っております。もちろん、毎日毎日早く帰ってほしいというわけではなくて、もちろん、ここぞというときには、しっかりと授業準備や遅くまで残ってという日もあるでしょうし、また、ある日は、きょうはちょっと家庭の事情とか個人的な用事があるといって早く帰れる日もあるでしょうし、そういった、今は教員が自分の勤務時間の中に自分でそうやってマネジメントできる時間がないものですから、そこを確保してあげることによって、教員個人が自分の裁量の中でバランスを図って、きょうは早く帰る、きょうは遅くまで頑張るというようなことができるのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） じゃ、その平準化の話にちょっと入りますけれども、平成29年12月12日の教育委員会では、小学校の1、2年生の先生方というのは、授業時数少ないので早く帰っているでしょうと、それに対して、高学年の先生方が残業が多いのではないかなというような話になって、じゃ、低学年の先生に高学年の先生の担当のものを分担すればいいじゃないかなというようなお話がずっと議論されたわけです。

塚本委員がデータはないのかというお話をしたと思うんですけれども、そのときはデータはなかった。そして、17日のときにデータが出れば、小学校1、2年の先生も高学年の先生も一緒だと、ほぼ変わらないと、どちらかといったら、そのときのデータは1年生のほうがちょっと多いぐらいだというようなお話があった。そうすると、小学校1、2年の4時間授業がベースで5時間授業があるという先生と、5時間授業がベースで6時間授業があるという先生の残業時間は一緒であるということからすると、平準化で1時間授業が早く終わったとしても、帰る時間は一緒だという結果ではないのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） すみません。理解が追いついていなくて申しわけありません。

今のところ、もう一度御説明いただけるとありがたいと思います。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 小学校1年生の授業は4時間授業がベースですよね。たまに5時間授業がある。そうすると、12日で話したように、早く帰っているだろうと、授業は早く終わると、時間はあると。高学年の先生は5時間授業がベースで6時間授業があるので、定時までの時間が少ないので、授業を平準化して、5時間をベースにして6時間を減らしましょうというお話なんですけど、4時間授業がベースの先生も5時間授業がベースの先生も残業時間は一緒だということであれば、平準化して皆さんに早く帰ってもらいましょうという案そのものが、ちょっと矛盾していませんかということです。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） ただいまおっしゃった前提というのは、恐らく旧学習指導要領のもとでの時間割のことではないかなというふうに思っております。

新学習指導要領は、既に一部移行期間に入っておりますけれども、小学校3年生以上で授業時間数が増えます。6年生も当然、授業時間数が増えます。ただし、1、2年生は授業時間数は変わりません。ですので、そもそもの前提がもしかしたら違っているのかなというふうに思うところと、つまり6年生のほうがさらに時間割が増えるというような前提があるということです。

あとは、今、そのときの話、私もおりましたけれども、そうではないかという前提、つまり1年生のほうが早く帰っているんじゃないかという前提ではなかったというような結論でしたが、1年生のほうが、より子供に対して、また、保護者に対して、より丁寧な指導であるとか対応が求められるというようなことが大きな原因であったり、子供のものをより丁寧に見てあげるとか、そういったことが発達段階から必要じゃないかというような話から、1年生であっても、放課後の時間に残業というか、授業が終わったとしても仕事が、高学年よりも、むしろたまっているというか、あるというような状況なので、一緒だというようなことがあったのかなと思います。

もし、それが早くなるとすれば、今、授業のほかにも学校の先生方、校務分掌とって、例えば研修主任であるとか体育主任であるとか、学校の道徳をどうするかとか、ICTをどうするかというような担当を持っていますので、その校務分掌の中にも重たいものと、重たくないといったら語弊があるかもしれませんが、校務分掌の中にも、やはり波があります。そういったときに、校務分掌を分けて考えることによって、またそれもそれで平準化を図っていけるんじゃないかなというふうに思っております。

直接の御回答になったかどうかわかりませんが、以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 低学年は手間がかかるかそういうのは、ある委員がその場でおっしゃっています。ただ、それが事実なのか、そういう話だけなのかというのがわからないわけです。

皆さん、12日、一緒ですと言ったときに、今の教育長は、皆さん、バランスをとって仕事をされているからこういうことになったんでしょうというお話をされているわけです。だから、そういうデータがしっかりとってあった上で、そうだというお話なのか、多分私はそう思いますから、こうなっているんでしょうということで、ずっと済ませてきているのか、そこはどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 1年以上前の話かなと思いますので、私も記憶をたどって正確な話ができるかどうかわかりませんが、そのときに出てきた資料としては、各教員一人一人の持ち時間というもの、一つ資料として出てきたのではないかなというふうに記憶しています。

高学年のほうから話したほうがいいかもしれませんが、高学年の場合には、例えば1時間目から6時間目まで授業があったときに全て、当然、小学校ですから、基本的には学級担任制で全部持つんですけれども、こま数が多い分、級外とって、違う先生が教える、例えば音楽だけは違う先生が教えるというようなことがあって、低学年の場合には、そういった級外が入ってくるよりも、やはり一人の先生がずっと1時間目から4時間目、もしくは1時間目から5時間目、そういったことを指導したほうが発達段階にいいだろうというようなことで、当町だけではないと思いますけれども、そういった指導のスタイルをなされているということで、1人当たりの先生方の持ち時間数を1週間当たりで見たとすると、そう大きく差がないというようなところから、データとしても、1人当たりの週当たりの授業の持ち時間と総勤務時間から、授業時間とそれ以外の時間と考えたときには、そう大きく差がなかったというようなことであったと記憶をしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そうしたら、12日の段階でそういう話をすればいいじゃないですか。さんざん、ああだこうだと話をして、データがない中で議論をしているわけでしょう。

ということは、それが10月段階ですよ。発案する段階、2月の段階でそういう議論はなされていないんだらうと、そういうデータもないんだらうと思うわけです。だから、要するに事実に基づいた立案ではないのではないかということをおっしゃっている。

参考資料の3、3ページのほうにありますけれども、半年たって、12の課題が残っていると。会議録そのものを載せてちょっと身にくいところはあるけれども、12の説明があって、4番とか5番とか6番とか7番、9番の課題というのは、立案する事前の段階で想定できる課題だと思うわけです。それが、半年たって10月になって進んでいませんとか、教育に至っては、これからどういう期間、どの程度あるのか調べます、整理しますというような話をされているので、とても立案段階において、これはこれをやることによって潰せるというような感じで立案したものではなくて、これは何とかなるだろうと思われていた項目なのか、想定外の項目だったのか、そこに関してはどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 進め方については、いろいろ御意見、当然いただくこともありますし、今、議員からもいただいているわけですが、その進め方については、これは平成29年の第3回の議会の定例会におきまして、八木 栄議員の御質問にお答えさせていただいているわけですが、あらかじめ、プランの大枠は定めさせていただいて、その後、御意見をいただきながら、プランをよりよいものにしていこうというようなことで回答をさせていただいているわけですが、そういった中でやってきたことであります。

なので、もちろん事前に調整を図りながらやったところもありますし、また、その御意見の中で、新たな課題として上がってきて、それも検討しないといけないなというようなことで、検討したこともございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そういうことがおかしいんじゃないかと言っているわけで、とにかくぶち上げておいて、あと意見を出してもらって何とか対処しましょうというような姿勢というのが、やっぱり物事を決めて率先してやっていく立場の人間の考え方ではないというふうに私は思っていて、何でも言うてください。何とかやりますよと言っているわけですがけれども、突然出てきたことが対処できなかつたら、この施策というのはやらないという判断なんですか、対応できなければ。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） なかなか仮定の話にお答えするのは難しいわけですが、今、現時点において、我々としては総合教育会議の合意を大変重く受けとめつつ、当然、教育委員会としても、こういった方向でやっていくというふうに決定したプランでございますので、その実現に向けて着実に進めていくと、一歩ずつ歩んでいくということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） あんまり時間もないので、長々とやってはまずいんですが、要は、研修の問題とか中体連の問題とかクラブ活動、サッカーとか、そういうのをまだ、1年半、もっと前の話ですから進んでいるのかもしれないけれども、こういうものが調整つかないといったときには、この案というのはやれないというふうに判断されていると、そういう腹をくくってこれを進めているということではよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、トリビンスプランの現在の状況から、少し御説明させていただきましても、授業日の平準化、今おっしゃっている授業日の平準化のところについては、現在どうなっているかということをお知らせすると、移行期間の取り組み及び車座対話を踏まえ、学校と今後さらに検討ということになっておりまして、現在、各学校と具体的な調整をさせていただいているところであります。

また、授業日の平準化ですが、当初、日数220日といったことであるとか、そういったところがかなりクローズアップされてしまっているところがございますけれども、これは我々、日数はあくまでも手段であって、この220日を何が何でも達成したいというわけではなくて、この考え方、1年間を通して教育課程を見たときに、繁忙期とそうでないときがあるのであれば、それを押しなべてというようなことで、授業日数を増やして、1日当たりの授業時間を減らしていくというのが、授業準備時間の確保または教員のそもそもの多忙の解消につながるのではないかという、そういう考え方のもとにやっているものでございますので、何か、例えば220日が達成できないから、この施策をおろしますとか、そういうような話ではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 220日が達成できないからと言っているわけではなくて、いろんな調整をやっていかなきゃいかんとおっしゃっているんだけれども、そういう調整がうまくいかなければやめるのかという質問だったんですが、それはいいです。



現在、220日というのは、まず、基本220日になっている。今、教育委員会の中では、その220授業日数ということに関しては、どういうふうになっているのかということなんですが、小学校と中学校では違うので、中学校はもうちょっと余裕を持ってやってもいいんじゃないかと、そういう議論がされていると思うわけですが、今現在、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まだ検討中のこともございますので、具体的にここで事細かにお話しすることができない部分もありますけれども、先ほど申しあげましたように、移行期間の取り組み、車座対話の議論を踏まえということを考えておりますので、移行期間の取り組みから、まず申し上げますと、小学校については、平成29年度が210日、平成30年度が212日から213日、今年度は天皇の即位などもございまして、そもそも平日が少ないというようなこともあってですけれども、207日から208日というようなことでやっておりますけれども、そういった中で、例えば住吉小学校でいえば、210日にしたときに、勤務時間の中に約64時間ぐらいの生み出しができましたというようなデータでありますとか、また、その中で教材研究の時間が増えたというようなことを感じる教員の割合が増えていたり、これはアンケート調査でありますけれども、負の多忙感を感じる先生が減っていたり、学校での指導が充実していると感じる教員が増えていたり、子供と話したり遊んだりするなど、子供と向き合う時間が増えたと感じる教員が増えている。

また、子供の側で見えますと、授業の内容がよくわかると答える児童が増えていたり、自分にはよいところがあると答えた児童が増えていたり、信頼できる先生がいると答える児童が増えていたりというようなことで、そういった状況も見られるところではあります。それがこの移行期間の取り組みかなと思っています。

また、車座対話での議論でいきますと、小学校の先生方からは、212日から213日でやった平成30年度の時点でのお話でありますけれども、平成30年度の教育課程としては、おおむね前向きに捉えていただいている、まさに今のデータと一緒にですけれども、平日に時間の生み出しができていて、勤務時間内の中に時間の生み出しができていて感じていると、これも現実的な選択としていいのではないかなというような御意見をいただいています。

一方で、中学校のほうですけれども、中学校のほうにつきましては、210日が平成29年度、209日が平成30年度、今年度はさらに、またこれもあれですけれども、205日というようなことで実施をしていただいておりますけれども、なかなか中学校と小学校で、やはり構造的な違い、学級担任制であるとか、教科担任制であるとかということもあろうと思いますけれども、なかなか小学校と同じようには、平準化の効果を体感できていないというようなところが、移行期間の取り組みであるとか、車座対話から見えてきているところではありますので、さらにもう一步踏み込んで、各学校と話し合いを進めていかないといけないと思っておりますけれども、現時点では、そういったことを踏まえながら、今後どうしていくのかということを検討している状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 最初のころの220日がちがちからは、随分柔軟な考え方を持っていた  
だいているというところに関しては、歓迎しているところではありますが、32年、来年で  
すから、これはいつごろまでに決める予定なんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） これも、今ここでいつまでという時期を申し上げるのは少し難しい  
状況ではありますが、もちろん、町民の皆様方、また、保護者の方々、議員の皆さん  
もそうだと思いますけれども、関心の高いことだと思っておりますので、しかるべきタイミ  
ングで、急に時間がない中で決まったというわけではなくて、しっかりとそういった考え、  
手続なんかも考えていきながら、無駄に引き延ばすつもりはございませんので、そういった  
議論が進んだ中で、公表できるときに公表していくというような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） いろいろ言いましたけれども、やっぱり基本的にはもう少し、私の気  
持ちとすれば、立案するときにしっかりデータを押さえて、やっぱりこういう対応に対して  
は、こうして言うていくんだというようなことも含めて、じゃ、これで行こうと、余り矛盾  
のない計画というのを立てていくべきだというふうに、今でも思っています。

だから、そこは今後参考にしていただければいいと思うんですけども、もっと願えば、  
こういうものを立案するときに、やっぱり今、トリビンスで三つ、ごっちゃにして議論して  
いるんだけど、子供の確かな学力をつけるためには、どういう施策が必要なんだと、先  
生の多忙化がどういうことをやらなければならないのか、本当はもっと聞きたかったんだけ  
れども、多忙化に関して。

要するに、そこをどう突けばいいのか、要するに、今、問題は、過労死ラインの80時間  
を超えている人間がどれだけいて、この人たちを、まずは80時間以内にすると、そのため  
にはどういう指導をすればいいのかとか、そういうことをしっかり潰していった上で、トータルで先生の多忙化をもっと短くするには、どういう作業を削ればいいのか、どういう作業  
を減らせばいいのかというような議論を、現場の先生方と一緒に話をして、先生方も  
納得するような案をつくっていただくというのが、私としては理想的な、そういう進め方  
をしていただきたいというふうに思っているの、あと残り、具体的に決める際においても、  
車座対話でどういう意見が出たというのも承知していますけれども、もっと先生方と詰め  
て、吉田町の教育のためにはどうすればいいのかというところを、腹を割って議論をしてい  
ただければと思います。

今の教育長、随分人気出ているみたいなので、頑張ってくださいと思います。よろし  
くお願いします。

以上です。

○議長（増田剛士君） 答弁は要らないということでよろしいですね。

○5番（平野 積君） 要らない。

○議長（増田剛士君） 以上で、5番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 11 分

- 議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は 13 名です。引き続き一般質問を行います。

◇ 山 内 均 君

- 議長（増田剛士君） 9 番、山内 均君。

〔9 番 山内 均君登壇〕

- 9 番（山内 均君） 9 番、山内 均でございます。

私は、公共交通の問題に関し、昨年 3 月に行いまして、なかなか思うようにいかなかったものですから、言いたいことがたくさんあったものですから、もう一度、改めてやります。

3 月の議事録を見ますと、私がもう一度議員になったときには、改めて、もう一度この問題に関しては取り組みますよと、そういう私の中での自分の約束のもとに行いますので、よろしく願いいたします。

質問です。

第 5 次吉田町総合計画の生活交通の分野には、高齢化の進む中、高齢者の移動手段の確保が求められているとあります。

今回の選挙期間中に、元気に頑張っている高齢者の方々と話をしてきましたが、強く要望されたのが、移動手段となる足の問題でした。特に、現状での移動手段確保に対する大きな不安と、それを求める声、また、免許証返納に伴う移動手段確保への不安感が見てとれました。その方々の真剣な意見や思いを代弁することが私の役割です。

平成 31 年第 1 回定例会の一般質問において、主にコミュニティバスについての議論となりましたが、皆さんの意見を伝える自分の役割が果たされたとは思っていませんでした。移動手段については、認知症や引きこもりの問題への対応も有効であると確認しています。

そこで、質問をいたします。

一つ目です。町が考える交通弱者の定義です。

この定義をお答えしていただく前に、交通弱者とは、もともとどんなものが背景で出てきたか。ここに日本大百科全書、インターネットを見ていただくとわかると思うんですけども、まず、この中に明確に出されているのは、自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。特に公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人を指すと。また、交通事故の場合に、自動車に対し被害者となり得る子供や高齢者などの歩行者も指すと。

もともと、ここからが語源の発生です。

もともと交通弱者という言葉には、1960 年代にアメリカで起きた黒人暴動の原因を明示するために使用された transportation poor（トランスポーテーション・プア）、要する

に、輸送の貧困に由来している。公共交通機関が貧弱であったため、自家用車を保有していない人が都心部へ通勤できず、就業機会が奪われ、貧困からも抜け出せないことが暴動を招く要因となった。以降、アメリカでは低所得者層のモビリティ問題をあらゆる言葉として浸透し、徐々に年齢や身体的な理由などから、交通手段の利用に制約を受ける人のことを指すようになった。

日本では、1980年代に過疎地における路線バスの維持問題が浮上した際、交通手段を失う住民を指すようになり、移動機会の平等や交通事故防止といった観点から、今日では町づくりや福祉などの広い分野で使われている。高齢化が進み、都市部の公共交通機関では車両や施設の快適性が高められる一方、地方では、自家用の移動手段がなければ日常的な買い物にも支障を来すような状態が続いている。これが、交通弱者の定義の根源だとうたわれています。

その上で、町が考える交通弱者の定義を改めてお聞きをします。

二つ目では、2025年問題と免許証返納に伴う移動手段についての考えをお聞きします。

3、交通弱者に対するデマンド型乗り合いタクシーのメリット、デメリットをどう考えておられますか。

4、他市町との移動手段の連携についての考えはありますか。

5、自動運転を利用した移動手段について、どう考えておられますか。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員から、交通弱者の移動手段の確保と公共交通について、5点ほど御質問をいただいておりますが、この件に関連しましては、本年3月の第1回吉田町議会定例会において議員が行った、町民の移動手段となる公共交通についての一般質問の答弁におきまして、おおよそ御回答させていただいているところでございます。また、今回の議員からの御質問に対する町の公共交通対策に向けた方向性等につきましては、前回の議員からの一般質問時と状況が変わっておりませんので、前回の答弁と重複する部分が多々ありますが、あらかじめ御承知おきください。

まず、議員からの御質問にお答えする前に、今一度、当町の公共交通の基本的な考え方を御説明させていただきます。これは今後、当町の公共交通施策を進める上で前提となるものでございますので、御理解をお願いいたします。

議員も御承知のとおり、現在、町内を運行いたします、しずてつジャストラインのバス路線は、特急静岡相良線、島田静波線及び藤枝相良線の3路線でございます。

特急静岡相良線につきましては、東名高速道路を走行して、当町と静岡市の中心部を直接結ぶ利便性の高い路線であり、運行本数も多く、運行時間帯も大変広い路線でございます。平日におけるこの路線バスの始発と最終の吉田町役場バス停留所での時刻を御紹介いたしますと、静岡駅へ向かう始発は午前5時45分、相良営業所に向かう最終バスの時刻は、降車専用になりますが、深夜の午後11時50分となっております。

この路線につきましては、バス事業者側としましても、社会情勢に応じて変化する早朝や深夜におけるバス利用者の動向に柔軟に対応しており、結果として、町内の多くの通勤者や

通学者などがその恩恵を受けております。こうした状況は、バス事業者と利用者の双方にとりまして、お互いにより関係性が築かれており、相乗効果が生まれている理想的な路線であると認識をしております。

このほか、島田静波線と藤枝相良線につきましても、主に通勤・通学者や病院への通院に利用されておりますが、現状としましては、運転手不足や燃料費の高騰、利用者の減少などのさまざまな要因により、バス事業者であります、しずてつジャストラインの単独運航が困難な状況となっておりますことから、地域住民の交通の利便性を維持していくため、これらの路線の運行に対しまして、国・県、沿線市町が協調して補助を行っております。

また、バス路線の維持とともに、利用者を増加させる取り組みも重要でございますので、これまで同様、バス利用者の利便性向上を図るために、バス事業者が実施する自転車駐輪場やバス停留所の上屋の整備などを行う事業に対しまして、補助金を交付する事業を継続しているところでございます。

このように当町では、バス事業者や関係機関と連携しながら路線バスの運行を継続できる環境にありますので、まずは、このバス路線を減らさないようにすることを主眼に置いて施策を展開しております。この姿勢は今後も継続しながら、町民の皆様の主要な交通手段を確保してまいりたいと考えております。

ただいま申し上げましたものが、当町の公共交通の基本的な考え方でございます。この基本的な考え方を踏まえまして、議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の町が考える交通弱者の定義はについてお答えをします。

交通弱者の定義は、一般的に、自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で車等を運転することができず、自家用の移動手段がないため、公共交通機関に頼らざるを得ない人、特に、公共交通機関が整備されていないため、買い物や通院など日常的な移動にも不自由を強いられている人を指しているものと捉えられており、町といたしましても同様の捉え方をしているものでございます。

次に、2点目の2025年問題と免許証返納に伴う移動手段についての考えはについてお答えをします。

まず、2025年問題ということですが、この2025年問題とは、一般的に、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる時代に起こる問題を指すものと認識をしております。

具体的には、団塊の世代が2025年ごろまでに75歳以上の後期高齢者に達することによりまして、医療、年金、介護などの社会保障費の急増が懸念されるもので、これまで国における社会保障制度を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側に回るため、これらの課題にどう取り組んでいくのかが大きな問題となっているものでございます。

そして、この問題の背景には、我が国の超高齢社会の到来があるわけでございます。

恐らく、議員の御質問は2025年問題ということではなく、この問題の背景となる今後の高齢化の進行により、交通弱者といわれる方々も増加することが予想されるという御認識で御質問をいただいているものと推察をしております。

議員も御承知のとおり、我が国の高齢化は年々進行している状況でございます。平成30年に国立社会保障・人口問題研究所が発表しました日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）によりますと、2025年には、65歳以上の高齢者人口は3,677万1,000人で、全人口

に占める高齢化の割合は 30.0%となっております。このうち、75 歳以上の後期高齢者人口は 2,180 万人で、全人口の 17.8%を占めることが推計されております。

一方、当町の状況を見てみますと、本年 4 月 1 日現在の 65 歳以上の高齢者人口は 7,339 人で、総人口に占める 65 歳以上の割合を示す高齢化率は、24.8%となっております。

先日、静岡県内の状況とともに、当町を含む 35 市町の高齢化率及び後期高齢化率が新聞報道されたところがございますが、当町は、高齢化率で県平均の 29.1%より 4.3 ポイント低く、県内 35 市町中では 4 番目に低い状況でございました。また、75 歳以上の割合を示す後期高齢化率は 12.0%で、県平均の 14.8%より 2.8 ポイント低く、県内 35 市町中では 3 番目に低い状況でございました。

当町の高齢化率及び後期高齢化率は、国・県の平均値より下回っており、近隣市町の中では最低値をなっているわけでございますが、高齢化率の傾向といたしましては、年々上昇している状況でございます。

このような状況下において、全国的に高齢者が加害者となる交通事故が多発し、毎日のように新聞紙上に掲載されております。最近では、鉄道やバスなどの公共交通サービスが整備されている福岡市、大阪市、東京の豊島区などの大都市におきましても、高齢者ドライバーによる痛ましい交通事故が発生をしており、議員が心配されている高齢者の運転免許証の自主返納が全国的にも話題となっております。特に、当町のような地方では、車社会のため、公共交通サービスの希薄さから、車がなければ日常生活に支障を来すおそれがあるということで、多くの高齢者の方が車を運転されているのが実態であり、こうした中で、身体的・精神的な観点から車を運転することに支障がある高齢者の方に対し、運転免許証の自主返納を促していく必要がございます。

過去 3 年間の当町における 75 歳以上の高齢者の方の運転免許証の自主返納状況を見てみますと、平成 28 年中には 49 人、平成 29 年中には 73 人、平成 30 年中には 82 人の方が自主返納しており、年々、返納者の数は増加している傾向にありますが、運転免許証を返納することによって、特に買い物や通院など日常的な移動に不自由を強いられる、いわゆる交通弱者といわれる高齢者の方々の移動支援をどう確保していくのかも大きな課題でございます。

このため、当町では、日常的に移動が不自由な高齢者の方々の移動支援施策として、幾つかの福祉サービスを展開しております。

一つは、高齢者移動支援事業でございまして、自力で外出することが困難な高齢者の方々を、送迎支援ボランティアにより目的地まで送迎するサービスでございます。

もう一つは、NPO 法人等の法人が実施主体となっております福祉有償運送でございまして、身体障害者、要介護の方を対象に、NPO 等が営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用し、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行っているところでございます。

しかしながら、運転免許証返納後などの高齢者の移動手段の確保に関しましては、健康面を初め、家庭状況、地理的条件などから多様なニーズがあるとともに、個別具体的な移動手段が考えられるものでございますので、今後、それらを踏まえ、調査してまいりたいと考えております。

次に、3 点目の交通弱者に対するデマンド型乗り合いタクシーのメリットとデメリットをどう考えるかについてお答えします。

議員御質問のデマンド型乗り合いタクシーなどのデマンド型交通は、正式には需要応答型交通システムと呼ばれ、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通網でございます。事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在するものでございます。

一言で、デマンド型乗り合いタクシーのメリットとデメリットをとということでございますが、デマンド型乗り合いタクシーには多様な種類、運用形態があり、当然、デマンド型乗り合いタクシーの運用方式、運行ダイヤ、運用形態等によりまして、メリット、デメリットが異なっております。一概に言えるものではございませんが、一般的に言われているデマンド型乗り合いタクシーのメリットとデメリットについて述べさせていただきます。

まず、メリットとして考えられるものは、個々の需要に合わせて運行することが可能となることから、よりドア・ツー・ドアに近づけることができるということが挙げられます。

次に、予約がなければ運行しないため、乗客がおらず空気を運ぶような無駄を省くことができることから、経費節減につながり、自治体の財政負担の軽減につながる可能性が高くなることが挙げられます。また、乗り合いを前提にしたシステムであることから、通常のタクシーを利用するよりも、個々の利用者の運賃負担を軽減することができることなどが挙げられます。

一方、デメリットとして考えられるものは、乗り合いということから複数の需要を一度に満たすため、経路や所要時間が一定ではなく、乗車・降車がおくれるなど、定時性の観点からは一定の許容幅が必要となります。また、予約がなければ運行されない反面、一人でも予約があれば運行することになるため、利用者1人当たりの運行経費は割高となり、需要が大きい地域では、自治体の費用負担が増大する懸念があることなどが上げられます。

さらに、デマンド型乗り合いタクシーの運用範囲や運用形態などにもよりますが、場合によっては、既存の路線バス会社やタクシー事業者に多大な影響を及ぼすおそれも上げられるものでございます。

デマンド型乗り合いタクシーは、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地などの自由度の高い組み合わせにより多様な運行形態が存在し、使い方によりましては地域住民の移動手段の確保に向けて一つの有効な手段となるものと思われませんが、導入を検討するに当たりましては、地理的条件を初め、地域住民の移動需要やデマンド型交通の適性を把握し、路線バスやタクシーなどのその他の交通手段と合わせて、慎重に検討していく必要があるものと認識をしております。

次に、4点目の他市町との移動手段の連携についての考えはについてお答えをします。

冒頭に、当町の公共交通の基本的な考え方について申し上げましたとおり、当町と近隣市町とをつなぐ基幹的な移動手段は、しずてつジャストラインの路線バスの3路線であり、このうち、島田静波線、藤枝相良線の2路線は、バス事業者であるしずてつジャストラインの単独運行が困難な状況となっておりますので、地域住民の交通の利便性を維持するため、国・県、沿線市町が協調して補助を行い、バス路線の維持に努めております。

また、沿線市町では、路線バスを確保・維持していくため、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、公有民営方式によるバス車両購入事業を計画的に展開しており、平成30年度におきましては、当町が新型のノンステップバス車両を購入し、その車両をし

ずてつジャストラインにリースしながら、藤枝相良線の路線維持に資する取り組みを行っているところでございます。

町といたしましては、今後も引き続き地域住民の交通の利便性を維持していくため、近隣市町と連携し、既存のバス路線の維持・確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5点目の自動運転を利用した移動手段についてどう考えているかについてお答えをします。

人口減少、超高齢社会を迎え、人手不足や地域の交通弱者といわれる方々の移動手段の確保といった社会的課題の解決策として、自動運転の活用が大きく期待されております。

現在、全国各地で実証実験が行われており、技術性、事業性、社会受容性などについて検証が行われているところではありますが、法的な問題を初め、安全面における技術的な課題も多く、現時点では実用化までには至っていない状況でございます。

自動運転が実用化されれば、交通弱者といわれる方々の移動手段の課題解決に向けて大きく前進するものと推測されるわけでございますが、当町におきましては、今後の実用化に向けた進展を踏まえながら、当町にあった最適な公共交通システムを検討してまいりたいと考えております。

さて、議員も御承知のとおり、当町では、誰もが快適に町内を移動できる新公共交通システムの構築に向け、本年度から調査研究に着手してまいりますが、この調査研究に当たりましては、当町における公共交通の現状について、利用者の皆様のニーズや公共交通の現状を的確に把握し、公共交通システムの構築に携わった経験を有する専門家のアドバイスをいただきながら、当町にとって最適な公共交通における運用方式を検討してまいります。

そして、次年度以降には、本年度の調査研究業務の成果を踏まえ、地域の実情に即した公共交通サービスとなるよう、事業者、住民、利用者の代表者で組織する吉田町地域公共交通会議の皆様と十分議論していただき、利用者と事業者、そして行政のそれぞれが利益を実感できるような公共交通システムの構築を図ってまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 答弁をいただきました。

これから、3月の議事録も全部起こしましたので、その中で一番、二つ、三つくらいあります。町長が言われた寝たきりの老人とかですね。何であんな話になるのか、ちょっと非常にわからなかったものですから、これは議事録起こしました。多分、私の話し方というか、それも影響はしていると思うんですけども、私の言いたかったことは、現実問題が、実例が我々の身近にありますので、一つだけ紹介します。

私もグラウンドゴルフをやっております。その中で、76歳の方が朝来て、みんなが集まった中ですよ。皆さん、グラウンドゴルフやっているときに見ていってくださいね。ボールをぽろっと落としたり、ステッキを落としたり、そのときに、みんな20人くらいいたんですけども、そのとき瞬間に皆さんが集まって救急車を呼べと、呼んだんです。そして、救急車を呼んで、すぐに藤枝の病院へ行ってもらったんです。そうしたら、本当に早かったものですから、2週間くらいで我々の仲間にもた復帰しました。



ただし、そのときに、免許証は返納することにして、もう免許証は持っていないんです。そのかわり、奥さんが迎えに来てくれるんです、送り迎えに。そのときに、僕が言いたかったのは、そういう人たちが状況が変わって、そしてその状況が、最悪の場合、病気になったり、動けなくなったり、運転する人が。そういうときに、私としては、本当にそういう人たちを念頭に置いて、そうしてやっていただきたいと、考えていただきたい。公共交通をできるだけ早くやっていただきたい。そういうのが本心ですので、その辺はちょっとわかっていたいただきたいと思いますけれども。

いいですか。別にそんな顔しなくていい。

それと、副町長に一つ言いますね。

副町長が……

○議長（増田剛士君） 質問をお願いします。

○9番（山内 均君） ちょっと待って、すぐやるから。

いいですか。

副町長は、山内議員、早くやれと言うけれども、何をやっていいかわからないと、覚えていますよね。私の課題は、公共交通の確保だったんです。

そのときに感じたことは、私の役割は、先ほど言ったように町の人たちの声をいかに代弁をするか。もちろん代表として代弁をするかというのが私の役割です。行政の役割というのは、町の人たちの声を聞いて、優しく受けとめて、そして、できるだけ身近にやってやるかということ、要するに、本当に周りの人たちが何を考えているか、そういうことを考えるようなシステムというか、考え方というか、それを欲しかったわけですがけれども、その辺はどうですか。私が今言った役割としてはあるんですけれども、行政の役割としては、それは優しくやっぱり受けとめてやるのが行政の役割じゃないんですか。

ぜひお答えしてほしい。あの当時、何であんなこと言ったのかというんです。

○議長（増田剛士君） 質問の趣旨がいまいちわからないんですが、だから、前回やった定義云々のやりとりの中でということによろしいですか。

だから、今の質問というのが、なかなか的を射ていないと思うので、質問のほうを変えていただけますか。

○9番（山内 均君） いいですよ。答えはないですか。

なければいいです。受けとめますから。

いいですか。私は欲しいと思いますけれども、どうなんですか。私の質問として。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私としては欲しいですよ。

それがなぜかというのは、やっぱりそのために不本意を感じたわけですから。そういう考え方、もしあればお願いしたいです。

○議長（増田剛士君） 副町長、森泉文人君。

○副町長（森泉文人君） ただいま議員からお話がありました中で、私も、町民のためにきめの細かい施策を講じていかなきゃいけないということに関しては、全くそのとおりで思っております。

ただ、あのときの質問の中で、きょう交通弱者について、議員も御発言されておりましたけれども、こちらのほうでも答弁で交通弱者についての定義を述べましたが、そういった交

通弱者についての考え方、何を対象にしていくかということが余りにも漠然としていて、そのところが明らかにならなければ、なかなか議員の御質問にお答えできないんじゃないかなということ、あの場でお話ししたというふうに記憶しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） いいです。それはそれで受けとめますので、あんまりしつこくやるつもりはありません。

それと、理事が、空白地域の500メートル、これをやらないと前に進まないものですか、やらせてください。空白地域というものが西尾市の500メートルにこだわったじゃないですか、500メートルの範囲で。半径500メートルの範囲、要するに空白域の定義。それは、本当に自分の中でこれをやらないと進んでいけないもので言わせてもらいますけれども……

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この場において、前回の御質問の内容を一々御質問されても記憶していませんので、もう少し詳しく教えていただければありがたいと思います。

○議長（増田剛士君） 議員、今回の質問に沿ってお願いできますか。

前回は前回のでもう、それこそ議事録を読まれているので、今回のに合わせてお願いします。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今のやつやっついていかないと、自分の中で進んでいかないんですよ。

あのときに、西尾市のはどういう経緯で、どういうやつをたどったかというやつを聞かれたでしょう。

そのときに、私もちょっと、本当に真剣に勉強したんですよ。そうしたら、その中に総務省では、交通弱者の中に買い物弱者という言葉が含まれて、中に出てくるわけです。総務省も農林水産省も。そのときに、やっぱり500メートルという範囲を、年寄りの方が歩ける範囲が500メートルだと、そういう設定をしたものですから、そういう500メートル。あとは、吉田町がどういう設定をするかは知りませんが、そういうことですので、その形で私は考えております。

それはそれとして、議長、9番。

○議長（増田剛士君） どうぞ。

○9番（山内 均君） いいですか。次へ入りますけれども。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） まだ議事録も私、確認をしておりますが、私が500メートルというところにこだわって、私が500メートルを対象にして何か当町の施策の前提にしたと、そういうおっしゃり方をしているわけでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 長くやるつもりはないです。

西尾市の例を出したときに、西尾市の空白地域が500メートルが数字が出てきたものだから。

〔「西尾市」の声あり〕

○9番（山内 均君）　そうです。そのためにそれを勉強しましたよ。

いろいろ言ったんですけども、そういうことです。

それはやっぱり、その持ち方は町の考え方ですから、町が600でも500ということをとるかどうかは別として。それは今、私の中では前へそこから進みますけれども、それはそれでいいです。

それと、2番目のあれに入りますね。

皆さん、資料をちょっと見ていただきたいと思うんですけども、これが警察庁の資料です。左側が免許証の返納の件数です。これは75、28年、29年がこれだけ飛び抜けて上がっているということですね。

そして、榛原警察署でもちょっと調べてきました。先ほど町長が言われた数字はその数字だと思います。平成26年の榛原警察署管内での、令和元年6月5日現在での75歳以上の自動車運転免許証返納者数が、平成26年の43人、27年が55人、28人が先ほど言われた49人、平成29年が73人、平成30年が82人、私はこの数字を見たときに、2025問題というのは、後期高齢者の話ではなくて、こういう人たちがこれからどんどん増えてきたときに、75歳が増えますよね。そして、そのときに、もっと優しく丁寧にやっていかなければいかんじゃないかということなんです。

榛原自動車教習所も行って、ちょっと教えてもらってきたんですけども、教習所のほうでは、75歳になると御存じのとおり認知症の検査が始まりますよね。そして、75歳以上の方が28年4月から29年3月までが、認知症の講習者が1,500人いて、75歳未満が750人と、29年から30年は1,700人、75歳未満が540人、平成30年4月から31年3月までは1,740人で、75歳未満が580人と、こういう75、要するに25年、もちろん2025に関連するわけですけども、こういう問題が出ていますので、私としては、やっぱり1,740の方が返納していく、それでどんどん増えていくということですよ。その辺をもっと細かくスピーディーにやっていただきたいなと、そういう思いを持っているんですけども、その辺はどうなんですか。

そういうさっきの町長も言った人数を踏まえて、吉田町はこれからどうしていくことが必要かということはあると思うんですけども、その辺の回答はどうでしょうか。

○議長（増田剛士君）　免許証返納者に対する対応ということでよろしいですか。

○9番（山内 均君）　増えていくということです。

○議長（増田剛士君）　増えていくことに関する対応ですか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君）　交通弱者が多くなるということですよ。そういうことでしょう。

それに対して、やっぱり白紙じゃなくてやっていただくと、できるだけ早くやることが必要だと私は思うんですけども、町のほうではどう考えていますかと。

○議長（増田剛士君）　理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君）　ちょっと前回の一般質問の内容が先ほど引用されましたので、私も引用させていただきますが、前回の中では、町としても同じような捉え方はしていますよということで、公共交通のあり方というのは、実情を踏まえて、町に合った公共交通システムを構築してまいりたいというようなお話をさせていただいているかと思えます。

今回の町長答弁にも、そうした高齢化、また、近隣と比べると、まだまだ高齢化率高くはありませんが、今後に向けて高齢化率というのもまだ進んでくるだろうというような見解の中において、そうしたところも踏まえて、当町の公共交通のあり方というものを調査させていただいて、次年度において、地域公共交通会議もありますので、そうした中で、実情に合った交通システムを構築してまいりたいということで、前回も今回も同じ姿勢だというふうに思っておりますので、それについては答弁させていただいているというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今のそういう姿勢の中で、私的に、町長が言ったのが白紙だと言われたことに関して、計画的に白紙と言われたことに関して、本当にそれはどういう意味なのかと、ちょっとわからなかったものですから、あれはどういう意味だったんですか、白紙という町長の答弁だったんです。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 本当に失礼でございますけれども、議員の質問がわからないんですよ。

75歳以上の後期高齢者になったものですから、なかなかわかりづらくなってきました。わかりやすいように質問していただけますか。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） わかりやすいと思うんですけども。

75歳以上の運転免許証の返納者が、こういう右肩上がりですべて踏まえて、やっぱり本当に困っている人がたくさんいるんだから、それはもっと早くやらなければいかんじゃないですか。せめて、どのくらいを目標にしていますよとか、そういう返事をもらわないと、町の人たちは質問するばかりじゃないですか。私が言いたいことはそういうことなんですよ。

それは目標としてはないんですか。課長、ないんですか、目標としては。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

先ほど、白紙ということで、何か町長言われたということですが、この件につきまして、確か、どれくらいの時期に実際システムが、いわゆる稼働するののかということをお尋ねされたと思いますが、今年度、調査をしていきますので、どんなシステムになるのかというのは調査後に出てくるものですから、そうした中でシステム稼働がということは、今の現時点では調査していない中では白紙だというように、確か言ったように解釈、私のほうではしております。

先ほど来、今年度、調査のほう、先ほど町長答弁にもありましたとおり、今年度、調査を具体的に今後入っていきます。いわゆる、この具体的な内容につきましても、前回、答弁でもさせていただいておりますけれども、実際にどういった者が困っているのか、例えば買い物弱者ということで弱者というお話がありましたけれども、そうした方々が実際に困っているのは何が困っているのか、どこに行くのが困っているのかとか、そうした具体的なものを詰めながら、吉田町に合った公共交通システム、いわゆるシステムといってもいろいろある

わけです。今、町の場合は基幹システムを今のバスシステムを生かしながら、まず他市町へは行くというところがありますけれども、例えば日常生活上でどこが困っているのかという中で、例えば一つは、前回出されましたコミュニティバスであるとか、今回出されましたデマンドタクシー、乗り合いタクシーですね。そうしたものが幾つか手段としてはあるかと思えます。

ただ、具体的に今後どういった形がいいのか、場所であるとか、そうしたものも含めて今年度から調査を始めていきますので、今後、具体的には調査後に出てくるかと思えますけれども、まずは調査をさせていただきたいというところがございますので、その点で御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） その調査、その先というのは、全くわからないということですか。

例えば、こういうのをやるときというのは、ビジョンを持つでしょう。どのぐらいまでという、そういう一つの目標を一応定めるとするんですけども、そういうのは一切ないということですか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほど平野議員がおっしゃった質問の中に、よく答えがあると思えますよ。

交通弱者に対する一つの新しい公共交通システムを考えていくに当たっては、簡単にビジョンとか何とかじゃなくて、それは当然ビジョンはありますよ。ありますけれども、大事なことは、今、企画課長がお話し申し上げましたとおり、交通弱者、何が困っているのか、それに対して、その困っているものを埋め合わせる手段が彼らにはないのかとか、いろんな具体的なことがありますよね。

ちょっと例ですけれども、例えば運転免許証を返すと、その方は車を持っているときは自動車保有税、それから自動車の保険、それから日々のガソリンの消費だとか、結構お金を使っておりますよね。そのお金を、例えば単純な話、毎日医者に行くわけじゃないでしょうから、行くときに、その持っているお金の中で、今度はそれを使って病院に行ける、そういうこともできるわけですよ。本当にその人は困っているのかということ、必ずしも本当に困っているかどうかというのは別な問題なんですよ。

だから、そういうふうなことを基礎的なデータについて、やっぱりちゃんとしたものを集めた上で、新しい、吉田町に合った公共交通システムを考えていくことが、それは当たり前なことだと私は思っておりますけれども。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 前回、ちょっとそれに触れたとは思いますが。おしゃべりサロンの人たちがみんな困っていると、これからどうするんだと、家族にもタクシーで行けと、そういうことを困っている人たち、これからだんだん行けなくなるよ、そういう人たちも含めて、そういう人たちに手を差し伸べるのが行政じゃないんですか。ほうっておくんですか、そういうのを。

それは違うと思えますよ。やっぱり優しく手を差し伸べていくのが行政だと私は思っているんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員、何度も同じことを言われるんですが、こちらも何度も同じことを言っています。

行政の重大な課題だと思っていますので、それに対しては、しっかりと対応してまいりたいと、その対応する最初の取りかかりとして、実情をしっかりと調査をして、また、それを課題解決するための手法も探しながら、地域の皆様方とお話をしながら、ただ、概念的にこんなものを提供すればいいだろうということでは、本当に、また現状と違うものができ上がってしまうと、そういうようなことになりかねないものですから、そういうことがないように、しっかりと調査もして、皆さんともお話をしながら課題解決を図らせていただきたいと思いますということをずっと言っているんですが、みんな一貫してそういうお話をしていると思うんですけれども、それでは不十分だということでしょうか。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 言いたいのは、今、本当に困っている人たちが大勢いるものですから、その人たちにとっても、そういう目標値とか、そういうものが必要ではないですかというお話、私が言いたいことは、それできめ細かくやってくださいよという話です。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） くどいですがけれども、きめ細かくやらせていただきますと、だから調査もしますということを行っているんですけれども、ちょっとその調査のタイミングと、システムを構築する時期が遅過ぎるとか、そういう御指摘なんでしょうか。

主張をはっきりしていただかないと、こちらも考えようがないわけでございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 四つ目の具体的な方法いきますね、確かにね。

きのう、ちょっとさかべ号へ行ってきました。この中で実際に情報を得た中で、吉田町も坂部の人たちが病院に来ていますよね。課長、来ていますよね。

そのときに、ちょっと話をした中で、吉田町さんもその分は承認をしてくれたと、千医院、いしだ眼科であるとか、四つの病院へデマンドタクシーが実際に通ってきていると、それも吉田町のほうでもその部分に関しては、何か承認というか承諾をしてくれたという話を聞いたんですけれども、私が言いたいことは、そういうものを部分的でもいいから、対応が早くできるはずなんですよね。

もっと言っていくと、吉田町、今、食料品とかいっぱい出ていますけれども、それにも使いたいという声が多いということなんです。そういうものに関しては、吉田町ではデマンドタクシー、さかべ号のことに関しては、町の対応としてはどんな対応をしたんですか。

対応とはどういう対応をしたんですか。さかべ号が現実、吉田町の病院に来ているわけなんですけれども。

○議長（増田剛士君） 他市町でやっている交通システムが市境というか、それを超えて吉田町へ入ってくる。それに対して、特に許可とかそういったものがあるのか、ないのかというようなところですよ。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、今現在、さかべ号ということで、牧之原市さんのほうでやられている一つのデマンド乗り合い型タクシーだと思うんですけれども、その関係で当町に許可ということがありま

したが、特に許認可とかというのはありませんので、ただ、例えばさかべ号のところの行き先が、当然、坂部郷自由ではありませんので、行き先を幾つか決めて、自宅とその行き先をやるということでされているかというふうに思っておりますが、その中に、たまたま医療機関として千内科さんが、幾つかの中でコースに入られたということだというふうに思っております。ですので、そのさかべ号の御利用者の方が、御自宅から、いわゆる坂部のところからそこまで行ったら、千さんのところを目的地として御利用されたということだと思いません。

特にこちらのほうに許認可とか、そうしたのは特にございませんので。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） それはないんですか。全然そういう話はなかったんですか。

○議長（増田剛士君） ないという答弁でしたよ。

○9番（山内 均君） 私が聞いたとき、そういう話を聞いてきたものですから。

全然なかったということですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

1点、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、どのような許可が必要なのか、ちょっと私わからないものですから。許認可ということだったものですから。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 坂部のそのセンターに行って聞いてきたんですよね。そうしたら、そういう話が出たんですよ。

要するに、そういう対応がもしできるとしたら、やっぱりそういう対応ができる部分から早くやってほしいなということを私は思ったものですから。対応できるのであれば、対応できるものからやるべきだろうと。諮りますよ、全体にあれをやるのは。それはないということですか。

○議長（増田剛士君） どういった許可を求めたということまで聞いたんですか。

○9番（山内 均君） 知らない。

○議長（増田剛士君） 吉田町が許可をおろさないから、それができないというようなことを聞かれたんですか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 承認という形をもらったんですから、でも、やっぱり吉田町へ来る以上、何もなしではだめでしょう。かまいませんか、やっぱりそういうのは、ルールは要らないんですか。

○議長（増田剛士君） 議員、さかべ号に関しては当町の問題ではないと思っておりますので、そこを聞いてもちょっとわからないと思うんですが、質問を変えていただけますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） そういう話を聞いたものですから、もしそういうことが吉田町であるのであれば、そういう対応ができるんじゃないですかということ。

もしなければいい、ないということになれば、それは対応しないということだし、しないんでしょう。

○議長（増田剛士君） 先ほどの答弁、特に許可を求めるようなものはないという答弁ありましたので。

ありましたよね。

○9番（山内 均君） 確認します。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

恐らく議員さんは、デマンドタクシー、いわゆるさかべ号のようなシステムを吉田町に導入したらどうかということをおっしゃっているということですか。ではないですか。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） さかべ号の、要するに、こういうチラシをもらったんですけれども、この中に、吉田町の病院の中に、千内科、田崎クリニック、いしだ眼科、ほかの内科、徳山整形外科、そういうところにも入っていますよということなものですから、そういうものももしできるのであれば、そういう形の対応が吉田町もできるのではないかと、私の言いたいことはそういうことなんです。

ないのであれば、ないのでいいです。それは早くやってくださいということになりますから。

○議長（増田剛士君） 議員、もう一度整理しますと、吉田町の対応というのは、何の対応なんです。吉田町はまだそういったシステムをやっていない中で、どういった対応という、ちょっと意味がわからないんですけれども。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 意味がわからないって、坂部に行って聞いてきたら、そういう話があったものですから、吉田町では対応しているんですかと聞いたんです。そうしたら対応していませんよという話なもので、それはそれで終わるんです。

しょうがないですよ、それ以上聞きようがないですよ。

○議長（増田剛士君） じゃ、それで一つ質問完結したということによろしいですね。

○9番（山内 均君） その部分は、私はもっとあれがあるかと思った。吉田町の対応として、細かい対応があるかと思ったんです。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員と話をしていると、何か本当によくわからなくなってしまうんですけれども、わかっていることかというと、ほんのわずかですけれども、わかっているのは。

例えば坂部でこういうのをやっている、吉田町はやらないのか。例えばどこかの町でこんなことをやっている、吉田町はやらないのか。そんなことを聞かれて、行政が一々動いていたら、行政はもうめっちゃめっちゃですよ、はっきり申し上げて。

だから、いわゆる、うちの町にとって必要な公共交通システムについては、今年度、もしくは来年度に伸びるかもしれませんが、ちゃんとした、やっぱり実地的なことをちゃんと踏まえた上で、実情に合った公共交通システムを構築していくと言っているわけですから、温かく見守っていただければ結構です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。



○9番(山内 均君) だめとかそんなことは言っていませんよ。それは、早くやって、きめ細かなやつをやるのが行政の役割でしょうから、私は、それを代弁するのが私の役割でしょうということなんです。これからも言っていきますけれども。

○議長(増田剛士君) 質問は。

町長、田村典彦君。

○町長(田村典彦君) 早くやれ、きめ細かいのやれ、早くやって、きめ細かいのになるのかどうか分からないでしょう。きめ細かな、さまざまなデータをちゃんと、いわば収集した上で、この町にとって最適な公共交通システムを考えていくと言っていますから、そういうようなことで御了解いただきたいんですけども、できないんでしょうか。

○9番(山内 均君) そういうシステムを……

○議長(増田剛士君) 発言を求めてください。

9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) そういうシステムが吉田町だけは、まだこれからやるということやっていませんけれども、実を言うと、島田もきょう新聞に出ていたみたいです。デマンドタクシーの応援、支援とか。それと、伊豆の国市では、免許証返納した段階で、1万円のタクシー券を出すとか。

要するに、今早くやっているところというのは、もうどんどんそういう形で改善を重ねているわけです。その中でやっていただきたいと、そういうことなんです、私の言いたいことは。

○議長(増田剛士君) 質問は。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長(谷澤智秀君) 企画課でございます。

ただいま議員のほうから、システムということで、早目にとということで、今お話がありましたので、今後、町としましては調査をしまして、行っていきますが、まず1点、先ほど、各市町で、例えば前回の質問もそうですが、自主運行バスとか、それからデマンドタクシーがやっているということでもあります。確かにやっておりますが、やっている場所というのは、例えば、ほかの市町もそうですけれども、路線バス、いわゆる自主運行バスが出ているところは山間部、いわゆる中山間部とか、そうしたところのバス路線が廃止したところに出ているのがあると思います。

デマンドタクシーについても、山内議員が言われている交通空白域というところありますけれども、各市町がそれぞれ設定した空白域にある、そうしたところが対象となってデマンドタクシーとかが使われているというのがあります。

当町の実情がどの方針がいいのかというのは、今後調査をしてみたいと思いますので、町に合った最良の交通システムのほうを検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長(増田剛士君) 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 吉田町は幹線道路ができたことによって、前回のとおりに、そういう部分ができますので、そういうところをしっかりとってくださいということです。

○議長(増田剛士君) 終了です。

以上で、9番、山内 均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後 1 時 10 分といたします。

休憩 午後 零時 12 分

再開 午後 1 時 06 分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 13 名です。

引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 福 世 義 己 君

○議長（増田剛士君） 1 番、福世義己君。

〔1 番 福世義己君登壇〕

○1 番（福世義己君） 1 番、福世です。

私は、このたび、さくら保育園の津波防災対策についてお尋ねします。

2011 年の東日本大震災から吉田町も避難タワーや防潮などの建設などでさまざまな対策をとってきています。その中で災害弱者である子供たちに焦点を当ててみたいと思います。

地震が起こり津波が押し寄せてきたとき、住吉小学校の場合は校舎が鉄筋コンクリート 4 階建てで屋上に避難設備がありますので、小学生の体格を考えれば、すぐに避難可能だと思いますが、さくら保育園の場合は平屋建てであり、屋上がありません。

吉田町地域防災計画によると、さくら保育園のある S 街区は津波避難協定ビルのホテルプレストンに避難することになっています。さくら保育園には 130 人、これは定員です、の園児と 22 人の職員がいます。

そこで質問します。

1 番、津波避難訓練において、全ての園児、職員が津波避難協定ビルに避難が完了するまでに要した時間は何分でしたか。

2 番目に、この津波避難協定ビルに避難に向かっている途中で時間的にたどり着くのが難しいと判断されるに至ったとき、行き先を変更して第 2 の避難先に向かうことを余儀なくされることを想定した避難先の確保ができていますか。

3 番目に、津波に対しては水平避難より垂直避難のほうが有効とされていますが、さくら保育園に垂直避難施設を設置する考えがありますか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） さくら保育園の津波防災対策についての御質問のうち、1点目の津波避難訓練において全ての園児、職員が津波避難協定ビルに避難が完了するまでに要した時間は何分でしたかについてお答えをします。

当町は、東日本大震災以降、千年に一度の大津波を想定した津波対策として、浸水が予想される地域内の町民約1万7,000人が5分以内に最寄りの避難施設に避難できる割合を100%とするため、吉田町津波避難計画を策定し、20に街区分けした津波想定浸水区域のうち、15街区に津波避難タワーを建設いたしました。

津波避難タワーを建設した街区以外の5つの街区につきましては、浸水区域外へ避難する街区が一つ、町が指定した既存施設へ避難する街区が四つあり、議員からの御質問のさくら保育園につきましては、町が指定した既存施設へ避難する街区の一つに位置しております。

さくら保育園が位置する街区は、当町の津波防災対策に御理解をいただきました民間事業者様、地元住吉区自治会、町の3者で平成23年12月7日に津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書を取り交わし、ホテルプレストン吉田を避難場所に指定させていただきました。

さくら保育園は、本年5月時点で89人の園児が在園をしており、保育士、給食員などの職員数は22人でございます。万が一、津波の発生が予想される大地震が起きた場合には、一刻も早く避難行動に移ることが重要でありますことから、園では、毎月1回の避難訓練を通して、子供たちに逃げることを習得させるようにしております。

年度初めには、地震が発生した場合を想定し、物が落ちる音、ガラスが割れる音などの不快な音、怖い音を子供たちに聞かせることを行いながら、防災頭巾をかぶること、みんなで広い場所に移動すること、実際に避難場所まで歩くことなどを体験しております。

また、日ごろの保育活動の中で、乳児は避難カートになれること、年長児は年少児と手をつないで歩くことを体験させ、園児全員がスムーズに避難行動に移行できるようにしております。

5月に行った避難訓練では、実際に指定された場所へ避難する訓練を実施いたしました。ゼロ歳から2歳児までの乳児は避難カート6台に分かれ、3歳児は年長の5歳児と手をつなぎながら4歳児は同年代と手をつなぎながらホテルプレストン吉田を目指して歩く訓練でございます。

所要時間でございますが、保育活動から避難開始に移るまでの時間が約5分、実際の歩行時間は乳児の避難カートは約7分、4歳児は約10分、手をつないで歩いた3歳児と5歳児は約12分でございます。百年に一度の大津波を想定した吉田町津波ハザードマップを作成したときの津波シミュレーションでは、さくら保育園に津波が到達する時間は地震発生から約16分後、避難するホテルプレストン吉田に津波が到達する時間は地震発生から約25分後とされております。

このシミュレーションにおきましては、さくら保育園に津波が到達する前に園児は避難を開始することができ、ホテルプレストン吉田に津波が到達する前に園児の避難が完了する計画でございます。

次に、2点目のこの津波避難協定ビルに避難に向かっている途中に、時間的にたどり着くのが難しいと判断されるに至ったとき、行く先を変更して、第2の避難先に向かうことを余儀なくされることを想定した避難先の確保ができていますかについてお答えをします。

1点目の御質問でお答えさせていただきましたとおり、千年に一度の大津波を想定した吉田町津波ハザードマップを作成したときの津波シミュレーションでは、避難先であるホテルプレストン吉田に津波が到達する時間は地震発生から約25分後とされており、地震で動けない時間は約2分としております。

園児全員が避難するに要した時間と地震で動けない時間を合わせた時間は約19分でしたので、現在のところは、第2の避難先の選定はせず、計画どおりホテルプレストン吉田を避難先としておりますが、津波シミュレーションを実施した当時とは地域の状況も変わってきておりますので、引き続き、訓練を実施していく中で、さらに安全な避難のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の津波に対しては水平避難より垂直避難のほうが有効とされていますが、さくら保育園に垂直避難施設を設置する考えがありますかについてお答えします。

さくら保育園は一部鉄骨づくりですが、ほとんどが木造の平屋建てでございます。町が静岡県構造建設指針等に定める用途係数を用いて東海地震に対しての耐震性能を判断したさくら保育園の結果はランクI a耐震性能がすぐれている建物に分類され、軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できるとされておりますが、既存園舎の上に構造物を建設する設計ではございませんので、園舎を活用した避難施設の建設は難しいものと考えております。

議員からの御質問は、大津波が発生した場合に、1人でも多くの園児の命を助けるための緊急措置であると受けとめてはおりますが、津波に対する避難は、できるだけ早くできるだけ高いところへ移動する。立ち退き避難が原則とされておりますことから、津波想定浸水区域であるさくら保育園にとどまることをせず、とにかく早く遠くに逃げる、そしてより高いところに避難することを継続してまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） ただいまの説明の中で、さくら保育園に津波が到達する時間が16分となっていましたけれども、ハザードマップでは3分から4分で海岸に津波が到達します。それから、さくら保育園までは1.5キロしかありません。そうすると、この1.5キロを10分以上かかるという想定になってはいますけれども、実際にはもっと短い二、三分で来てしまうのではないかというのが私の見解なんですけれども、そここのところの根拠ですね、10分以上、わずか1.5キロの津波が来るのにかかる、その辺はもう少し説明をいただきたいんですけれども。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

津波のハザードマップ、それから津波のシミュレーションのことでございますので、防災課のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃるとおり、地震発生後、約5分くらいで海岸域において津波の影響が出てくるという想定でございます。その後、津波もだんだん上がってきまして防潮堤今6.2メートルのものがございますが、その防潮堤も一つの遅くなる要因であります。そこから辺で少し時間を稼げて、越波すれば防潮堤、破堤するという形でのシミュレーションはしております

けれども、そこでの若干の時間の余裕といいますか、おくらせるようなことができることが一つの要因でもありますし、町域に入ってきました、ただ平地ではなくて、建物もいろいろありますので、そうしたところに当たりながら何も障害物がなくて行くわけではなくて、そういったところの当たりながら行くわけでありますので、そこで単純にすぐ到達するというのではなくて、当時やったシミュレーションで行きますと、さくら保育園までに16分の到達時間だというようなシミュレーション結果が出ているというものでございます。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 確かに防潮堤ができれば、そこでかなり勢いがそがれスピードが落ちてくると思います。しかし、東日本大震災で宮古市の田老地区に来た津波、それは後で画像解析した結果、時速100キロを超えるスピードで地上に津波が来たという、そういったことが観測されております。ですので、防潮堤があつて、それを乗り越えてきてもスピードは落ちるんですけども、それでもかなりのスピードで押し寄せてくる。そういうことが考えられます。そして、防潮堤があつても大井川の堤防のほう、あちら側には今までどおりの高さになっています。かさ上げの予定はあるようなんですけども、そちらから回り込んでくる津波、これはそのままの勢いで吉田町のほうに入ってきます。そうしますと、この16分というこの想定、かなり見方としては甘いのではないかと思います。そして障害物があると言いますけれども、南北に走る道路ですね、道路には障害物がありませんので、ストレートに向かってきます。ですので、16分というこの想定、かなり無理があるのではないかと思いますけれども、見解はいかがですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

まず初めに、一つ若干勘違いをされているか、ちょっとあれなんですけれども、先ほど私が申しあげました当時の津波シミュレーションで乗り越える防潮堤というのは、今の既存の防潮堤でありまして、今、整備をしている高さの防潮堤ではありません。ですので、6.2メートルの防潮堤でシミュレーションをしているということが一つ、ちょっとつけ加えさせていただきます。

もちろん、このシミュレーション、そうした中で現状の地形、それから河川につきましても、現状の地形に基づいて想定される津波を当てたシミュレーションでありますので、そのちゃんとした専門の業者にやっただいていただいているというところですので、町としましては、こうしたシミュレーションの結果というものは、これを信じているというようなところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） できれば、その結果を私も信じたいですけども、なかなか東日本大震災の被害を見ていると、そうもいかないだろうというのを感じるわけなんです。それで、防潮堤の高さも6メートルのときのシミュレーションであると。これが11メートルも防潮堤ができるから、多分そこまでスピードはないんじゃないかという、そういった話なんですけれども、例えばもう一度、田老地区に来た津波の高さ、あれは9.6メートルだったんですよ。防潮堤は10メートルなんです。防潮堤より低い津波が来ている。でも、それを難なく乗り越えて16メートルの高さまで行って、住宅地域に津波が入り込んできた。そこで二

百数十人の方が逃げおかれて亡くなっております。ですので、防潮堤がある確かにそこでスピードは落ちるんですけども、落ちるんですけども、それでもなおかつ、かなりのスピードはあるという、そういった前提で私はこの津波到達時間というのを、もう少し早いんじゃないかなと、そう感じるわけです。

それで、避難訓練では、津波が到達する前にホテルプレストンへの避難を完了するということになっていきますけれども、それでもう一つ聞きたいのが、さくら保育園の構造が木造であるということで、その木造の建物、耐震基準には十分合致して大丈夫だという話ですけども、制震装置という装置があるんですけども、これは取りつけてあるのでしょうか。制震ダンパーというもののなんですけども。

○議長（増田剛士君） 町長。

○町長（田村典彦君） いいですか、ちょっとお願いがあるんでございますけれども、田老地区のいわゆる津波堤の場合は、基本的に千年に一度の大きな津波を想定したものではありません。それであれを乗り越えたからと、あれは田老地区の津波避難堤が倒れたのは、あれは洗掘でございまして、うちの場合とは全然違います。そのスピードも議員思うというだけで具体的に。うちの場合、ちゃんとシミュレーションでやっておりますので、議員が御質問するとすれば、もっと早いとかいう場合、その場合データを正確に議員のほうから出してくれませんか、議論がかみ合いませんので、もっと早いんじゃないかと言われても、じゃあ、どれくらいですかというふうな話になりますので、ぜひとも議員のほうからの確なデータを出して議論をしていきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

さくら保育園のダンパー制震装置のお話ですけども、さくら保育園は平成15年3月に完成しております。14年度につくっているかと思うんですけども、その当時の建築基準法に基づいて建物を建てておりますので、それに基づいた建物になっております。その当時そういうものが必須でなければ、ちょっと中には入っていないかなと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 一応、さくら保育園の建物は耐震化されているということです。ところが、この建築基準法上の耐震基準というのは建物が壊れないという基準ではないです。揺れの強さで言うと400ガルから450ガルの揺れに対しては大丈夫だという、そういう基準です。これから起ころうとする地震、これも想定ですけども、4,000ガル級の地震が来るのではないかとされています。そうすると、耐震基準に合っているからといって、建物が壊れないというそういう保証はありません。

現に熊本地震では、四、五年前に建った現在の最新の耐震基準の建物、それが五十数棟壊れております。ですので、計画の中に大丈夫だろうけれども、もし壊れた場合はどうするかという、そういった危機管理が必要になってくると思います。

そして、もしこの南海トラフ地震起こりますと、かなりの揺れになります。そして、例えば建物が倒壊しなくても内部は机とか、椅子とか備品類が散乱して足の踏み場のないような状態になります。そんな中で避難をしなくてはなりません。園児を乗せる避難カート、これも全部がそろっているわけではないです。一部は折り畳んだ状態になっています。それを組み

立ててから避難を開始する。そして、この激しい揺れで骨折等重軽傷を負う人が何人か出てくると思います。そういったことを想定して、地震がおさまってから避難を開始するまでかなりの時間を要すると思います。避難を開始してからのこの5分、7分、10分というこの時間だと思えますけれども、その避難が開始できる前の時間、そこにかなり時間がありますので、この16分で避難が完了するという、これはもう少し考慮したほうがいいのかと思います。そして、乳幼児、ゼロ歳児ですね、歩くことも困難な状態です。ベビーカーに乗せて避難するわけですが、道路液状化して亀裂が入ったり陥没したり、あるいは段差ができたり、そういった状況の中で、果たしてこの時間どおり避難ができるのかどうか。その辺も考慮に入れていただきたいと思います。これは道路が現状のままで被害がない状態での避難時間だと思えますけれども、その辺はどうですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

まず議員おっしゃられた一番初めの建物の件でございますけれども、議員おっしゃられるように、ちょっと心配されることはわかるんですけども、そこを言っていくと切りがないようなあれがあるんですが、もちろん建築基準法で耐震基準が決まっています、全国的には一番用途係数であるとか、地域係数も含めて全国的に静岡県は一番耐震に対して厳しいところで基準ができておりますので、その基準に沿った建物を建てれば大丈夫だというようなところがあるものですから、それに沿って建物は建てられているということで御理解をいただきたいと思います。

それから、建物の中につきましても、先生方も含めて家具の固定ではありませんが、そうしたことも措置もしながら、園児にとにかく保育士も含めてけががないような形で訓練を進めておりますので、そこは訓練を重ねることによって、より安全に避難を完了させるというところも、これからますます引き続き行っていただきたいというふうに思っております。

時間のほうにつきましても、今の時点では避難にかかるまでの時間が5分というところで、訓練出ていますけれども、こちらについても、まだ訓練を重ねることで縮めることができるということもありますので、引き続き訓練をやりながら、そうした避難の時間の短縮もやっていただきたいということもございますし、町長の答弁にもありまして、このハザードマップを津波の避難シミュレーションをやったときの当時とは状況がかわってきております。というのも、今のプレストンに避難をしているということで、これも訓練をやっているんですが、その当時とは状況が変わって、例えば近くにいろんなマンションも建ててきておりますので、そうしたところの安全性も見ながら訓練を重ねる中で、よりよい安全な避難施設があれば、そちらのほうに行くような形もとっていくような形で、ちょっとやっていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 私は最悪の事態、最悪の条件のときを想定して物事を考えるのであります。ですから、今はそう考えているけれども、じゃ実際そうなるかどうかはまた実際来てみないとわからないものですから。その中でこういうここまで危険なことがもっとあるんじゃないか。じゃ、そのときはどうしようかという、そういったものを事前に考えてやってお

けば、要は想定外をなくしたいということなんですよね。ですので、私は時間にしろ避難方法にしろ、一番厳しい状態でどうなのかなということを考えるわけです。

そして、2番目にホテルプレストン以外に途中で津波に追いつかれたとき、じゃあ、もうそこまで避難するのが時間がないから、じゃこっちへ行こうというのもこれから考えるということですので、それを期待しまして。それでもう一つ、次に建物の水平避難より垂直避難のほうが有効である。これは言われていることです。垂直避難には二つあります。建物ごと事前に垂直に避難、要は高台に避難するということですね。そういう方法と建物を複層階にして、屋上に避難施設をつくって、そこへ避難するという、そういった二つの方法がありますけれども、あらかじめ高台へ避難して津波の来ない地域に移転させる。これがベストの方法なんですけれども、近くにない場合は、その場所に複層階にして、その上に避難をする、そういった方法をとります。避難したそのところには、水や食料であるとか毛布であるとか、そういった備蓄倉庫も備えて、何日かそこで避難生活を送れるようにするわけですが、今のところ、さくら保育園では避難ができるから垂直に避難を考えていないという、そういう返事でした。それで、3.11の地震を受けて、ほかの市町ではどのような対策をとっているか。それをちょっと調べてみたんですけども、焼津市では石津保育園、これ海から1キロのところにあるんですけども、当初2階建てで建てかえようと思っていたんですけども、2階建てではだめだということで鉄筋コンクリートの3階建てをつくって、その上、屋上をつけてそこを避難場所に行っている。それで、園児とも近隣の人たちもそこに逃げられるようにということで、これはもう建物を完成しております。

- 議長（増田剛士君） 質問をお願いします。
- 1番（福世義己君） 一つの例ですけども。
- 議長（増田剛士君） 質問を端的にお願いしたい。
- 1番（福世義己君） それで、いろいろな各県の対策を見ますと、事前に高台に避難あるいは高層階に避難ということをやってきています。それで、さくら保育園は御答弁の中では、十分避難間に合うよということなんですけれども、その避難が予定よりも津波が早く来てしまった場合、じゃどうするのか。水平避難ができない状態、そういった場合には、もう逃げようがなくなりますので、垂直避難の方式もぜひ取り入れていただきたいと思いますが、その辺のお考えは再度聞きますけれども、ありませんか。
- 議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） さっき議員に私のほうからお願いをしました。お忘れではないでしょうか。津波がいわゆるシミュレーションよりも早くだとか、それから地震がもっとひどくて建物がぐしゃっと潰れてしまったりとか、そういうことを考えて言って、議員がもしそうであればじゃ、単純な話、対策を立てようがございませぬよね、そうでしょう。物すごい直下型が来て一遍で例えば震度10であるとか、一遍で潰れてしまったとか、そういう場合に何か対策をとらなければならないですか。議員が議論を正確にかみ合わせるためには、議員のおっしゃっているさまざまなことについて、データでもって裏づけてやっていただかないと、話がかみ合わないんですよ。そうでしょう、うちのシミュレーションよりもっと早くとか、もっと厳しいとかと、それはどういうことですかと、はっきり言って。そうでないと議員幾らでもある想定をもってやりました。それが想定以上になったらどうするんですかと。切りがないですよね。これ議論としてかみ合いませんね。そういう議論をやめていただきたい。



○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 私はあらゆる場合を想定してということですので、町の想定とは違いかもしれませんが、それ以上のことが起こり得るということが容易に想定できますので、そうした場合にはどうするかということを知りたいです。ですから、そういう想定をしておいて、無駄ということではないですね。あらゆる状況を想定した災害対策にしていきたいと思います。

ということで、町が想定したとおりの範囲内でおさまることを希望して、私の質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で1番、福世義己君の一般質問が終わりました。

ここで、傍聴者にお知らせいたします。

吉田町議会傍聴規則第28条第4号におきまして、議場内では帽子を着用しないことと規定されておりますので、御協力をお願いします。

---

◇ 中 田 博 之 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、4番、中田博之君。

〔4番 中田博之君登壇〕

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

私は、令和元年第2回吉田町定例会におきまして、さきに通告してありましたとおり、幼児教育、保育無償化について及び吉田町上水道事業について、町長にお伺いいたします。

令和元年10月から幼児教育、保育無償化が始まると、これまで幼稚園や保育園に通っていなかった子供たちも施設を利用することが予想されています。クラスの子供の数がふえると保育士の負担が大きくなります。保育士は過酷な労働内容に待遇が見合っていないことが指摘されており、全国的にも不足している現状で保育士を募集してもすぐに人員が確保されるか疑問です。保育士の不足は子供の教育、保育の質の低下を招くことだけではなく、子供を見守ることすら、おろそかになってしまうことが考えられます。

そこで、以下の点について質問をいたします。

1、子供が増加したときの保育士の人員の確保はどうしますか。

2、保育士の待遇や労働環境の改善を今後どう進めていきますか。

3、幼児教育及び保育無償化によって子供たちの施設を利用する人数が増加すれば、幼稚園、保育園の施設の拡充が必要ですが、そのような計画はありますか。

4、保育士1人当たりで見る子供の数が増加することが考えられ、保育士が不足した結果、幼稚園や保育園の教育や保育の質の低下や安全性の低下が懸念されていますが、どのような対策をしていきますか。

5番、待機児童ゼロを維持するために民間事業の参入予定はありますか。

次に、吉田町の上水道事業について。

日本では、少子高齢化により人口が減少しています。水道事業において人口の減少は需要減を意味し、現状のままでは収入が減少することが明らかです。さらに、高度経済成長期に整備された多くの水道設備が更新しなければならない時期に来ています。

そこで、以下の点について質問をいたします。

吉田町の上水道の現在の経営状況はどうなっていますか。

2番、総務省の経営比較分析表を見ると、吉田町の有形固定資産減価償却率及び管路経年劣化率が高く、施設の老朽化が進んでいる状況ですが、アセットマネジメント計画において吉田町の水道管の更新を必要とする総年数は何年かかり、全ての水道管延長は何キロメートルで、毎年度管路更新率は何%（何キロメートル）として更新する予定ですか。

3番、その結果として水道料金が高くなることはありますか。

4番、アセットマネジメント計画や経営戦略及び実施計画に基づいて水道民営化やコンセッション方式の導入予定はありますか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員からの一つ目の御質問にお答えする前に、本年10月からスタートを予定しております幼児教育、保育無償化に該当する施設として、当町には町立の保育所4園、こども発達支援事業所1園、私立の幼稚園2園、民間事業者が運営している小規模保育事業所1園の合計8施設がございますので、それぞれの入所要件などについて御説明させていただきます。

まず、町立の保育所と民間事業者が運営している小規模保育事業所につきましては、児童福祉法第24条により、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならない。と定められている施設でございます。

そこで、町では、子ども子育て支援新制度に基づき、保護者が家庭で保育できない保育を必要とする場合を、保護者の就労、母親の産前産後、保護者の疾病、障害、同居または長期入院等している親族の介護、災害の復旧、求職活動、就労、DV、虐待、育児休業の継続利用の9項目と定め、保育を必要とする状況を確認した上で、保育園につきましては、ゼロ歳から5歳児までのお子様の受け入れを、小規模保育事業所につきましては、ゼロ歳から2歳児までのお子様の受け入れを決定しております。

こども発達支援事業所につきましては、療育を希望する保護者からの申請を受け、児童福祉法第21条の5の7第9項に定められた通所受給者証を交付された3歳から5歳までのお子様の受け入れを行っております。

私立の幼稚園につきましては、学校教育法第26条により満3歳児から小学校就学までの幼児のお子様を対象として、幼稚園を希望する保護者と幼稚園設置者の契約により入園が決定をされております。

このような入所要件で、お子様が入園していることを踏まえまして、1点目の子供が増加したときの保育士の人員の確保はどうしますかについて、お答えをします。

幼児教育、保育無償化の主な内容は、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児の全ての子供たちの給食費などの実費を除く利用料が無償化されるものでございますが、お子様をお預かりしている施設の入所要件が緩和されるものではございません。

したがいまして、幼児教育、保育無償化を機に、新たに保育を必要とするお子様が一挙にふえる状況にはならないものと考えておりますので、現在も待機児童ゼロの当町におきましては、新たに保育士の数を増加させる必要はないものと考えております。

次に、2点目の保育士の待遇や労働環境の改善を今後どう進めていきますかについてお答えをします。

この御質問につきましても、前提となっておりますものは、幼児教育、保育無償化に伴い園児がふえるというものであらうと推察いたしますので、そうした観点でお答え申し上げますが、1点目の御質問の答弁でも申し上げましたとおり、この幼児教育、保育無償化を機に新たに保育を必要とするお子様が一挙にふえる状況にはならないものと考えておりますので、急激に保育士の負担が増加するような事態を迎えることはないものと考えております。

次に、3点目の幼児教育及び保育無償化によって子供の施設を利用する人数が増加すれば、幼稚園、保育園の施設の拡充が必要ですが、そのような計画はありますかについてお答えをします。

この御質問につきましても、1点目、2点目と同様、幼児教育、保育無償化を機に新たに保育を必要とするお子様が一挙にふえる状況にはならないものと考えております。

また、現時点における保育園の状況を申し上げますと、さくら保育園、さゆり保育園、すみれ保育園におきましては、途中入所に対応できるだけの余裕教室もございますので、このような状況におきましても、施設を拡充する必要はないものと考えております。

なお、幼稚園につきましては、公立ではなく私立の幼稚園でございますので、現時点で施設の拡充計画についてのお話はお聞きしておりません。

次に、4点目の保育士1人当たりで見ると子供の数が増加することが考えられ、保育士が不足した結果、幼稚園や保育園の教育や保育の質の低下や安全性の低下が懸念されますが、どのような対策をしていきますかについてお答えをします。

この御質問につきましても、幼児教育、保育無償化を機に園児が増加するという御心配からのことだと推察はいたしますが、保育士の数は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条の第2項により、乳児の場合はおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児の場合はおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児の場合は、おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児の場合は、おおむね30人につき1人以上と歳特別に定められており、当町ではこれに基づき保育士を配置をしております。

したがいまして、園児数がふえた場合でも保育士が受け持つお子様の数が変わることはございませんので、保育士一人当たりの負担が増加するような心配はございません。

なお、保育士の資質向上という点につきましては、町単独で実施をする保育士研修や近隣市町と情報を交わしながら実施する榛原郡保育連合会研修、静岡県保育士会研修会等の場を活用しながら、日々自己研さんに励んでおりますが、今後もさらなる保育士の質の向上、安全性の確保に努めてまいります。

次に、5点目の待機児童ゼロを維持するために民間事業の参入予定はありますかについてお答えをします。

当町では、豊かで勢いがあり心を魅了する町づくりを目指し、さまざまな施策を実施しているところではございますが、特に子育て支援につきましては、保護者の皆様のニーズを把握し、可能な限り多くのサービスを提供できるよう努めているところでございます。

中でも、町内の保育園につきましては、働く保護者の皆様をサポートすることができるよう園児の受け入れ態勢を整え、待機児童ゼロを維持しているところでございますが、ここ数年はゼロ歳児の受け入れを希望する保護者が毎月絶え間ない状況でございます。

町といたしましては、このような保護者の皆様からの御要望にお応えできるよう、今後も継続して園児の受け入れ態勢を整えていかななくてはならないものと考えておりますので、民間事業者から新たなサービスの申し入れについて、お話がある場合には支援をしてみたいと考えております。

続きまして、二つ目の吉田町の上水道事業についてでございます。

議員から4点ほど御質問をいただいておりますが、御質問の要旨を拝見いたしますと、日本全体における少子高齢化による人口減少が、当町にも当てはまっていることを前提とされているように見受けられます。

しかし、当町におきましては、津波防災まちづくりなどの各種施策により、定住促進や企業誘致等に効果があらわれ、人口は横ばい傾向となっており、当町の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した吉田町人口ビジョンにおきましても、極端な人口減少は想定しておりませんので、このことを踏まえた上で、お答えをさせていただきます。

初めに、1点目の吉田町の上水道の現在の経営状況はどうなっていますかについてお答えをします。

水道事業は、地方公営企業法第2条の適用を受け、一般会計から切り離された公営企業として、独立採算の経営原則のもと運営をしております。

地方公共団体の経営する公営企業は、住民の福祉の増進を目的として営まれるものでございますが、企業的な側面も有していることから、一般の官庁会計と異なる企業会計という経理方式により、財政状況を捉えております。

公営企業会計では、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出に区分されておりますが、このうち収益的収入及び支出は、当該年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収入と全ての支出をあらわすものでございます。

収益的収入及び支出の収入には、サービス提供の対価としての料金収入を主体とする収益を計上し、支出にはサービス提供に伴う現金支出のほか、減価償却費のように現金支出を伴わない費用も計上いたします。

この収益的収入及び支出におきましては、当該年度の収入と支出の差が当年度純利益ということになりますが、平成29年度決算では、収益的収入が税抜き5億7,326万8,899円、収益的支出が税抜き4億7,614万1,214円で、当年度純利益は税抜き9,712万7,685円となっております。

この当年度純利益につきましては、過年度分を含めた未処分利益剰余金として議会の承認を得て、次年度以降の資本的支出の費用として建設改良積立金及び減債積立金として積み立てるようにしております。

資本的収入及び支出につきましては、施設の稼働によって住民にもたらされる受益、つまり住民に対するサービスの提供を維持するとともに、将来の利用に対して水道施設の整備を行う建設改良費やこれらに要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還などの資本の増減をあらわすものでございます。

この資本的収入及び支出の収入には、企業債、国や県の補助金、加入分担金などの水道施設を整備するための資金を計上し、支出には、水道施設の整備費や企業債償還金などを計上しております。

平成 29 年度水道事業決算におきましては、資本的収入が税込み 9,102 万 9,682 円、資本的支出が税込み 3 億 7,172 万 4,086 円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2 億 8,069 万 4,404 円につきましては、減債積立金、建設改良積立金、過年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

なお、企業債の発行額 5,800 万円に対し、企業債の償還額は 1 億 5,354 万 6,266 円となっております。水道事業会計におきましては、一般会計と同様に企業債の発行は償還額以下とすることを原則としており、今後 10 年間の投資財政計画となる経営戦略でも、企業債の発行額を企業債の償還額以下とし、世代間の負担の公平性に留意しつつ、企業債の残高を減少させる計画としております。

また、給水に係る費用がどの程度収益で賄えているかをあらわした指標である料金回収率は、約 3 分の 1 の公営企業が 100% 以下である中、当町におきましては、給水原価 101.53 円に対し、供給単価 123.08 円の 121.2% となっております。

これらのことから、良好な経営状況となっております。

次に、2 点目の総務省経営比較分析表を見ると、吉田町の有形固定資産減価償却率及び管路経年劣化率が高く、施設の老朽化が進んでいる状況ですが、アセットマネジメント計画において、吉田町の水道管の更新を必要とする総年数は約何年かかり、全ての水道管延長は何キロメートルで毎年度管路更新率は何%（何キロメートル）として更新する予定ですかについてお答えをします。

経営比較分析表につきましては、毎年各公営企業が報告しております決算状況調査に基づきまして、総務省が取りまとめて給水人口の規模による分類を行い、当該団体の経年比較や類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するために公表しているものでございます。

この中で、有形固定資産減価償却率と管路経年化率も示されておりますが、有形固定資産減価償却率、管路経年化率につきましては、数値が高くなるほど施設の使用年数が経過していることとなります。

このうち有形固定資産減価償却率につきましては、類似団体の平均値より低くなっておりますが、管路経年化率は類似団体よりも高い数値となっております。

この類似団体の平均値より高い値となっている管路経年化率につきましては、総務省と当町との間に見解の差があり、総務省が求める基準とは異なるデータを提出したことから、類似団体より高い数値となっておりますが、現在総務省に対しまして、類似団体と同じ基準によるデータへの修正を申し入れているところでございます。

これにより、修正した数値といたしましては、平成 27 年度が 11.49%、平成 28 年度が 13.75%、29 年度が 12.97% となりますので、この数値に基づき、お答えをさせていただきます。

御質問にありますアセットマネジメント計画についてでございますが、水道事業が保有する資産の状態、健全度を適切に評価し、中長期の更新需要見通しを検討することを目的として、平成 28 年度に策定をいたしました。

この計画では、水道管の寿命を実使用年数で設定し、更新時期を平準化する手法でございます。

管種別の実使用年数として、厚生労働省や日本水道協会の示す基準をもとに、耐震性継手のダクタイル鋳鉄管及び水道配水用ポリエチレン管は 100 年、水道用ポリエチレン 2 層管は 50 年、耐衝撃性硬質塩ビ管は 60 年等と設定をいたしました。

水道管の総延長約 300 キロメートルに対しまして、実使用年数を踏まえて管路更新率年間約 1.3%により更新を実施することができれば、必要となる年数は 1 サイクル 77 年となります。

水道管路につきましては、アセットマネジメント計画及び経営戦略に基づく内容で継続的に更新することができれば、実使用年数以内に全て更新できるものと考えております。

また、管路を更新していく上で重要視すべき水道の指標値が有収率でございます。これは浄水場でつくられた水道水のうち、料金として回収された割合を示すものでございますが、当町は 86.67%と同規模事業体の平均値 84.81%より高くなっており、維持管理につきましても、適正に行われております。

次に、3 点目のその結果として水道料金が高くなることはありますかについてお答えします。

町では、平成 30 年度に 10 年間の投資財政計画となる経営戦略を策定いたしました。

経営戦略におきましては、投資資産及び財源資産の将来予測を立て、投資資産と財源資産の収支均衡を図り、経営戦略の投資財政計画としております。

この投資財政計画では、平成 31 年度以降の水道料金などの収入と施設の維持管理等に要する支出の推移をシミュレーションいたしました。必要な施設更新を行っても今の水準を維持していける状況でございますので、少なくとも今後 10 年間は水道料金の改定は必要ないものと考えております。

次に、4 点目のアセットマネジメント計画や経営戦略及び実施計画に基づいて、水道民営化やコンセッション方式の導入予定はありますかについてお答えをします。

平成 30 年 12 月 6 日に、水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するため水道法が改正されました。この水道法改正の一つに、多様な官民連携の推進があり、公共施設等運営権制度、いわゆるコンセッション方式の導入がございました。

これは利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を自治体が所有したまま、民間企業に水道事業の運営を委ねる方式でございます。

コンセッション方式のメリットとしては、水道事業の経営を含めた全ての業務を民間事業者が包括的に担うことにより、民間事業者のノウハウや活力が生かされることが挙げられます。

一方、デメリットとしましては、国内における水道事業では、いまだコンセッションの導入例がなく、制度的な課題が顕在化する可能性がございます。

また、諸外国においては、民営化することにより、水道料金の大幅な値上げ、水質悪化に伴うサービスの低下及び再公営化などの事例も発生しております。

当町といたしましては、水道は地域や住民の日常生活に密着した健康と安全を守るための欠くことのできないきれいな水を供給する重要な事業であることを踏まえ、水道事業の民営化やコンセッション方式の導入は考えておりません。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 先ほど御答弁いただきありがとうございました。

まず、町には私立と公立の幼稚園、保育園があります。そこでは、正規職員と非正規職員の保育士が働いております。平成30年3月31日の時点で正規保育士は21人、臨時保育士は50人で派遣保育士を6人含めると56人でした。

公立の正規職員の場合は、年齢とともに昇給し、給料が安定していますが、臨時職員の場合は仕事の内容も正規職員と変わらないのですが、給料も安く半年契約です。保育士の不足が騒がれている今、私は現場の半数を占めている臨時職員の待遇も見直して、保育士の不足の解消につながれば子供の安心・安全につながると考えますが、町として保育士の正規職員と非正規職員の労働環境の賃金の格差、労働環境の改善などについて、お考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

正規職員保育士と臨時職員の保育士の待遇ということでお話がございましたけれども、正規職員、臨時職員に限りましては、待遇といいますと、賃金のことがやっぱりあるかと思えますけれども、賃金につきましては、平成28年に賃金の見直しもさせていただきながら、近隣の状況も踏まえまして、当町の臨時保育士の賃金体系のほうも改善させていただいております。

そういった中で、今臨時職員の給与体系を少し申し上げますと、フルタイムで働いていただいている臨時職員については、通常ですと1時間幾らというところの単位で賃金のほうを支払っていたものを月給制にさせていただきながら、しかも経験年数を踏まえて月給制のほうを充てさせていただいておりますので、そういった意味では、年数が上がっていけば、それに伴って月額も少し上がっていくというような処遇にさせていただいております。その中でフルタイムでなければ、それでも経験年数によって時給のほうも上げさせていただいているところで、処遇のほうは改善させていただいております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） ありがとうございました。

では、国は幼児無償化にかかわる費用を2020年3月まで全額負担すると発表していますが、国からの負担が終了後、町の私立、公立の保育園、幼稚園に対して負担することになりますが、そのとき外国人労働者の子供への対応も必要になってくると思うんですよ。子供が日本人だけではなく子供は全ての子供なので、今いる人たち日本人以外の子供たちの対応も必要になってくると思うんですけれども、その対応についてはどのようにお考えですか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

外国人のお子様の対応につきましては、無償化とは関係なく今も外国人の子供様というのは、保育園に合致すれば入所しておりますので、そこはちょっと無償化とは違うかなとは思っております。お子さんについても、日本語がしゃべれる子と全然日本語がしゃべれない子、さまざまなんですけれども、うちのほうもちょっと外国語で話ができる保育補助さんという方も採用しておりますので、その言葉で合っていればお話をしながら、対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） すみません。今先ほど言われたことは確かにそうだと思うんですけれども、やはり幼児無償化ということを開かれた外国人の方とかも、当然そこに行きたいという考えがあると思うので、今質問させていただきました。

ではもう一つ、今、保育園にいる方が今度幼稚園も無償化なら幼稚園に行きたいと思う方はたくさんいると思うんですけれども、そうしたとき、保育園から幼稚園に来た人たちの対応についてお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

今、議員さんのほうからたくさんいるというお話でそのたくさんかどうかというのは、ちょっとごめんなさい、わからないですけれども、保育園に入所するには、先ほど町長も答弁させていただいたとおり、保育が必要な方が入所できます。逆に幼稚園というのは、保護者が幼稚園を希望される方が幼稚園に契約で入所することになりますので、私たちが保育園にいる子供を幼稚園に行ってはだめだということでもございませんので、それは親の希望で行けるのではないかというふうに考えております。

あと無償化のことにしましては、幼稚園であろうが保育園であろうが3歳から5歳のことにしましては、国の施策のとおり実費のもの以外のもは無償と変わりませんので、同じだと思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 今答弁されたとおり、親の希望で保育園から幼稚園に行きたいよという人があるということはありますね。先ほど入所条件でありました子供の増加したときの保育士の人員の確保というのがありますけれども、私立の保育園に対しても、やはり何らかの保育士が不足する事態はあるかと思っておりますので、その辺はちょっと考えたほうがいかなと私は思いました。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 幼稚園のことが今話に出ましたので、1点だけお話をさせていただきたいと思いますが、保育園と幼稚園と一緒にお話をされておりますが、大きく違うところは保育園は公立であって、幼稚園は私立であるということでありまして、私立の幼稚園の場合ですと、許認可は県になっておりまして、町が許認可権者ではないというようなところもありまして、町がその公立でもない私立の幼稚園の経営だとか、そういうところに基本的に口出しのできるような立場にないということから、なかなか一緒に幼稚園と保育園を考えていただくのは難しいのかなというふうに思っております。



以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 保育士の不足に伴うことということで、答弁いただこうと思っていたんですけども、預かり延長保育を実施している幼稚園の開設時間が8時間を超えた場合は、各時間帯で配置基準を守るだけの保育所を確保しなければならないんですけども、ほかにも保育士が休憩を十分にとれるように、1日の中でちゃんと休憩時間を確保できるように考えると余裕を持った保育士の人員配置が不可欠だと思うんですけども、今の保育士の人数で考えますと、その余裕を持った時間がとれているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） 預かり保育で幼稚園というお話、ちょっとそれは抜きとして、保育園の中で勤務がお休みをもらえているかというお話でお答えをさせてもらいたいと思います。

臨時さんとか正規の職員もそうですけれども、一応お休み時間、お昼休みということも設定させていただいております。御飯は子供たちと一緒に食べて、その後、お休みの時間というふうに設けさせていただいているんですけども、子供たちにはお休みがないものですから、子供たちの様子を見ながら、ちょっと交代でお休みをするような形で、今保育の運営をしております。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 今度、水道のほうに移りたいと思います。

先ほど答弁いただきましたとおり、吉田町の管路経年化率を法定耐用年数40年を超えている水道管の老朽化が最もピークになるのはいつごろかというのを質問させていただきたくてんですけども、40年を超えている水道管、今老朽化が一番ピークになろうとしている時期はいつごろですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

ちょっとお答えになっているか、わからないんですけども、現状でいくと平成28年が13.75%ということで、過去からの数字でいくとピークには現状はなっているんですけども、今後については、この28年度に策定した経営戦略で年間更新率を、先ほど答弁でもありましたように、1.3%実施していくことで、ここのそれに合わせて管路更新率が今まで1%以下だったものが1.3%でやっていけば経年化率は徐々にですけども、下がっていくと考えておりますので、現状で今までいくとピークは平成28年度にはなっていますけれども、今後の行方はちょっと更新の延長にもよって変わってくるので、具体的に答えられないです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 今現在のところで言うと、ちょっとまだわからないというか、難しいというところですかね。答えというところでちょっと難しい。今わかっている段階でここがピークになるよというのはわかりにくいということですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

おっしゃるとおりで、今後は今までどおり管路更新率が1%以下だったものを改善してや  
っていくんですけども、布設していく管の口径が何年に、管の口径が大きいと当然延長は  
短くなってしまいますので、一概に何年にピークというのは明確に出ていない状況です。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） では、水道管の腐食状態は埋設土中によって異なるんですけども、  
一般的に耐用年数40年を超え、使用期間が長ければ長いほど漏水事故の可能性が高まりま  
す。今、使用している最も長い水道管はどこですかという質問なんですけれども、一番長い  
水道管の年数、何年かわかりますか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

年数で言うと、一番古いものであると昭和35年というものも現状使っている管がありま  
す。あと吉田町の給水区域の場合に、牧之原市の坂部とか坂口にも給水しているんですけども、  
この坂部、坂口なんですけれども、もともと地元の方が山の水を使っていた簡易水道  
を浄水に切りかえているので、その年数がちょっと生活したころに多分やっているんだと  
思うんですけども、何年かとかいうのがわからないので、今で言うと、一番古いのは35  
年に埋設した管で、約50年ぐらいはたっているものが古いものだとあります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） では、アセットマネジメント計画に基づいて、使用期間の年数で今考  
えられる中で、一番長い更新する管ありますよね。計画の中で一番長いのはどこになりま  
すか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 議員のおっしゃっている長い管と言っているのが実使用年数  
の設定していることでよろしいと解釈した場合であれば、答弁にありましたダクタイル鋳鉄  
管のGXとか、これ耐震性の管なんですけれども、あと水道配水ポリエチレン管というもの  
は100年にはなりますけれども、答弁になっているか、ちょっとわかんないですけども、  
以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） すみません、質問がちょっと悪かったです。

アセットマネジメント計画において計画していく中で、更新までの管の使用期間が長くな  
る水道管は、必ず発生してくるんだと思うんですよ。30年たっているものであったとして  
も、その更新までの時間がマネジメント計画を立てた中で長くなる。20年たったものが50  
年ぐらいたってしまう。そういう管はありますかということをお願いします。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員おっしゃっているそういう管は当然あります。ただ、この管の経年化率で、老朽化し  
た管の管理も当然通常水道の配水量システムで配水量とか管理している中で、古くても適正  
に維持管理していれば長く使えるものも実際あります。当然、漏水調査なり現場を回って当

然古い年数ですけれども、それより新しい管でも、はでているものもありますし、その管理を適正に老朽化の更新するときに、しっかりした目でというかしっかり整理した上で更新することで老朽化率を減らすことが大前提ですけれども、老朽管があったとしても適正に管理していけば、先ほど答弁のあった有収率、そこと管路経年化の老朽化率を同様に比較しながら維持管理していますので、管路経年化率が高くなって有収率も下がってしまうと、当然経営としてはよくないので、そこはしっかり適切にやっていかななくてはならないところになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 更新工事に伴いますけれども、一番使われている水道管の種類についてちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

現状でいきますと、一番使われている管種としましては、水道配水用ポリエチレン管という管種でありまして、この管種は当然耐震管になっております。それとその次に使っているのもダクタイル鋳鉄管のGS管ということで、これも東日本等で被災がないというものの管種、この2本が一番メインな管種になって実施しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） ポリエチレン管ということでしたけれども、更新基準の初期設定値は40年、法定耐用年数ですね。40年で実用年数の設定値が40年、事故率耐震性を考慮した更新基準としての一案としては60年を設定していますけれども、更新工事を行って、マネジメント計画を立てた上で、最初にやったものがだんだんまた古くなってくると思うんですけれども、そういったときに、20年たったものに対しても、更新工事はかけていく予定はありますか。

要は埋めたものに新しくつくったけれども、時間がたてば古くなってしまうので、古くなったものに対してまた更新工事をかけ直すということをするのか、実用年数がまだまだ壊れないから、まだ大丈夫だろうとってどんどん延ばしていくのかということを質問させていただきます。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

基本的には、今設定してある年数で更新はしていきます。ただ、そのときの状況の今ある計画の中で、しっかり先ほども言った維持管理、漏水しているかどうかというのは、サイクルで定期的に行っていきますので、その中で優先順位を決めて行っていきますけれども、その辺で、その辺でというか、基本的には漏水してなくて、むやみに年数が来たからとやることはしません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 水道に期待されるものは、いつでも、誰でも、どこでも安心・安全で、おいしい水が必要な量を合理的な対価をもって継続的に受けられることだと思うんです。

よ。今後も水道、命の水、これは大切なことなのでしっかりと管理・調査していただ  
きながら、対策を練っていただきたいと思います。

以上で、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 以上で4番、中田博之君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時40分とします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時37分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 楠元由美子君

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

〔2番 楠元由美子君登壇〕

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元由美子です。

私は、令和元年第2回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、事前に通告してありま  
すとおり、吉田町教育大綱について教育長にお尋ねします。

初めに、平成28年2月、田村町長は教育を取り巻く環境の大きな変化に伴い、これから  
の教育は子供から高齢者までの人々の成長を見据えながら、学校、家庭、地域が相互に連携  
し、社会全体でそれぞれの教育力の向上を図ることが求められているとし、本町の教育、学  
術、及び文化の復興に関する総合的な施策の方針、吉田町教育大綱を定めました。

現在吉田町は、吉田町教育大綱に基づき教育施策の推進を四つ掲げ、平成28年度から平  
成31年度の4年間取り組んでいます。

この大綱は、第5次吉田町総合計画の前期基本計画に合わせ、「生涯にわたり学びあい高  
めあう人づくり」という教育目標のもと、1、主体的に学び、社会を生き抜いていける幅広  
い知識と教養の習得を推進します。

2、思いやりをもち、あたたかい心のかよう人々が相互に助け合い喜びをもって学びあ  
う環境をつくります。

3、目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛え、まちぐるみで健康の増進を推進します。

4、郷土に築かれた歴史・伝統や文化を継承するとともに、町民の文化活動を振興しま  
す。という基本方針で成り立っています。

その一つの施策で、思いやりをもち、温かい心のかよう人々が相互に助け合い喜びをも  
つて学びあう環境をつくりますでは、吉田町内にある小中学校4校全ての教室においてエアコ

ンを取りつけ、昨年度の猛暑時には、子供たちにとっても快適な学びの場となり、安心して教育が受けられました。

また、地域の子供は地域で育てる。地域教育推進のおかげで、子供たちが安心して学校に通うことができたことをうれしく思います。

そこで、以下、質問します。

1、最終年度を迎えて、現在吉田町教育大綱施策の目標達成率はどうなっていますか。

2、主体的に学び、社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進しますの重点施策の一つに、一人一人の個性と発達段階に応じたきめ細やかな教育を推進していきますとありますが、具体的にどんな施策を行っているのでしょうか。

3、目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛え、まちぐるみで健康の増進を推進しますとありますが、昨年度、南地域小学校陸上競技大会が最後の年となり、また運動会の選抜リレーが全員リレーへと変わりつつある小学校もある中で、目標に向かって挑戦し続ける心と体をどのような教育活動で鍛えてきたのでしょうか。

4、地域の歴史・伝統やすぐれた芸術文化に触れ、親しむ機会の充実を推進していきまとは、具体的にどんな取り組みを行ってきたのでしょうか。

以上が私の質問の要旨です。明確な御答弁をよろしくお願いします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） まず初めに、1点目の御質問である最終年度を迎えて、現在吉田町教育大綱施策の目標達成率はどうなっていますかについてお答えさせていただく前に、教育大綱の性格から述べさせていただきたいと思えます。

教育大綱とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとして規定されているとおり、教育及び文化の振興に関する大きな方向性を示すものとして、作成が義務づけられているものであり、当町においても、こうした趣旨を踏まえ平成28年2月に策定されております。

その策定経緯を簡単に申し上げますと、本大綱はまず学校、地域等で教育に従事している方や教育学に精通している方を委員とする吉田町教育推進委員会を立ち上げて、具体的な検討を重ね、本委員会の意見をもとに事務局にて素案を作成しパブリックコメントを実施した後、総合教育会議における議論を経て策定されました。

なお、計画期間は平成28年度から平成31年度までの4年間となっており、議員御指摘のとおり、本年度が大綱の最終年度となっております。

また、本大綱は、教育目標、基本方針、施策の方向性という内容から構成されており、教育目標は吉田町の目指す教育を明らかにし、基本方針は教育目標を踏まえた教育施策の大きな方針を示し、施策の方向性は基本方針に基づき重点的に取り組む施策の方向性を掲げております。

その上で、議員御質問の目標達成率についてお答えさせていただきます。

なお、大綱とは、その名のとおり、大きな方針や方向性を定めるものであるため、その性格上、具体的な施策や指標は大綱自体に盛り込まれておりませんが、教育大綱は当町の最上位計画である第5次吉田町総合計画前期基本計画の分野別計画としての性格も持ち合わせており、その目指すところは軌を一にするものでございますので、基本的には、その指標を用いて評価をしていくこととなるため、以下、総合計画前期基本計画において設定した指標及びその達成状況を述べさせていただきます。

なお、教育大綱及び総合計画前期基本計画の計画期間は本年度末であり、今年度1年間その期間が残っていることや現時点でお示しできる直近のデータのほとんどが平成29年度のデータであることから、これから述べる内容については、基本的に平成29年度時点の中間評価という位置づけとなります。

それでは、まず一つ目の教育大綱の基本方針、主体的に学び、社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進しますについてお答えします。

本内容については、幼児教育、学校教育、生涯学習という三つの分野から構成されております。

初めに、一つ目の幼児教育分野についてですが、幼児教育分野における指標は、幼稚園、保育園、小学校の連携会議の設置運営を年3回開催と幼・保・小連携教育を受講した幼児数が延べ1,000人の二つがあり、一つ目の連携会議の設置運営については、平成29年度現在、保育園、幼稚園及び小学校が子供の様子を伝達し合うための保幼小連絡会を年2回、また、幼稚園、保育園、小学校の円滑な接続を図るための教育を検討する吉田町幼児教育カリキュラム実施委員会等を年5回開催しておりますので、現時点において既に目標を達成しております。

また、二つ目の連携教育を受講した幼児数については、平成29年度現在、864人となっておりますが、昨年度、今年度の状況を推しはかりますと、本目標についても達成できるものと考えております。

次に、二つ目の学校教育分野についてですが、学校教育分野の指標は全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差について、平成29年度に小中学校ともに全科目全国平均正答率以上を達成し、以後継続させる。土曜学習、夏季補修の参加者数が延べ4,300人、朝食を毎日食べる児童生徒の割合が100%の三つが設定されております。

このうち一つ目の全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差については、小学校では平成29年度に全ての科目で全国平均を上回りましたが、それを継続することができませんでした。

また、中学校では平成29年度に全ての科目で全国平均を上回ることができておりませんので、未達成となっており今後TCPトリビンスプランを中心としてさらなる取り組みの推進を図ってまいります。

二つ目の土曜学習、夏季補修の参加者数については、平成29年度現在、3,582名であるため、今年度には目標を達成できるとの見込みを持っております。

三つ目の朝食を毎日食べる児童・生徒の割合については、平成29年度現在児童98.3%、生徒98.0%となっておりますことから、さらなる働きかけを検討してまいりたいと考えております。

最後に、三つ目の生涯学習分野についてですが、生涯学習分野の指標は、生涯学習教室参加人数が年間 800 人、寿大学受講者数が年間 120 人、図書館来館者数が年間 13 万人の三つが設定されております。

このうち一つ目の生涯学習教室参加人数については、平成 29 年度は 753 人、また二つ目の寿大学受講者数については、平成 29 年度は 71 人でございます。

そして、三つ目の図書館来館者数については、平成 29 年度は 12 万 2,402 人でございます。今年度は英語多読などの企画も予定しておりますので、さらなる来館者の増加を目指し、魅力ある運営をしてまいりたいと考えております。

以上が基本方針の一つ目の柱、主体的に学び社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進しますの状況になります。

次に、基本方針の二つ目の柱、思いやりをもち、あたたかい心のかよう人々が相互に助け合い喜びをもって学びあう環境をつくりますについてですが、本内容については、コミュニティー地域教育及び青少年健全育成という三つの分野から構成されております。

このうち一つ目のコミュニティー分野についてですが、コミュニティー分野の指標は、コミュニティカレッジ受講者数が年間 55 人となっており、平成 29 年度は 45 人ございました。

次に、二つ目の地域教育分野についてですが、地域教育の分野の指標は地域教育推進事業への参加者数が年間 120 人、チャレンジ教室参加者数が年間 500 人の二つとなっており、このうち一つ目の地域教育推進事業への参加者数については、平成 29 年度は 102 人、また二つ目のチャレンジ教室参加数については、平成 29 年度は 362 人となっております。

次に、三つ目の青少年健全育成分野についてですが、青少年健全育成分野の指標は笑顔いっぱい運動スタッフベスト配布枚数が累計 1,300 枚となっており、平成 29 年度は累計 1,245 枚となっております。

以上が基本方針の二つ目の柱、思いやりをもち、あたたかい心のかよう人々が相互に助け合い喜びをもって学びあう環境をつくりますの状況になります。

次に、基本方針の三つ目の柱、目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛え、まちぐるみで健康の増進を推進しますについてですが、本内容については、スポーツ・レクリエーションの一つの分野から構成されております。

スポーツ・レクリエーションの分野の指標は、各種大会、スポーツ教室等への参加人数が年間 2,800 人となっており、平成 29 年度は総合体育館の耐震補強改修工事もあり、年間 1,979 人となっております。

最後に、基本方針の四つ目の柱、郷土に築かれた歴史・伝統や文化を継承するとともに、町民の文化活動を振興しますについてですが、本内容については、芸術文化、文化財の一つの分野から構成されております。

芸術文化、文化財の分野の指標は、芸能祭出演者数が年間 700 人、文化展出展者数が年間 2,000 人、芸能祭、文化展等入場者数が年間 4,000 人の三つであり、一つ目の芸能祭出演者数については、平成 29 年度は 721 人、二つ目の文化展出展者数については、平成 29 年度は年間 1,530 人、三つ目の芸能祭、文化展等入場者数については平成 29 年度は年間 2,537 人となっております。

以上が平成 29 年度時点における進捗状況となっておりますが、これら以外にも教育大綱作成時において直接的な目標及び指標とはなっておりませんが、大綱の計画期間において、吉田町教育元気物語「TCP トリビンスプラン」を策定し、小中学校へのエアコン設置や照明のLED化、トイレの洋式化などの学校の環境整備や放課後子ども教室の設置、拡充などの地域で子供を育む体制の充実を図ってまいりました。

また、シニアカレッジの開設などの生涯学習活動の推進、総合体育館の耐震補強改修及びトレーニング室のリニューアルなどのスポーツ振興の取り組みなど、大綱に掲げた基本方針に基づき多くの施策を実施しているところでございます。

吉田町教育大綱は、本年度までが計画期間となっておりますので、教育委員会としては引き続き大綱に掲げられている教育目標であります生涯にわたり学び合い高め合う人づくりに向かって各種施策を推進してまいります。

次に、2点目の主体的に学び、社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進しますの重点施策の一つに、一人一人の個性と発達段階に応じたきめ細やかな教育を推進していきますとありますが、具体的にどんな施策を行っているのでしょうかについてお答えします。

議員も御承知のとおり、県内では、学校における授業は35人を基本とする学級の中で一斉指導という形で行われております。このことは多くの児童・生徒がある年齢に達すれば、その年齢に応じた発達段階に到達しているということを前提としています。

しかし、児童・生徒一人一人に目を向けてみますと、学校にはさまざまな個性や特性を持った児童・生徒が在籍しており、その中には例えば文字や数字を認識することに困難を抱えていたり、人間関係の形成に困難を抱えていたりする児童・生徒もおります。

教育委員会では、こうした児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、専門的な指導、助言をすることが、その持てる力を高めることや生活や学習上の困難を改善、または克服することにつながるもので考えており、こうした視点に立った教育施策の展開を教育大綱では、一人一人の個性と発達段階においたきめ細やかな教育と示しております。

具体的な取り組みとしては、大きく三つございます。

まず一つ目は、言葉の教室の設置でございます。

言葉の教室とは、例えば拗音や吃音、促音の発音など、言葉に関して困難を抱えている幼児及び児童に対し、その改善、克服を図るとともに、充実した家庭、学校及び社会生活を送ることができるよう教育相談も含めた言語指導などの必要な支援を行うために設置したもので、現在自彊小学校の空き教室を活用して実施しております。

二つ目は、通級指導教室の設置でございます。

通級指導教室とは、障害は認められるもののその程度が比較的軽いと判断される児童生徒に対し、その程度に応じてきめ細かい指導をすることで、その障害の改善を図ることを目的として特別の教育課程を編成し、特定の時間帯に在籍している教室ではない教室に通い、教員による専門的、個別的な指導を受ける教室のことで、現在自彊小学校内及び吉田中学校内に設置しております。

三つ目は、適応指導教室ステップルームの設置でございます。



さまざまな背景から学校に登校できない児童・生徒を対象といたしまして、教育相談、学習支援等を行うことにより、学校復帰を支援するものでございまして、中央公民館の学習室にて毎週火曜日から金曜日まで、9時から11時半まで開室をしております。

このほかにも支援を必要とする児童・生徒の教育を円滑に実施するため、巡回相談員の配置や不登校などの早期発見及び早期対応並びに不登校児童・生徒の支援を行い、不登校の拡大を防ぐための子供と親の相談員の配置、いじめ、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識、技術を備えたスクールソーシャルワーカーの配置、さらに特別支援学級における指導の充実を図るための特別支援教育支援員の配置など、さまざまな教育ニーズに対応した施策を実施しております。

次に、3点目の目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛え、まちぐるみで健康の増進を推進しますとありますが、昨年度、南地域陸上大会が最後の年となり、また運動会の選抜リレーなどが全員リレーへと変わりつつある小学校もある中で、目標に向かって挑戦し続ける心と体をどのような教育活動で鍛えてきたのでしょうかについてお答えします。

御質問にあります目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛え、まちぐるみで健康の増進を推進しますという基本方針には、教育大綱において、いつでもどこでも誰もが気軽に楽しめるスポーツ振興を推進していきまます及びスポーツ・レクリエーション活動を支える団体の育成、連携を推進していきまますという二つの重点施策が掲げられておりますので、まずは教育大綱との関係において回答をさせていただきます。

一つ目の重点施策である、いつでもどこでも誰もが気軽に楽しめるスポーツ振興の推進については、これまで初心者スポーツ教室やソフトランニング教室など、初心者でもスポーツの楽しさを感じてもらえるような講座の開催や町駅伝大会やソフトボール大会、グラウンドゴルフ大会など、技や体力を競う要素を含んだ大会の開催、さらに町民全体の体力向上のため、総合体育館におけるトレーニング室のリニューアルなどを行ってまいりました。

二つ目の重点施策であるスポーツ・レクリエーション活動を支える団体の育成、連携の推進については、さまざまな競技団体が加盟する町体育協会や児童の心と体を育てることを目的とする野球やサッカーなどのスポーツ少年団活動の事務の補助や活動費の補助等を行ってきております。

また、教育大綱の施策体系からは外れますが、御質問にあります教育活動を学校における教育活動と解釈して申し上げますと、目標に向かって挑戦し続ける心と体とは、学校教育全体を通じて養われるものであると考えておりますが、その中で、より関係が深いと考えられる内容として、まず、目標に向かって挑戦し続ける心については、道徳科の中で、小学校高学年では、より高い目標を立て希望と勇気を持ち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くことを、中学校では、より高い目標を設定し、その達成を目指し希望と勇気を持ち困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げることを取り扱うこととしております。

また、特別活動を中心として学校全体で行われているキャリア教育においても、子供たちは、目標を持つことやそれに向かって努力することの意義や大切さを学んでおります。

さらに、そのほかのさまざまな授業の場面においても、課題に応じて繰り返し試してみたり、何度も考え直してみたり、諦めずに挑戦し続けたりといった活動が行われているところです。

そして、日々の体育の授業や運動会、持久走記録会といった学校行事においても、競争したり仲間と協力したりする中で、目標に向かって挑戦し続ける心と体が養われているものと考えております。

次に、4点目の地域の歴史・伝統やすぐれた芸術、文化に触れ親しむ機会の充実を推進していきますとは具体的にどんな取り組みを行ってきたのでしょうかについてお答えします。

議員の御指摘の内容は、吉田町教育大綱に掲げられている四つ目の基本方針の郷土に築かれた歴史・伝統や文化を継承するとともに、町民の文化活動を振興しますの中の重点施策の一つとして掲げております。

その上で、地域の歴史・伝統に親しむ機会の充実にかかわる具体的な取り組みとしましては、学校教育では、小学校において吉田町の歴史や伝統を学習するため、町独自の教材を作成、配布しており、この教材を授業で活用してもらうことで、子供たちに吉田町の歴史や伝統に親しむ機会を提供しております。

また、学校教育以外にも、それぞれの地域住民の皆さんにより、歴史や伝統を受け継ぐ活動が行われており、教育委員会では、それらを支援しております。例えば、北区地域教育推進協議会では、地域の大人が子供たちと一緒に、その地域の文化財や歴史的遺産をめぐるふるさと探検ウォークを実施しており、放課後子ども教室推進事業では、川尻地区において神楽の舞や昔の遊びなどの体験教室を実施しております。

さらに、地域の歴史・伝統を継承していくため教育委員会では、文化財について調査、審議する機関として吉田町文化財保護審議会を設置しており、町指定文化財の調査研究のほか、町の歴史や伝統、文化財についてシニアカレッジや寿大学等の講座に出向き、講演活動を行っております。

次に、芸術文化に親しむ機会の充実についての具体的な取り組みとしましては、プロの劇団による演劇や日本を代表するオーケストラによる公演等を芸術鑑賞教室として年2回、小学校ごとに順番で実施しております。この教室では、子供たちがすぐれた芸術を鑑賞し、芸術のすばらしさを直接肌で感じることによって、普段は体験できない芸術文化に少しでも親しんでいただきたいと考えております。

そのほか、町では、歴史や伝統、芸術文化に親しむ機会として、小山城お花見茶会やスプリングジャズライブ、文化展、芸能祭等、さまざまな事業を展開しております。

今後ともこうした施策の展開により、多くの皆さんが地域の歴史・伝統や多種多様な芸術文化に親しむことができる機会の充実を図ってまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 1の再質問です。

今年度ICTの充実を図る環境づくりも始まり、ハード面が充実していく予定ですが、この吉田町教育大綱の重点施策には入っていなかったことを行うことにした理由を教えてください。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） はい、学校教育課でございます。

今議員のおっしゃいましたICTの充実につきましては、文言としてはこの重点施策に記載はございませんが、この施策の中に主体的に学び、社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進します。この中に確かな学力の定着を推進する部分ですとか、その次の思いやりをもち、あたたかい心のかよう人々が相互に助け合い喜びをもって学びあう環境をつくり出す快適な学びの場の充実により、安心して教育が受けられる環境整備を推進していきますといった中に、当然学力を定着させるためにICTを充実させるというのは非常に重要なことだと考えておりますので、こういったところに、事業としては実際実施をしているものですので、そういう御理解でお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 本年度が吉田町教育大綱の最終年度ですが、次の策定に向けてはICTのハードの充実に伴い、セキュリティーなどのソフトの面も今後の課題となってくると私は考えます。

焼津市のNPO法人イーランチのネットパトロールでは、SNS上に上がってきた対象の学校内の子供の名前や写真を全てチェックすることによって、事前にトラブルを防ぐという効果があります。保護者の目の行き届かないところをパトロールしてくれるということで、子供を守ってくれますが、吉田町ではセキュリティーなどのソフトの面をどのような形で子供たちを守っていこうとお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） はい、学校教育課でございます。

セキュリティー等ソフト面の対策につきましては、まずは、やはり学校でそのタブレット等を使うときに、SNS等の怖さであるとか、そこに個人情報やそういった写真等を載せてはいけない。そういったものをまず教えて、そういうことを指導していくことが重要だと考えておりますので、そういったところを中心に学校の中で行っていきたいと考えております。

また、そういったタブレット等を使うとき以外にも、学校のほうでは講演会等も実施しながら保護者も巻き込みながら、そういった指導を行っておりますので、今後につきましても、パトロール等をというよりも、まず、その最初の利用についてというところで、事業を実施していきたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） セキュリティーの重要性については、昨年度吉田町PTA協議会でスマホ、SNSとのかかわり合いについての話し合いが行われました。スマホを利用する年齢も低年齢化しつつあり、小学校の課題と中学校の課題が異なり、一つの解決策には至りませんでした。中学校では、今年度予算をつけ3回ほどネットパトロールをすることになりました。本来ならもう少し手厚くやるべきことであり、予算化も必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） はい、学校教育課でございます。

ネットパトロールにつきましては、確かに今年度中学校のほうでPTAの予算の中で、そういった事業を実施していくということで伺っております。そのネットパトロールについて、今年度、中学校が実施した成果等を聞きながら、こちらもちよっと事業をどうしていく

のかというのは、考えていきたいとは思いますが、これはやはり学校の中だけのものでもないもんですから、やはり保護者と連携したり、地域と連携するという中で事業のほうを検討していきたいと思えます。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 次に、三つ目の再質問に移ります。

高学年になると、特に挑戦したい思いも強くなってくると考えます。今まで南地域小学校陸上競技大会が挑戦し続ける心と体を鍛え、中学生になってからかかわる部活動へのつながりの一つになっていました。せめて吉田町内の小学校だけでも南地域小学校陸上競技大会にかかわる何かを行ったほうがよいのではと考えますが、その点、教育長はいかが考えますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、御質問にありました南地域小学校陸上競技大会ですけれども、こちらは開催の性格と伺いますか、どういったところが実施をしていたのかということから、少し説明をさせていただきたいと思うんですが、これは学校であるとか、教育委員会が主催をして実施していた事業ではなく、一般社団法人榛原地区教育協会というような団体が主催をしていたものでございます。

この教育協会には、学校の代表者として榛原地区の校長の代表でありますとか、またはPTAの会長の代表の方々が、その役員に名前を連ねているものというふうに認識をしておりますけれども、その方々の話し合いの中で、これはその教育協会のほうから各保護者宛て、また教育委員会宛てに文書がその見直しということで平成29年に届いておりますけれども、その中でなぜやめるのかということについては、新学習指導要領に対応するために、授業時間数がふえていくというようなことでありますとか、児童の技能の向上が練習時間が十分確保できないため、難しくなってきた。または、けがや健康面での懸念というようなことがあることから、この一般社団法人榛原地区教育協会では、平成30年度をもってこの事業を終わるというようなことで報告を受けております。したがって、そういう理由で終わる、我々が主催してきたわけではないですけれども、終わるということで聞いておりますので、それはそれでいたし方ないのかなというふうに思っております。また、そういったことも踏まえますと、基本的に、その吉田町の3小学校だけ、この理由があって終わったものを、3小学校だけですぐ復活ということは、なかなか考えにくいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 中学校の活力祭では、毎年恒例の小学生対抗リレーが行われていますが、今後も継続して行われますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、これまで議員がおっしゃられたように、中学校の活力祭の中で小学校が対抗のリレーを行ってございました。このことについては、実は昨年度の7月ですけれども、町内の校長会のほうから教育委員会に対しまして、小学校対抗リレーの参加の終了についてというような申し入れがございました。そこで、学校とも協議をいたしまして、この吉田中学校の活力祭で行ってございました小学校の対抗リレーの大会への参加についても、平成30年度をもって終わるということで考えております。このことについては、実

は先ほど申し上げました南地域の陸上大会のリレーのために練習をしていた子供たちが中学校に来て、リレーをというようなことを行っていたわけですが、そもそも南地域の陸上大会がなくなるというようなこともありまして、その練習の期間、またその競技力の向上のために充てる時間というのがそもそもなくなってしまったものですから、この活力祭へのリレー参加というのも、この南地域の陸上大会の終了をもって終了ということで決定しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 四つ目の再質問に移ります。

一例ですが、奴道中も地域のすぐれた伝統芸能ですが、なり手が年々少なくなっていると関係者から聞いております。学校教育の中で、子供たちに触れる機会をと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） はい、学校教育課でございます。

地域の伝統芸能等のお祭り等につきましては、小学校の社会科、3年生の社会科において取り扱っております。その中で、学区に関係した年中行事というところでお祭りを取り扱っているんですが、その中でやはり子供たちが興味を持てば、その奴についても、実際調べ学習をしたりですとか、あと昨年ですと、実際に神主さんにお話を伺いながら奴のことも教えていただいたという経緯もございますので、基本的には学校教育の中では、小学校の3年生の社会科においてまずはやっていると。その後、総合の時間等でそういったものを取り上げながら、お祭り、奴、そういったものを詳しく調べるということもございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） ここ最近の吉田町では、学校教育が終わり高校卒業後の進路が県外に進む方向性もあり、奴をお願いできる若者が少なくなっているようです。せっかく中高生まで引き継がれていた伝統文化が途絶えてしまわないように、また、18歳から25歳までの若者がもっと吉田町に住み続けてくれるような教育活動などはお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 今、御質問にありました18歳から25歳までの青年が吉田町に住み続けてくれるための教育活動と言われてしまうと、なかなかこういった教育活動をとすることは難しいなというふうに思いますけれども、ただ小学校から中学校段階に上がる中で、当然、郷土を愛する心であるとか、この吉田町のよさを知るだとか、そういったことは、それぞれの発達段階に応じて指導、指導というか、学ぶことになっております。そういった中で、この吉田町に対する子供たちが郷土だというような思いを持ってくれるというような教育を行っていくということは我々としてできることかなというふうに思っております。

以上です。

○2番（楠元由美子君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、2番、楠元由美子君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 3時19分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会 15 日目、最終日であります。  
ただいまの出席議員数は 13 名であります。これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎議案第 26 号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） これから議案審議に入ります。  
日程第 1、第 26 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
これから質疑を行います。  
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とにならないようお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第2、第28号議案 平成31年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電気設備更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議員派遣について

○議長（増田剛士君） 日程第3、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定いたしました。

---

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（増田剛士君） 日程第4、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則



第 71 条の規定によって、お手元に配付したとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 以上で、令和元年第 2 回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

---

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） ここに令和元年第 2 回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6 月 3 日以来 15 日間にわたり、諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様様の御健勝を心から御祈念申し上げ、まことに意を尽くしますが、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上をもちまして、令和元年第 2 回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 9 時 0 5 分